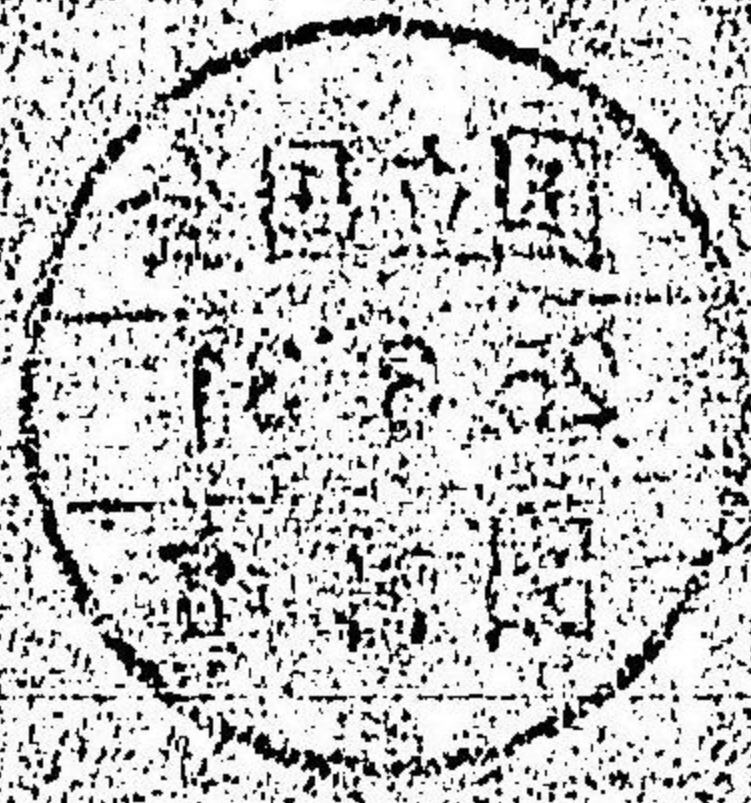


二A77

百家說林

卷七

家屋雜考



175518

澤田名垂小傳



○澤田名垂小傳

澤田氏の生卒年月等いまだ詳かよせむ左の記事に本書所藏主大儒修澤田名垂編者

端に記載してありしものなりいま姑くこれを掲げて小傳に代ふ
名垂大人の澤田新右衛門と稱せり會津の藩士として和漢の學に通ぜし大儒なり文政
十年二月藩侯の命に因りて和學仕方の意見を上りぬ其の大意は左の如し

士分以上の子弟は文武兼修をべき者なれむ四書五經の素讀相濟み史記漢書の獨看
相成る頃より弓馬刀鎗の餘暇は三鏡神皇正統記源平盛衰記承久記太平記應仁記太
閔記の類より御當代の記録どもを手當り次第に讀ませ常は古今治亂の跡及び賢君
俊士の事など相互に咄し合ひ倦怠を生ぜざる様は修行させ往古の政令公事等を心
得見たま頃より六國史律令延喜式職原抄等の書へ取懸らせ公家武家の故實などへ
廣く渉る内は面々の目當もをわり且その人々の長所短所も相知れ然る上よて專
門の修行を命ぜらるべし初學の順序は先この様の振合よて然るべし
次は世の神道學者歌學者の偏執頑陋なることを論じたりこの大人が學植の深奥よし
て識見の高きこと見るべきなり

この意見書の東京學士會院雜誌第六編の二あり又天保中水戸の景山公が弘道館
設立の時會津の藤祖以来學事の意を注ぎたりしを以て必良制あるべしと諮問せ
しをり大人のこの意見書を以て答へたりとぞ(藤田東湖が跋文に其學識無到議論
公平を感稱したり)

世に「あなをかし」と題せる戯著ありこれも大人の筆にされる者と云ひ傳ふされば其
雅俗仁鄙の通儒なること實に景仰に堪へざるなり

上古以来。貴賤家作の制。種々沿革あり。國史紀傳の載せる所。とみ
は辨じ難き事まゝ多し。故にまたび堂上家。武家家作の沿革をま
づめ。つくり同トくして名を殊よし。名同くして作を異にするた
ぐひ。是のれ考へ合せて。好古の一端に備へさせ給むむのおがし
たち有り。まづやつかりよおほせて。筆をおおさしめたまひぬ。但
そが中。禁中及び神社。佛寺等の制に。古く傳へたるものども多
かれ。まばしさしおきて。まづ家屋といふことの起りより。堂上
家。武家家作の沿革をのみむねと。手近きふみどもよりかい何つ
めて。やつかりがおもふところをしもあるしをへたり。さるに此
の五卷。みまがらよやつかりが袂布のふところよりとりいでつ
る事のみよのあらで。折ふれつゝねもごろよのたまひさとし。
またのみづから筆とりて。かいまめさせ給ひしくさぐさをさへ

2分ものほよあるしゝことども。また多からだとせむ。よてい
 まだ淨書よいたらをといへども。まづ御かたへの人々とはかり。
 またがきのまゝさゝげ出だして。みけしたをうかゞひ奉るよか
 ん。天保十三年葉月十日餘り
 臣 澤田名垂

家屋雜考目次

家屋	一頁
宮	二頁
殿 <small>あらかとの</small>	三頁
家作沿革	四頁
主殿	十三頁
寢殿	十四頁
寢殿造	十四頁
同全圖	又一圖
母屋	天井
柱	柱寄
壁 <small>小板壁</small>	格子
障子	妻戸
又一圖	扉
	裏板
	長押
	格子間
	同古圖
	翠簾

家屋雜考目次

戸帳	同圖	掛建	三十四頁
廂 <small>廣廂</small>	土廂	簀子	三十四頁
脊脱	廊脊脱	階	三十四頁
階隱	立砂	車寄	三十四頁
輿寄		屋宇	三十四頁
對屋			
麻 <small>細殿</small>	遠渡殿	壁渡殿	三十四頁
中門 <small>屏中門</small>	橋	打橋	三十五頁
公卿間	壁中門	平屏中門	三十八頁
放出 <small>長者坊略圖</small>			三十八頁
障子上			四十一頁
帳臺			四十一頁
寢所			四十二頁

納殿	納戸	四十三頁
塗籠		四十四頁
馬場殿	厩地割圖 厩圖	四十五頁
井戸屋		四十七頁
侍侍所		四十八頁
隨身所		四十八頁
雑色所		四十八頁
庭	南庭 廣庭 小庭 中庭	四十九頁
池	島 假山 橋	五十一頁
船	遣水 古圖 鷓首 龍頭舟圖	五十五頁
釣殿		五十五頁
泉殿	泉殿圖 同圖	五十六頁
樂屋		五十六頁
舞臺	切立	五十六頁

鞠場	遊の庭 鞠の壘 鞠の掛り	六十頁
茶室	數寄屋	六十頁
會所		六十一頁
車舎		六十一頁
輿舎		六十二頁
臺盤所	上臺所 下臺所 小臺所	六十二頁
厨	御厨所 膳所	六十二頁
炊屋	大炊司 大炊殿	六十三頁
釜殿		六十三頁
湯殿	湯船	六十四頁
湯殿上		六十四頁
雜舎		六十五頁
下屋		六十五頁

厠	小便所 西淨	六十五頁
樓閣		六十五頁
倉庫	久良雜	六十六頁
屋上	棟梁 桶 椽 檼	六十六頁
樽風	千鳥樽風 障泥樽風 松格子	六十七頁
懸魚	松戸圖 同上圖	六十八頁
箱棟		六十八頁
鬼板		六十八頁
四門		六十八頁
兩下		七十頁
毛屋	毛 壯毛 牝毛 花毛 疏毛	七十一頁
鷓尾	棟毛 古圖 古圖	七十一頁
檜皮屋	厚檜皮 薄檜皮 殼子井 目かくし井	七十五頁
板屋	開板 板屋開板圖 小坂井 柿屋 又一圖	七十六頁

屋雜	半壳井 七ぎ井 菅屋 丸屋	七十九頁
垣牆	築牆 犬走 板垣 切掛	七十九頁
屏		八十二頁
倉垣		八十二頁
立扉		八十三頁
門戸		八十三頁
總門	大門 小御門 大御門	八十四頁
棟門	同圖	八十四頁
韓門	同圖	八十五頁
冠木門		八十五頁
四足門	同圖 同妻	八十五頁
樓門		九十頁
土門		九十頁

家屋雜考目次

上土門	同圖	九十頁
平門		九十一頁
瓦門		九十一頁
門戶具	關木	九十一頁
座	楯	九十一頁
間		九十三頁
補理		九十四頁
疊		九十六頁
武家家作		九十八頁
御所		九十九頁
屋形		百八頁
館		百九頁
侍		百十頁

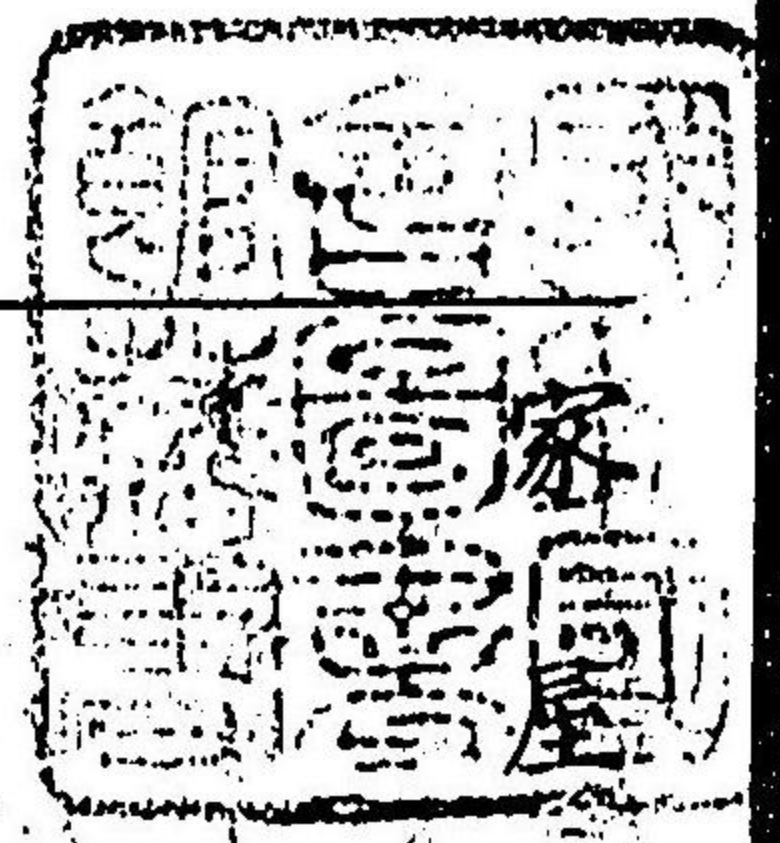
武者所		百十一頁
公文所		百十二頁
問註所		百十二頁
評定所		百十二頁
學所		百十二頁
四間		百十三頁
出居	餘簡の出居	百十三頁
大床		百十四頁
藥醫門		百十四頁
吟門		百十四頁
櫓門		百十四頁
水戸門		百十八頁
簀戸門		百十八頁
鐵門		百十八頁

鑰石門		百十九頁
石疊		百十九頁
礎		百十九頁
書院		百十九頁
書院造	附書院 書院床圖 同圖	百十九頁
床間	押板 押板圖 同圖	百十九頁
榻	榻圖 榻世 同圖 榻世 同圖 榻世 同圖	百十九頁
押入	杉戸 雨戸	百廿一頁
上段之間	中段 下段 落間	百廿一頁
鎗之間	同圖 鎗御殿 同圖 鎗倉 同圖	百廿一頁
實檢之間	實檢窓	百廿五頁
長圍爐裏		百廿六頁
客殿	客亭	百廿六頁
玄關		百廿七頁
廣間	弓之間 鐵砲之間 長柄之間	百廿七頁

廣敷		百廿八頁
敷臺		百廿八頁
白洲		百廿八頁
面廊		百廿八頁
間雜	繪之間 焚火之間 圍爐裏之間	百廿八頁
雷之間	地震之間 地震口	百廿九頁
屋敷		百四十頁
長屋		百四十頁
部屋		百四十一頁
鬼門角を缺く圖	鎌倉御殿	百四十一頁
圖	京都將軍御館	百四十一頁
表與	與 御中居御末	百四十一頁
鈴之間	鈴廊下 長局	百四十一頁
家居雜		百四十五頁

家居雜考目次

家屋雜考目次畢



雜考

澤田名垂著

家屋

家。和名抄曰伊閉。人所居處也。一曰宅有甲乙次第。故曰第宅。と注して。宮殿館舍第宅等。總じて人の居る所の伊閉。あらむといふ事なし。唯其居る所の人々よりて。制を殊し。名をも異にするなり。然るよいと上津世より。やとのみいひて。伊閉といはず。やともと屋根の事なれば。屋根あるほどの住所をば。やといひしこと見えたり。古事記八千矛神の御歌。伊刀古夜能伊毛能美許等とある。寝牀屋の妹命といふ事にて。屋。即家なり。又神武天皇の御歌。阿斯波良能志祈去岐袁夜爾とある。蘆原の繫き小屋といふことにて。是も亦家の義なり。神代記。宮。廡。産屋。喪屋などいへるも。や。皆家の義なり。谷川士清の和訓栞。孝徳紀を引きて。かの天皇の御宇。五家相保といふ事みえ。民家五戸を以て。一組とせられしより。大寶の令。も其制を用ひられ。又光仁紀の童謡。五家らどきかゆるなどいひしこともあれば。伊閉。五戸の義ならむといへり。まかれども。伊幣とい

家屋雜考

ふ假字のまさしく見えたるは。是よりさき。仁徳天皇の御歌。饑餓伊幣。虚曾云々。又古
事記履中天皇の御歌。迦藝滿肥能毛由流伊幣。牟良都麻賀伊幣。能阿多理などみえて。五
戸の義。あらざることを明らけし。訓釋の事。こゝに用なきは似たれど。強ひていえず。伊
閉の伊の寝なり。閉の戸の義。そのもとはたゞ宿所をいふほどの名と聞えたり。又宿
舎族奴などのやまた家をさしてやどといふも。又也加といふもとも一家所の義。よて。也
計とも轉じよぶなり。大宅を美也計公を於保也計などよむも。やの皆家の義なり。是よて
家といひ。屋といふ稱の由りて起る所を詳よまべし

宮

宮を美也とよむ。御家の義。よて。至尊のおこします所を博くさしいふ名なり。さて其宮
の内。ある御座所をさして。美安良加といひ。また止乃ともいふ。とも殿の字をかけり。
稍後の世となりて。大極殿。紫宸殿などいふもの即是也。されむ宮といふ。もと總攝の名
よて。もろくの御殿。其内。あるなり。祝詞。宣命等。其の宮の瑞の御殿など書きた
ることをもみて併せ考ふべし。西土よても。宮といふ尊者の居る所をさしいふ稱ながら。天
子よも諸侯よも限らざ。古代の上下通じ用ひしとみえたり。されど皇朝よて宮と稱する

と。天皇の大御家。限ることなり。大御家の御子なればなり。譬へば關白の御子をさし
て。殿の大將。殿の大納言。又殿の僧正。殿の法印など稱するよおなじ。其餘。天神地祇を
祝ひ祭れると云ふをいへども。勅許なくして。宮と稱することを得ず。況や人臣をや。是
を以て西土よて宮といふと。こゝよて美也なりといふとの差別を辨ふべし。たゞ文字よ
つきて。おもひ紛ふ事なかれ

殿 おと あらか との

殿を日本紀。安良加とも美安良加とも。又美安利加ともよめり。とも在所の義なり。萬
葉集。御在香とかけり。香の假字。是も所の義なり。古語拾遺。正殿謂之鹿香と
かける。二字とも假字なり。是等いづれも尊き方ののみいひて。上下の通稱。あらず。
又和名抄。殿を止乃と注し。神代紀。齋機殿。八尋殿等の名見え。上古以来。尊貴の人乃
在す所をいふ名なり。されば殿の字。安良加をも止乃とよみて。同じく尊稱なれども。安良
加の尊き方ののみいひ。止乃の必しも尊稱のみ。非らず。其故は殿の字。字書。堂也と注
して。安良加の名へいかなへど。止乃といふ稱へ。叶はざる事ども多し。納殿。湯殿。渡殿。
細殿の類是なり。さてまた止乃を尊稱といふことは。日本紀。正寝。内殿。正殿いづれも

於保止乃とよみ又中古以来。攝政關白の父君をさして。おほとこのといひ。其餘をも。尊稱。よとのとよび。其御許オンモとよぶほどの人を。和殿ワテンといひ。名をさして某殿ナニカテンといひ。從者より主人をさして。殿テンといふ類。みな其居處をさしていふより。稍轉シヤウケンしたるものなり。海人ウミノヒト藻芥ソウカイ。内裏ウツリにおいて入をさして。殿テンと申す。執柄家の外と不可有之。御前オンマエに於て。只關白殿。攝政殿と申すなりとみえ。是等も殿の字の幾ナニの叶エを。たゞ皇朝古代の遺稱なり。まかれども。皇朝宮殿經營。すべて唐代の制テイに倣ナひ。諸殿の名をも。彼國の稱を取り用ひられし以来。臣下の第宅テイタクも。主殿。寢殿等の稱出米て。其制もまた西土サイトに倣へる事ども多し。風俗通フウソクツウ。殿堂テンダウ祭東井形。刻作荷菱水物。所以壓火とみえ。東井トウケイの宿星の名にて。形カガタ。くのごとくなるス。祭るなり。荷菱水物を刻みつくと。俗ソクいふ彫物ハカモノの事にて。寢殿造の家ネテンノイヘ。必此物あり。所謂韓門カンモン。韓博風カンハクフウ。懸魚ケンイサ。鵝尾ガビの類。皇朝古代の遺制イシはあらむ。稍。沿革の條シヤウいふべし。

家作沿革

上古貴賤家作のさま。國史の載まるところ。いまだ其詳なる事を得ず。神代紀カムヤマト。造宮之制者。柱則高大。板則廣厚。また以千尋チヒロノタマ。榜繩ヒコヒコ。結ヒトヒト爲百八十紐ヒトヒトなどあるより。太古の有様を

想像すべし。神武天皇以来といへども。其精シメしき事コトに至りては。探るべきやうなし。まかると。そのかみは遷都ウツリノミヤ去ばくありて。經營ケイエイに際なく。大宮の諸殿をこじめ。高貴の家々として。すべてみな質朴シヤクハクなりし事とみえたり。聖武天皇神龜元年の紀キ。冬十一月。太政官奏。上古淳朴。冬穴夏巢。後世聖人。易以宮室。京師帝王之居。萬國所朝。自非壯麗。何以示威。板屋草舍。中古遺制。難營空殫民財。請命有司。令五位以上。及庶人力堪營辦者。以瓦葺屋。塗爲丹堊。妻可メカとみゆ。是皇朝ミヤノミヤにて屋上ヤノウに瓦を用ひ。丹土ニツチ。白土シロツチ等の飾を施し。こじめなり。しめる。今の京となりて以来。高貴の屋造ヤノウ。おしなべて四門造シヤウモンゾウといふものなり。とみえたり。四門シヤウモン。唐令テウレイに宮殿皆四門と注し。後世のいひゆる宮殿造ミヤテンゾウにて。皇朝古代の遺制とみえ。當時の書シヤク。寢殿ネテンとしるせるものはなり。其經營專觀美を競ふこと。世を追ひて盛なり。然る。村上天皇天德元年。右少辨ウチノサキハシ菅文時封事三條を奉りて。奢侈を禁せられむことを請じ。第一の箇條イッサイノクワンギョウ。俗之凋衰。源自奢侈。不塞其源。何救其俗。方今高堂連閣。貴賤共壯其居。麗服美衣。貧富同覓其製の語あり。然れば。此項コノコト。尊居所ウツリノミヤ。衣服等奢侈シヤクシに成り行き。とみえたり。さてその寢殿造ネテンゾウといふ。一家一構の内。中央ウチノナカに正殿あり。南面。其東西もしく。北キタに對屋タイヤといふものあり。正殿テイテンに主人常住のところ。對屋タイヤに家内眷屬の居るところ。

なり。さてまた正殿の前數十歩。池を湛へ。中島を築き。橋をかく。又東西の對屋より。南へ通ふ廊あり。其廊のこし池に臨める所。一屋を構へ。是を釣殿とし。又泉殿とを。東西廊の中程。各小門あり。廊の内を切通し。して扉なし。是を兩中門といふこと。いこゆる回廊。東の渡殿。西の細殿などいふ是なり。其廊の回れる内をさして。中庭といふ。その庭よりつゞきて。池島などあり。さてまた件の廊の内。家司ケイシ所從シヨウジュウの役所々々等あり。今時の神社の回廊。或は寺院の東西寮などの如し。このそのかみ攝關大臣の御屋形をはじめ。四位。五位の家々とても。大抵右やりの屋造ならざるをなし。されば今時神社の水殿。拜殿。寺院の本堂。客殿。東西寮など。常人の家と較ぶれば。大に異様なるごとくおもはるれど。そのかみはそれもこれも。各相似たるものなりしとみえたり。但。當時武士の家居といふも。又別。一つの造方ありしに似たり。其故を總じて武士は國々。所領ありて。其地。常住し。時。臨みて。在京をもする事なれむ。たとへ官位尊き家柄の人々とても。何某殿の御宿所など稱し。止宿一片の所と心得る故。かのづからその造作も無造作なるを以て常としたるものなり。中昔の雙紙どもは注せる。幾家朝臣の館。頼光朝臣の御宿所などいへるさまよても知るべし。まかる。太平記師直兄弟奢侈の事といふ條。師直今度南

方の軍。打ち勝ちて。彌。心驕り。舉動おもふやうになりて。仁義をもかへりみむ。世の嘲弄をもまらぬ事多かりけり。常の法。四品以下の平侍武士など。關板セキイタ打ウチぬ。舒シユ草クサの家。まだ居ぬこと。ここであるに。此師直。一條今出川に。故兵部卿親王の御母堂。民部卿殿の住み荒らし給ひし。古御所を照し。棟門ムネカド。韓門カンカド四方ヨコヨコ開アケけ。釣殿。泉殿。棟梁高く造り立て。奇麗の壯觀を逞しうせりとみえ。當時の常法。四品以下の平侍。國々土着の武士などは。關板セキイタ打ウチぬ。樹斗ツクムネ草クサの家。にまら住まざるほどの事とみゆれば。そのころまでの質素おもひやるべし。關板セキイタのし非の事。屋ヤ抑ヨメ。鎌倉右大將家天下一統の後。平家の奢侈。懲りて。よろづの事。公家の風儀。習ひ給をも。其身鎌倉。常住まし。て。上世以来武士といふもの。かたちをおしたて。海内治取の大體を一新したまひしかむ。其御所のさまなども。極めて手輕テカサて。事濟みしとみえたり。東鑑トウカン云。建久二年七月二十一日。寢殿。對屋。御廐等造畢之間。今日御移徙ウツリテ之儀也。及。夷刻自藤九郎盛長甘繩家入御新築。中略。八月朔日。大庭平太景能。於新造御第。獻盃酒。其儀強不極美。以五色鱈魚等為肴物云々。時。御前。侍ひて。此宴。預るもの。上總ウヅノ分ウケ。千葉チノベ分ウケ。小山コノエ。畠山ハヤシマ。土屋ツチヤ。梶原父子等。纒マユ十三人。過ぎを。此一事を以ても。その質素押し量るべし。北條氏執權の世となりても。猶武家の古質を

夫らぞ。將軍家の御所をとりしめ。さばかり時めきし北條一家の人々といへども。儉素を専
とせられし事。かの最明寺殿の母公。手づから明障子の切張せられしなどいふよてもか
もひやるべし。これよりさき。泰時。頼經將軍。執權たりし時。御所にて御物語のついで。
泰時が家板屏の事破れて見くるしと聞てしめし及ばるゝよし。仰せ有りし。あり
あふ人々。執權に追従せまほしとおもふ折なれば。我々もとくより心付きをり侍るが。今
かく仰も候上。我々相計りて。築地なしかへてまゐらせ候をむといひし。泰時答へ
て。各の御志うれしとおぼゆれども。今新是を築かんとならば。人夫多く費えて。是も
亦世の煩ひこそ侍らめ。泰時が家。假令築地にて圍ひたりとも。運盡きなれば助かるべ
えともおぼえむ。若又運つよくして。かくながら召し仕え候むまほし。鱧板など手薄く
とも何事の恐れか侍るべきとて。固く辭し申しけるよし。砂石集みえたり。されば此頃。
導。北條家へ追従し。自家の榮耀を希ひし輩といへども。又皆其好むところおもわりて。
つひかたの如く質素の風俗ををしけん事。また推して知るべし。其後。南北相別れ。將
軍家の御所を京都おかれしより。以来。國々の大名。小名多く。都のみ。在住せしかば。
鎌倉質素の風儀いつしか一變して。堂上家。武家の差別なく。殿舎を造り磨き。相互は

華美を競ふならはしとなれり。師直兄弟の如き。一時の奢侈よりいてたる事なりと
いへども。おのづから公家堂上を羨むの唱首となれるものなり。義詮將軍。三條坊門萬
里小路に於て。新御所の經營あり。諸將に命じて。一般一閣を分營ロウイナしめ。日を刻して落
成を急がれし事。當時の記録にもよみゆれど。其造作のさまとては。詳傳へむ。鹿苑院殿
の三條室町の御所に至りて。其構方四町。鎌倉の舊例に倣ひ給む。公家攝關の制に基
き。寢殿。對屋。釣殿。泉殿等數箇の屋舎あり。其外前代も聞き及ばざるほどの華麗を極
めらるといふ。世よ。いゆる花の御所是なり。されば此御所出来し。以来。行幸御行等度々
あり。其一二をいへば。義教將軍の御代。永享九年十一月廿一日。室町の第一行幸。廣庭を
殿の東の廂四箇間を以て。御所に据ゐらる。翠簾をてて御屏風をたてめぐらし。廣庭を
まきみつ。よてまづ寢殿に入御。御遊宴あり。御帳臺を以て夜の御殿とし。外に寢殿の内を
まづらひて。常の御所と定めらる。翌廿二日。西向の御懸の壺にて。舞樂御覽あり。舞樂を
て。御臺所の對屋へ成らせられて。御酒宴あり。其後寢殿に於て。和歌の御會あり。夜陰に
至る。廿三日申庭に於て。舞樂御覽あり。そのふの所作人を。堂上地下相交する。けふも地下
の舞人を召され。御候の公卿殿上人より。本所の女房達まで。所々より御見物あり。廿四日

雨ふりて、異なる御遊なし。寢殿の西の御六間にて。終日御酒宴あり。廿五日西向の御懸にて。蹴鞠を御覽せらる。御簾の内にて。御酒宴あり。夜に入りて。詩歌管絃三舟の御遊あり。寢殿の南の廂東の妻戸より出御。御船舎への道の程。掃部寮建道を志さ。殿上人脂燭をとりて。前行。宰相。中將一人御劍候せられ。關白前攝政兼後公。室町殿以下御後立ちて供奉したまふ。主上和歌の御舟ゆめさる。樓船の上二鳳を造り。白玉二箇各臺居きて舳先飾らる。詩の舟に龍頭。管絃の舟は鷓首なり。桂男カウツキの唐冠を着く。御池の渚。中島等所々、簪をたく。又西の馬道ウマミチの軒魚腦イサノナリの挑燈あまたかけられ。御供の上臈。女房本所の女房連。御臺所をこじの。南面の廣廂いいで、御覽あり。管絃をて。御會所の端のおましをまつらひ。釣殿准へて。詩歌の披講あり。廿六日。けふは還幸あるべしとて御會所へならせられ。通鑑云。泉殿とあり。御酒宴進獻數種あり。道風が自筆の手本。黄金の箱入れ。白銀にて作れる松の枝。玉の緒を以て是を結び付けて奉らせ給ふ。此外。將軍家よりも御臺所よりも。金銀。衣服。調度の類。數を盡くして奉らる。供奉の公卿。殿上人。上臈。女房連まで。種々の御引出物あり。御酒宴をて。曉に還御成りぬ。鹿苑院殿以来。度々の行幸。御幸。大抵此類なりといへども。此時を尤盛なりとす。今按ざる。そのかみ光源氏の六條院へ行

幸のことなど。專當世のありさまを摸し。文飾を加へたるせりと見ゆれど。そそ人々の用意。花鳥の專などいみじく形容せるのみよて。殿舎の構より御饗應の次第等。此頃の行幸。御幸等較ぶれば。物の數もあらむ。また當時諸大名衆へ御成の記といふものをみる。その第宅いづれも寢殿造にあらむといふ事なく。諸事の用意もまた皆多くは行幸の例に准せられきとみえたり。爰に至りて。堂上武家の差別なきのみあらむ。公家の人々かへりて武家の榮耀を羨み給ふ事となれり。應仁記を按ざる。義政將軍の御代。君臣上下着最甚しく。諸家の第宅を廣めて飲食ふけり。文正元年三月。花見の御遊。百味を以て百菓を作り。御相伴衆の箸をば。黄金を以て是をのべ御供衆中の箸をば。沈を以て是を削ると見え。其費いくらといふ數をしらむ。されば鹿苑院殿の御代。四季の倉役をかけられたるをら。諸民艱難に堪へ無ねしを。普光院殿の御代に至りて。一箇年十二度かけられ。又此御代。臨時の倉役として。大嘗會の行れし年。十一月一箇月八九度及び。其十二月に至りて。又々八九度まで懸けらる。しかのみならず。その借錢を破り捨てられんとて。前代も聞き及ばざる徳政といふことをこじめられ。此御代に至りて。十三箇度まで行れしむ。倉方も地下方も。金銀錢のこらを盡き果てたりしよし志るせり。しかる。

釋なく應仁の大亂起り。公家。武家大小の屋舎兵燹に罹るもの三萬餘宇。東の室町に至り。西の大舎人寮に至り。其折焼け残りし家々も。追々よやかれて。洛中洛外多くの皆焦土となりぬ。然れども。此室町の花の御所ののみ。幸よして恙なし。細川勝元の計ひとして。主上殿上上皇を御所へ迎へ奉り。三種の神器とも。行幸御幸あり。上皇の終り此御所にて崩御まし。し程の事なれむ。義政將軍の御代まで。そのかみの經營改められず。殿屋猶相備はりし事しるべし。義晴將軍以来漸々衰廢し。義輝將軍に至り。三好。松永が亂は。御所皆焼け失せて。織芥も残るところなし。應仁元年に焼き拂ひし三萬餘宇。此時いまだ再建ならざるもの。十一八九。攝關。大臣の御所々々とも。燒く雨露をしのぎ給ふほどの事なりしかば。禁中の有様といへむ。紫宸殿の御築地崩れして。三條の橋のほとりより。内侍所の御燈火のひかり見え。左近の橋の本より。茶を蒸てあきなふものありしなど語り傳へたるも。此程の事なり。されば此後の人々。前代の遺制とてまのあたりみるべき家居なごり。地を拂ひてなし。書中引くところの三光院内府の御口訣なども。舊事の絶えこてんことをかなしみて。としごろ見覺え。間傳へ給へる事どもを手記し給へる所なり。されば此後の大名達。人數をも多く召し具せられ。間敷なくして。便あしき事どもある故。其第宅も大方に書院造といふものとなりて。中古以来の寢殿造といふ事は。殆。絶え果てたり。さてかの書院造といふは。玄關。廣間。書院。客坐敷。居間。奥の屋などいふ造りかたにて。中昔の武士の第宅とも。ま。大に異様なるものなり。こはたゞ武家のみならず。堂上の家々とも。屋造のさま一變して。かへりて武家も習ひ給へる事ども多し。是等の事は。是よりさき義尚將軍の小川御所のさまなどより。漸々よかしくつれるものにて。此時始めて造り出でたるよ。こあらむ。豊臣太閤の聚樂の第行幸殿陽の事。近くは寛永三年二條の御城へ行幸殿水の事など。いづれも鹿苑院殿以来の故事よ。よらせらるよ。よし書き傳へたるものどもあれど。御所と寢殿造はあらず。其折の記録どもも。たゞ儲の御所とのみしるせり。是等上世以来。屋造の沿革なり。猶木の武家々作の條下を併せ見て。かく變革せる所以の大概をあきらむべし

主殿
主殿とは。一家總構の内。宗とある殿をさしいふ稱なり。されば主殿の造方とて。別は定まりあるよ。いあらむ。土岐家聞書。主殿のからとふと見え。三好義長朝臣亭御成之記。主殿の破風新し申し付けらるなどみえて。寢殿の造てかたよあらむ。對屋造なるよ。てもし

べし。然れども中古以来の制。主殿と稱するも。多くは寢殿造なる故。主殿といへば。寢殿の事としられたるなり。舊説^一。寢殿一名主殿と注したる事あれば。心得誤る人多し。さてかく別けて辨むること。定式の寢殿造なれば。對屋。東西廊。中門。池島。釣殿などいふもの具足せされば。舊制^一叶をむ。主殿といへむ。其造り^一拘りらす。一家の内むねとあるところをさしていふ事故。主殿と寢殿と差別なき^一あらむ。又今故實を談むるもの。主殿の正殿^一て。表座の名なるを。後世與屋の稱とする事誤なるよしいふに委しからず。今時守殿の字を用ふるも。音^一依りて誤れるなり。

寢殿

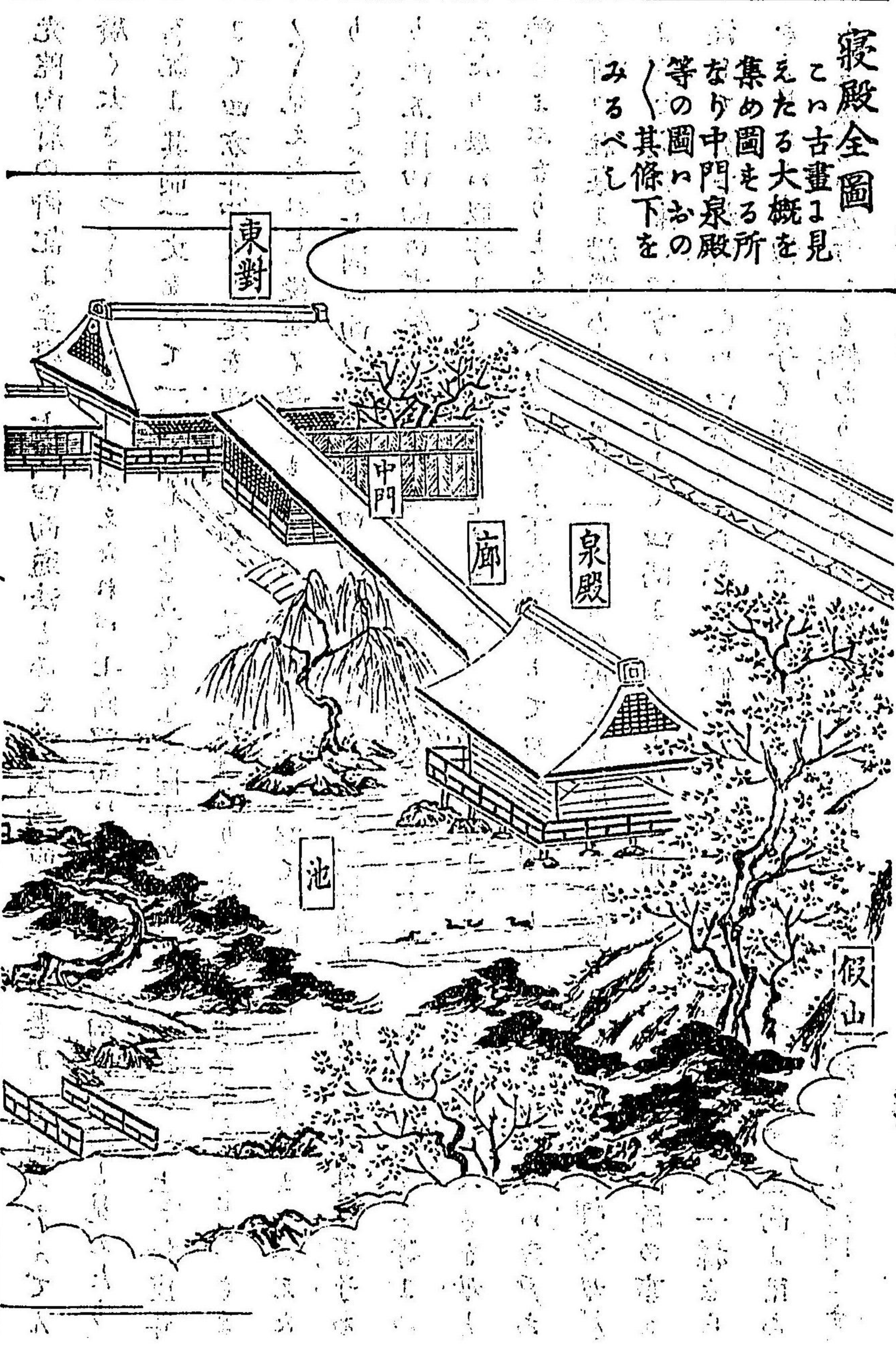
寢殿の名は。皇朝の古稱^一あらむ。西土^一倣ひて。一家の正殿をいふなり。爾雅の釋宮^一。周制。王公六寢。路寢^一。小寢^五。路寢治事之所。小寢燕息地也。又公羊傳^一。路寢何。正寢也と見え。史記樂書^一。凡居室。皆曰寢とみえて。寢卧の所をいふ^一あらむ。故實家の説^一。主殿の寢間なる意^一て。寢殿ともいふなりとかけることあり。極めて麤漏なる^一似たり。

寢殿造

寢殿の造り方^一。大抵七間四面を常法とす。或^一五間。或^一十二間などもなき^一あらむ。三

光院内府の御記^一。主殿は七間四面通法と見え。源氏物語梅が枝の巻^一。七間のまんでん廣く太き^一つくりなしなどもみえたれば。七間四面の。中古以来通例の間數と見えたり。舊説^一。其制一丈を以て一間とし。柱を立て是を大間といふ。丸柱。總板敷。屋上^一檜皮葺^一。四方葺御なり。是を四門造^一といふ。是どの大概なり。大間の事延喜式をこじめ。さま^一見えたれど。後世^一必しもまからむ。六尺三寸を以て一間としたる事ども^一みえたり。さてその七間四面の内。五間四面の本屋^一て。其外一間通りの廂なり。其外^一簀子あり。此五間四面の本屋をして母屋といふ。身屋。身舎などもかけり。延喜式。江次第等^一みえたり。母^一假字^一て。面屋の義とも。また身の諸木の幹^一准へて。身屋といふべきを母と轉じよぶなりともいへり。四方上下長押ありて。母屋^一廂より少し高し。格子又^一妻戸ある所^一。柱毎^一櫓檻あり。其外の一間通りの廂を。廣廂とも廣縁ともいふ。柱。長押等母屋と同じ。大抵廂の四方^一格子^一て。四隅^一妻戸あり。條々間書といふ物^一。室町御所の事を注して。公方様御主殿の。四方ながら葺^一て候など^一いへり。まかれども諸家一様ならむと見えたり。扱又簀子^一。通例廣さ五尺。勾欄あり。正面より左右へ廻らす。正面^一階あり。五級階の左右^一も欄あり。西東の妻戸の前^一も各階あり。此階^一の欄なきと通例とす。

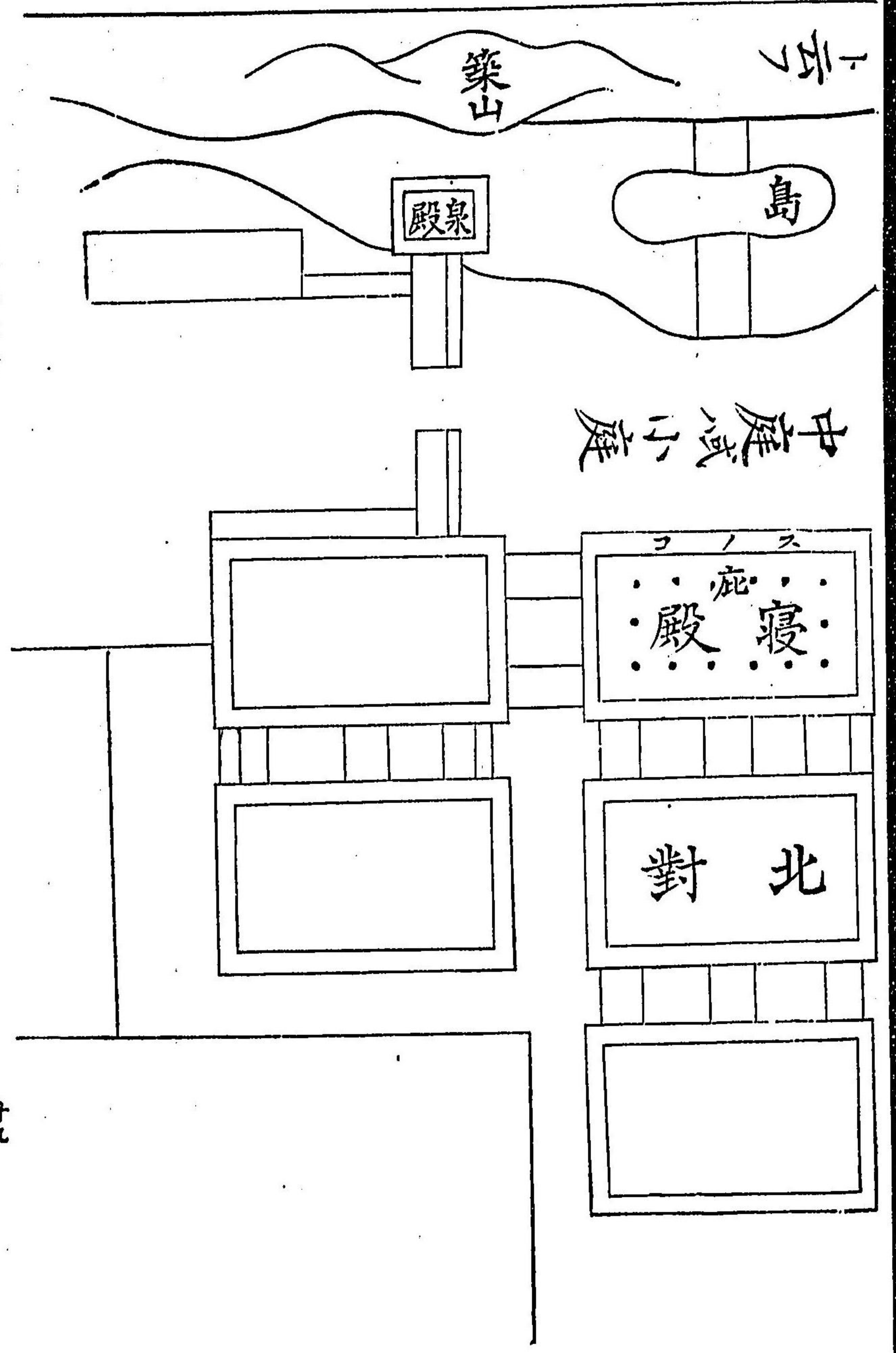
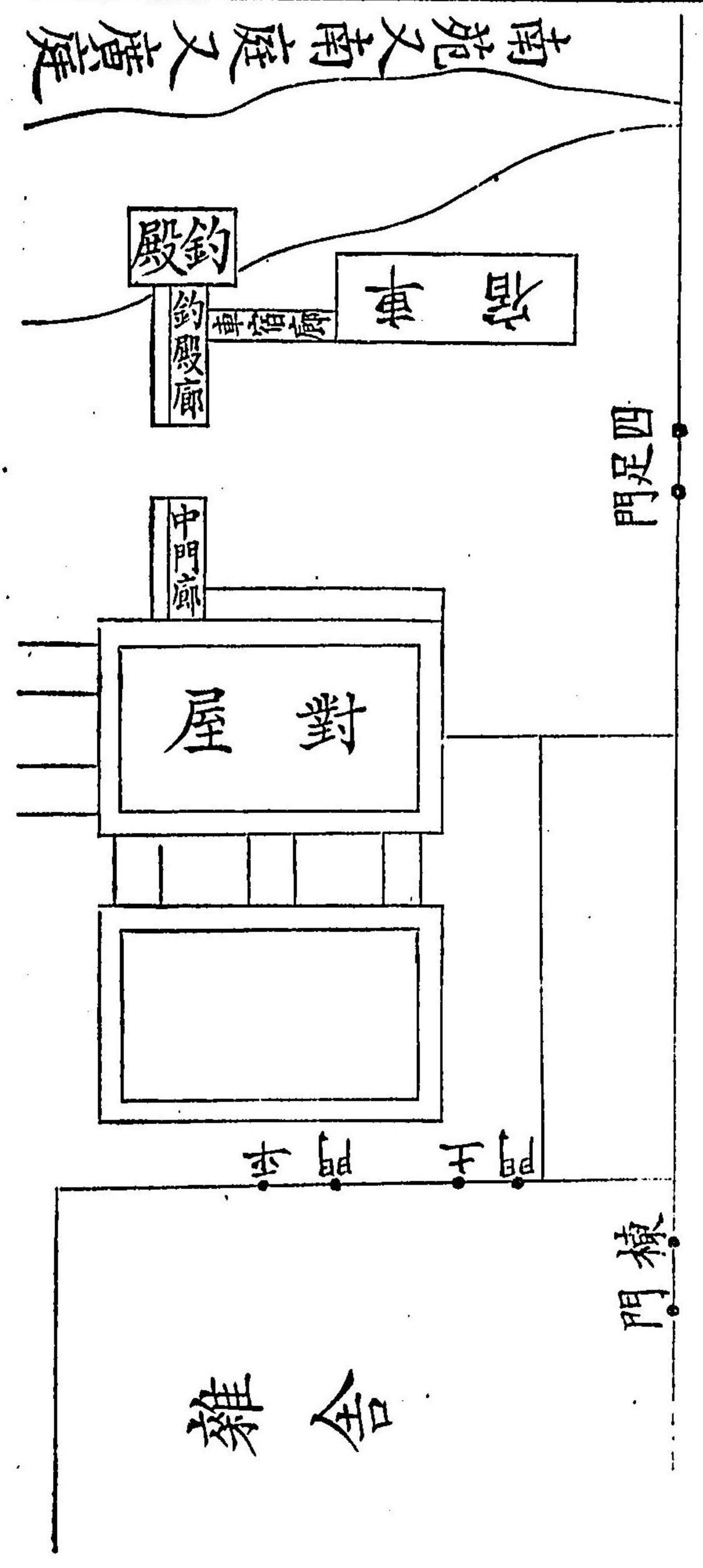
寢殿全圖
 この古畫を見
 えたる大概を
 集めたる所
 なり中門泉殿
 等の圖におの
 り其條下を
 みるべし



家屋雜考

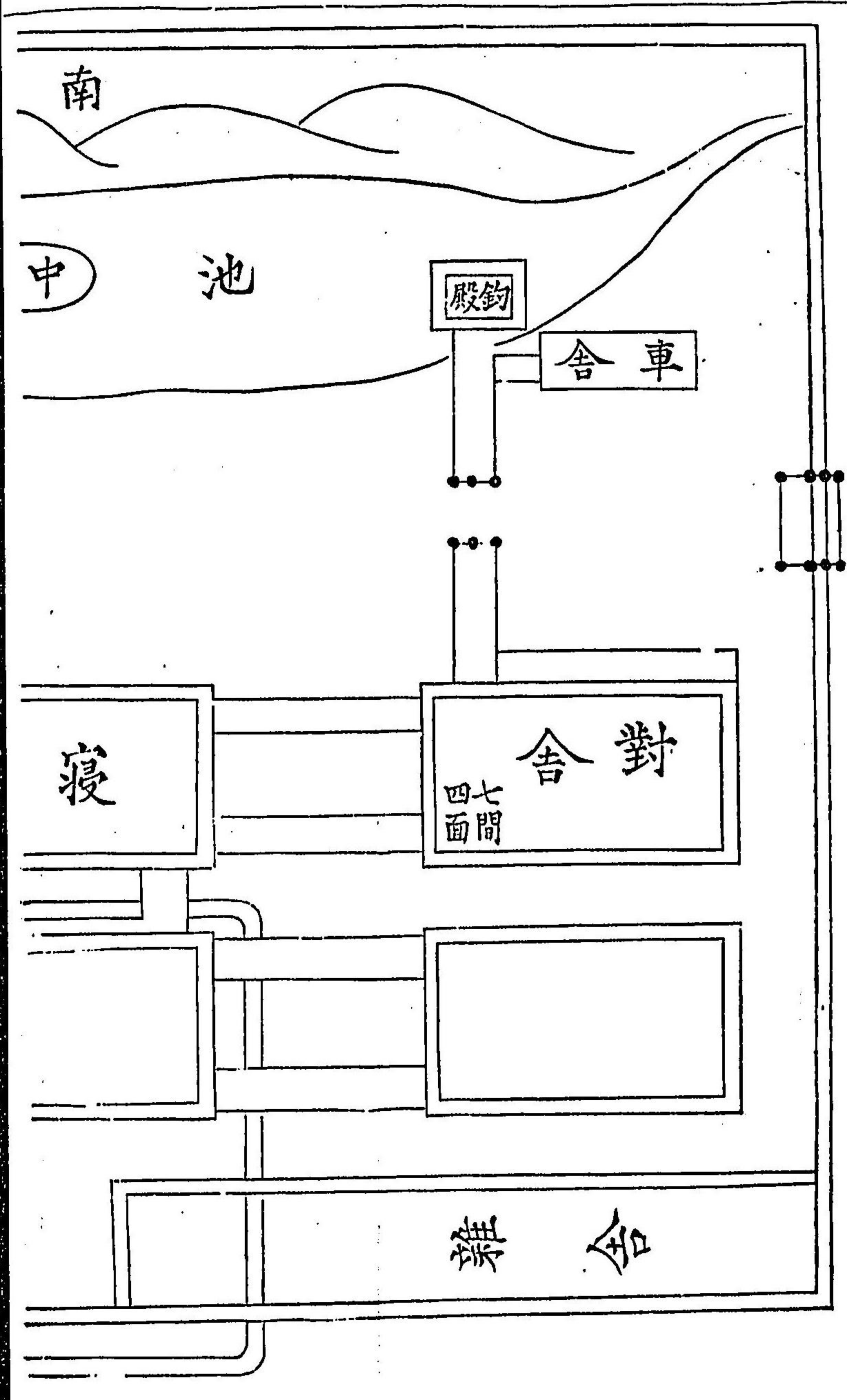


一圖
 この古圖のよしよて松岡辰方か許より贈りえさせつる
 所の略圖なり次に出まところも後同家よりこひもと
 めて寫を所の圖なり

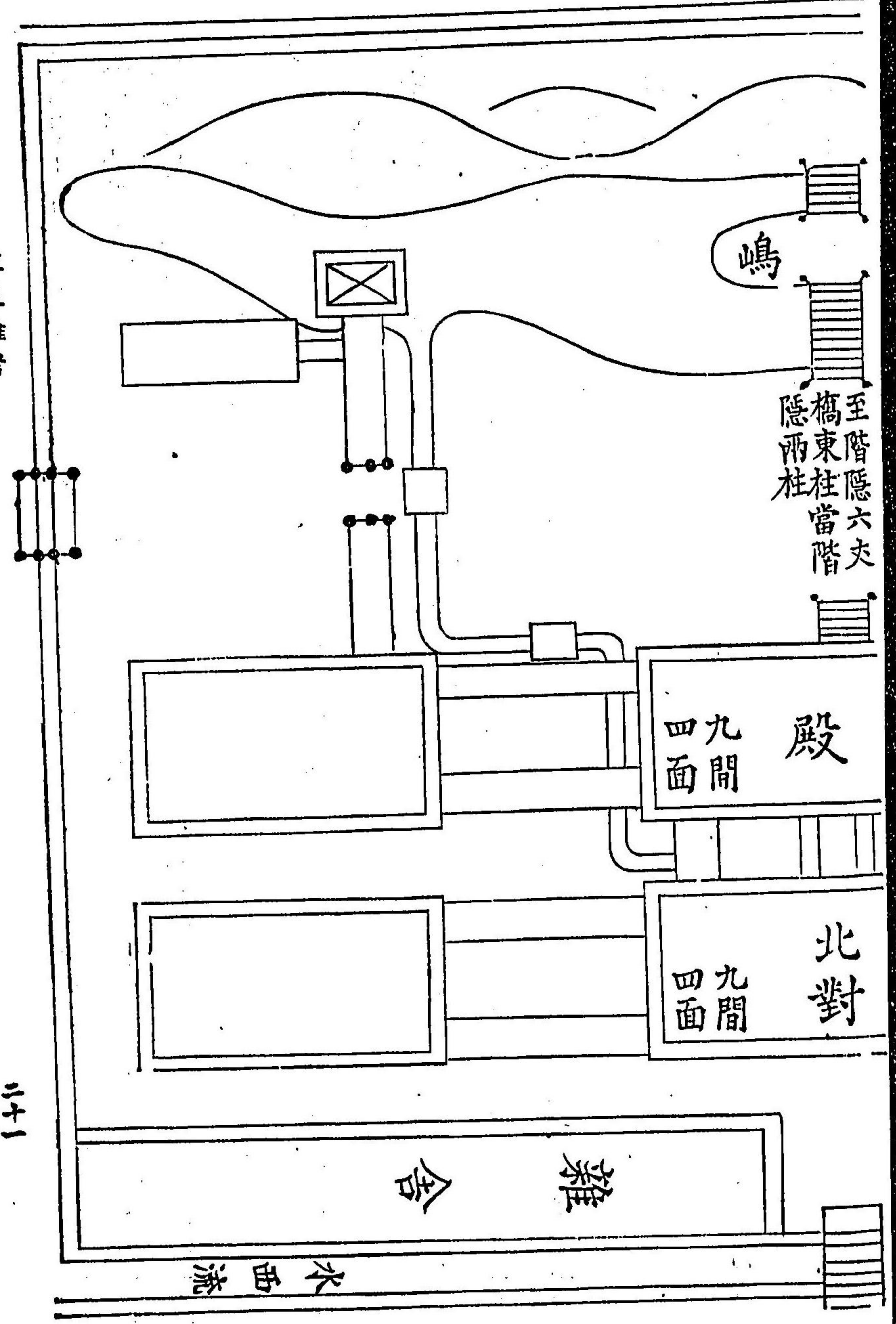


家屋雜考

又一圖



家屋雜考



又階毎に脊腕あり。さてこの母屋と廂との内をさまぐぐは仕切りて。客人應對の所とし。或は寢臥の所とし。納戸。塗籠。帳臺等も用ふる事故。その補理さまぐぐとして一様ならむ。此外大禮等執り行ふ時。臨時の補理どもあり補理の條。大抵。今の京となりて攝關大臣をこじめ。高貴の家々皆かくのごとくならざるはなし。

母屋 前に見えたり。この寢殿のみ唱ふる名もあらむ。對屋も。本屋をさしていふは常の事なり。

天井 今時屋根裏を覆ふ板を。天井とも。また裏板ともいへど。天井とて板を平よりりて。

井の字の如く。格子をなまをいふ。裏板といは屋根形ヤチナリの板をとりて。棧を打つをいふなり。故にそのかみの記録に。裏板あり。天井なしなど註せる事ども多し。思ひまがふべからむ。今俗間に。格天井。また格天井など唱へて。格子よきまを返りて本例にちかし。

裏板 前に見ゆ

柱 寢殿の柱に。丸柱よまる例なり。或は母屋のみ丸柱よて。廂の角柱を用ふるもあり。定制なし

柱寄 大抵。丸柱を用ふるほどの所の格子あり。丸柱よて。格子をさすは便ならざる故。

柱寄として。格子或は妻戸などある所々へむかり。方なる木をとふる事なり。或は是を櫛櫛ともかけり

長押 ナゲシ 上中下 中古の寢殿造よ。必む上下の長押あり。門の柱よ中の長押といふものあり。後世玄關の制。又多く中の長押あり。但後世とても。玄關中の長押あるは。高貴の家よ限れる事なり

壁 カキ 中古以来。土壁。板壁等の名あり。土壁多くは白土を用ひし事とみえたり。板壁は後世よいふ羽目板よて。上を紙張よしたること見えたり。義經記に。板壁を叩きて笑ふなどみえたるも是なり。又小壁といは。戸窓の上下よある壁をいふなり

格子 和名抄に籬子と出だし。又作落俗用格子二字。竹障名也とみえ。もと竹よても作りしや。中古以来。今時の制と同じく。墨塗よて間毎に格子あり。上よ一枚。下よ一枚掛鐵よてかけかき。開くとき上なるを外の方へ釣り上げ。下むかりをかけおくなり。物語よもみかうしまるみかうしをなつなどあるは。此事なり。また内格子として。外の方へ釣りがたき所を。内へ釣り上げおくも常の事なり。母屋と廂と二重に格子おれむ。母屋の格子は。内へつり。廂の内外の方へつりて。かけがねをかけおくな

又階毎に沓脱あり。さてこの母屋と廂との内をさまぐぐは仕切りて。客人應對の所とし。或は寢臥の所とし。納戸。塗籠。帳臺等も用ふる事故。その補理さまぐぐとして一様ならむ。此外大禮等執り行ふ時。臨時の補理どもあり。補理の條大抵。今の京となりて攝關大臣をこじめ。高貴の家々皆かくのごとくならざるはなし

母屋 前は見えたり。この寢殿のみ唱ふる名もあらむ。對屋も。本屋をさしていふは常の事なり

天井 今時屋根裏を覆ふ板を。天井とも。また裏板ともいへど。天井とて板を平よそりて。

井の字の如く。格子をなまをいふ。裏板といは屋根形は板をそりて。棧を打つをいふなり。故にそのかみの記録も。裏板あり。天井なしなど註せる事ども多し。思ひまがふべからむ。今俗間に。格天井。また格天井など唱へて。格子よそるは返りて本例にちかし

裏板 前は見ゆ

柱 寢殿の柱。丸柱よそる例なり。或は母屋のみ丸柱よて。廂の角柱を用ふるもあり。定制なし

柱寄 大抵。丸柱を用ふるほどの所の格子あり。丸柱よて。格子をさすは便ならざる故。

柱寄として。格子或は妻戸などある所々へむかり。方なる木をそふる事なり。或は是を櫛櫃ともかけり

長押 ナゲシ 上中下 中古の寢殿造よ。必む上下の長押あり。門の柱よ中の長押といふものあり。後世玄關の制。又多くの中長押あり。但後世とても。玄關よ中の長押あるも。高貴の家よ限れる事なり

壁 カベ 中古以来。土壁。板壁等の名あり。土壁多くは白土を用ひし事とみえたり。板壁は後世よいふ羽目板よて。上を紙張よしたることと見えたり。義經記も。板壁を叩きて笑ふなどみえたるも是なり。又小壁といは。戸窓の上下よある壁をいふなり

格子 和名抄に隔子と出だし。又作落俗用格子二字。竹障名也とみえ。もと竹よても作りしよ。中古以来。今時の制と同じく。墨塗よて。間毎に格子あり。上よ一枚。下よ一枚掛鐵よてかけおき。開くとき上なるを外の方へ釣り上げ。下むかりをかけおくなり。物語よもみかうしまゐるみかうしをなつなどあるも。此事なり。また内格子として。外の方へ釣りおたき所を。内へ釣り上げおくも常の事なり。母屋と廂と二重に格子おれむ。母屋の格子は。内へつり。廂のは外の方へつりて。かけおねをかけおくな

り。是等上古よりの遺制とみゆれど。書院造といふ事とじまりて以来。高貴の家々とも明障子をのみ用ひたれど。格子の廢れたるなり

格子間 格子間とい。大抵寢殿の四方に格子にて。その格子あるところを人常は出入せむ。四隅に妻戸あり。是を妻戸の間として。主客出入の所とするなり。故に客来などあれば。上の格子をむ釣り上くるなれども。下の格子をむまづの避きむ。こゝ出入は用なき故と見えたり。宗五大雙紙のみかうしの間。出入の事大かた法の如く。嫌ひ候なり。中略 又常は死人をみかうしの間より出だし候時。みかうしの上をむおろし下むかりとり候間。假初も下むかりをむとらぬ事候。又みかうしの間は出入を嫌ふ事。何故とも承り候はずなど見えたり。猶妻戸の條にいふべし

障子 障子を屏障として。戸。建具。衝立の類をもいふ名なれむ。格子をさして。障子とまるせる事とも。中古以来の書は多し。明障子といふもの。そのかみは絹布などを用ひし故。うまもの。障子などいふ事あり。皆格子の略なり。古代は紙あれども。後世の如く薄紙のかたまのなかりし事故。厚紙にてこりたるを被障フスマなどいひ。また紋がらなどあるを唐紙障子といひし事なり

妻戸 妻戸は。殿の四隅にありて。主客ともは出入する戸口なり。妻戸。狐戸等の字を用ふる。いづれも。訓を借り用ひたるにて。端戸カシの義なり。ツマとをまべて物のこしをいふ名なればなり。さてその作りを。板戸を兩開しして。内外ともは鐵具あり。開く時と外のかたへ開き。其戸のあをらざる爲は。掛鐵をかけてとめおく。是をさるつなぎといふ。閉づる時。又内はかけがねありてとめおく事なり。總じて主殿の四方を格子とし。格子の間は。つねはとざして出入せさせむ。別に妻戸といふ物を設け置きて出入する事。もたら要害の爲にして。貴人高位のおとしませ所。もとよりさもあるべき事なり。されば妻戸の造り。精粗さまざまあれども。いづれも厚板は鐵具をまつけて。堅固にするなり。格子も細やか木を打ち違へて。飾りをのみむねとしたるもの。如く思へるれど。後世の明障子の如く。むげは手薄なる物はあらむ。いづれも書院造の如き。四方薄紙の障子にて。奥端もは明アキる。間毎はあけたて自由にして。便利多き事なれども。格子。妻戸の堅固なるは。准ふべくもあらむ。織田内府本能寺にて。御生害のさまなどをおもふ。そのかみの如く。格子。妻戸にて。翠簾をたれたる御座所ならん。たとひ賊兵としたなく近づきまらまとも。鎗先はかゝり

て。幾し給ふまでの事のあるまじきなり。妻戸の制さまぐあり。下は一二圖をいだ
きなほ考ふべし

扉

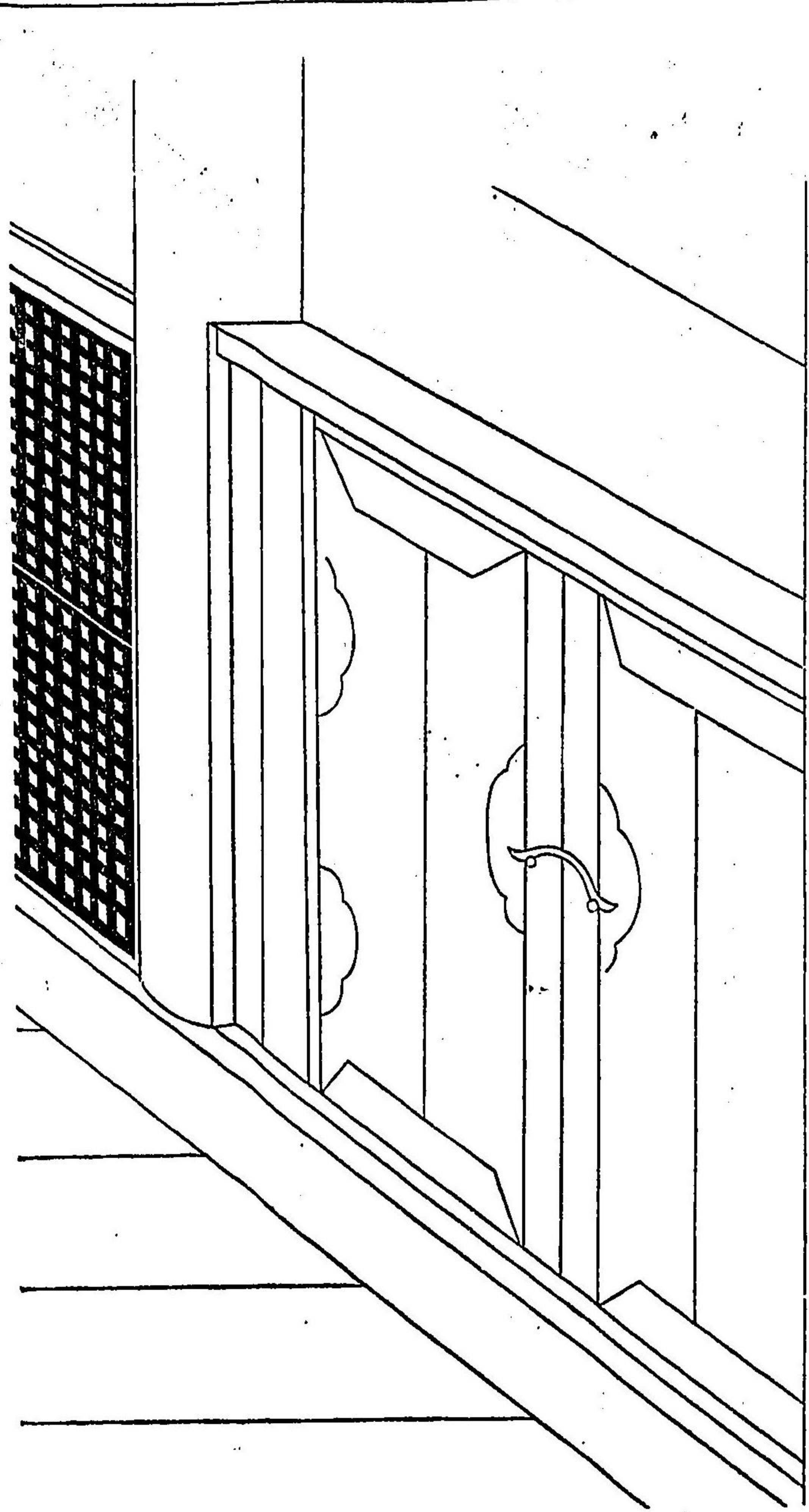
こゝ格子をおろして。其上をおほふものなり。賤者住所は格子なくして。扉をかりな
るも常のことなり。板とみ。竹とみ等の名あり。歌草の葉とみとよむ。律蕩
などのまとひたるさまをいふなり。別は葉扉といふものゝあるはあらず。又半扉
といふものあり。こゝ小扉といふほどの名にて。半の字はかくこらむ

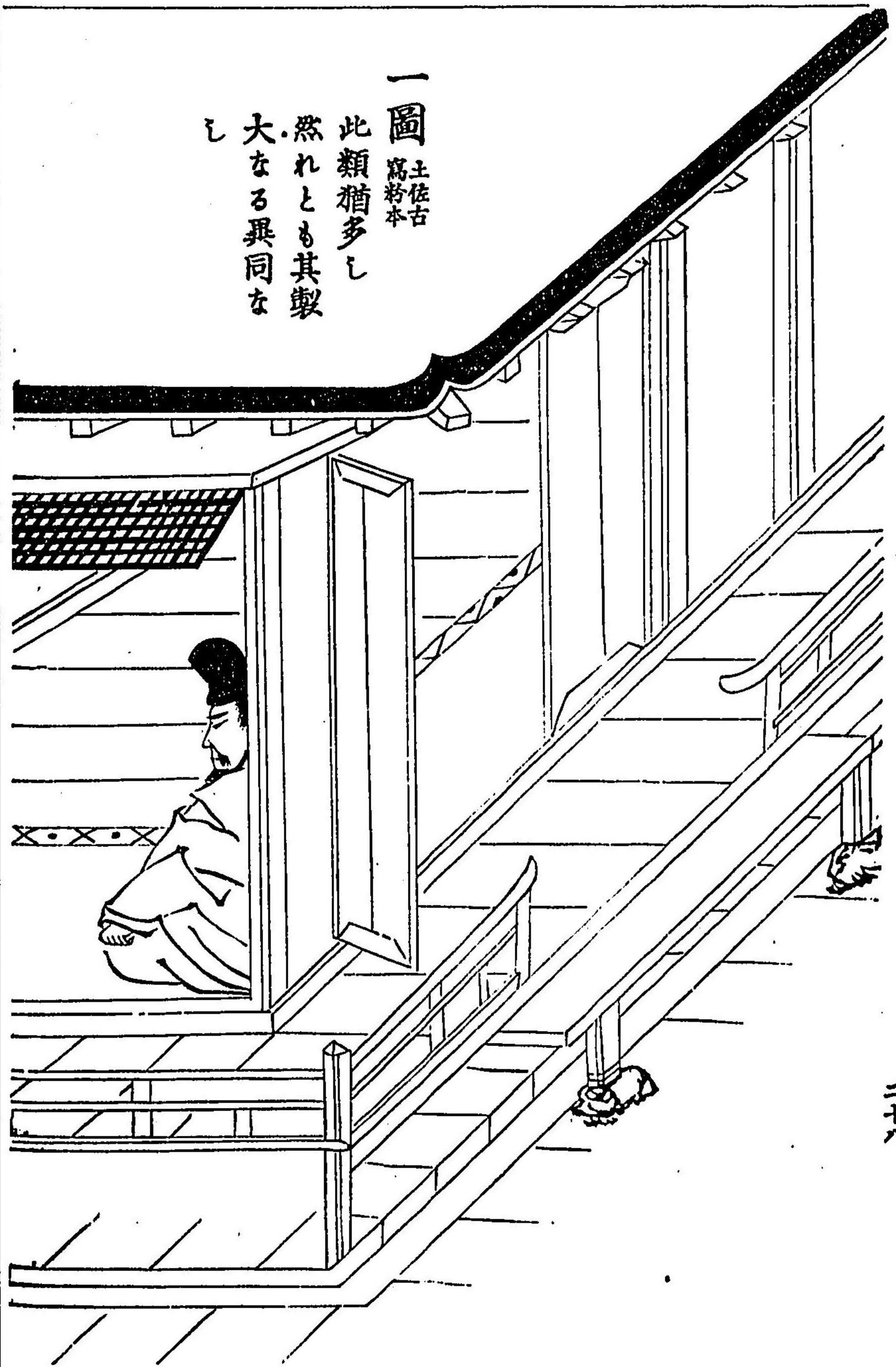
翠簾

翠簾。大抵母屋と。廂と二重なり。然れども臨時の補理によりて。そのさま一様な
らむ。其掛やうを註せる事ども。またあまたありて一定せず。今其一二をいふべし。
三内口訣は曰く。本式の主殿の時。母屋の簾を各別なり。小壁無之候故。裏板より直
し是をかく。依りて其長さ過分候。無釣丸其外。廂。妻戸。格子等常之翠簾無差別候。
其外廂妻戸は。釣丸あるべし。此外はあるべからずと云々。又。宗五大雙紙。翠簾かく
る事といふ條は。かぎも釣丸も内にあるべし。内へ巻きてかくべし。又かぎなければ
杉原を四つ折りてたゞみて。同じほどさまへ引き出だして。それよて上げて結ぶ
べし。神社の前のみまは。かぎもこまるも外にあるべしとみえたり。總じて簾をかへ

妻戸古圖

土佐家粉本





一圖

土佐古
寫粉本

此類猶多し

然れとも其製

大なる異同な

し

る事。格子の内へたるゝを内みまといひ。外へ垂るゝをおほひみまといふ。母屋の内
みま。廂オカヒマスは覆簾常の事なり

戸帳

戸帳。主人の好よる事なれども。帳臺の入口へハ。翠簾をたれず。必ず戸帳を用
ふる事なり。まむむしの巻。御帳のかたびらよ。おもてながらあげてなど。かける

も。此戸帳のことなり

催馬樂。我家いとちやうをもたれたるに。大君
さませむこれせんとうたふも。帳臺などのさまなり

掛筵

こと疊表へ縁をつけて。帳の如く垂れたるあり。長祿二年以来。申次記。室町御所
の事を注して。掛筵と申す。上の御末と。中の御末との間。高敷居有之。其上より

掛けられ候なり。筵二枚よて候へども。一枚を中を分けて。縁を常のごとくさし候

へば。小敷四枚よなり候なり。一間の所よかけ申をなりなどみえたる是なり

廂

廣廂
孫廂

廂の事。前よ見えたり。廣廂。廣縁いづれも廂の別稱なり。又孫廂とて。常の
廂の外へ屋を出だし。格子。扉などあるもあり。まかれども。簀子をさして孫廂と書る

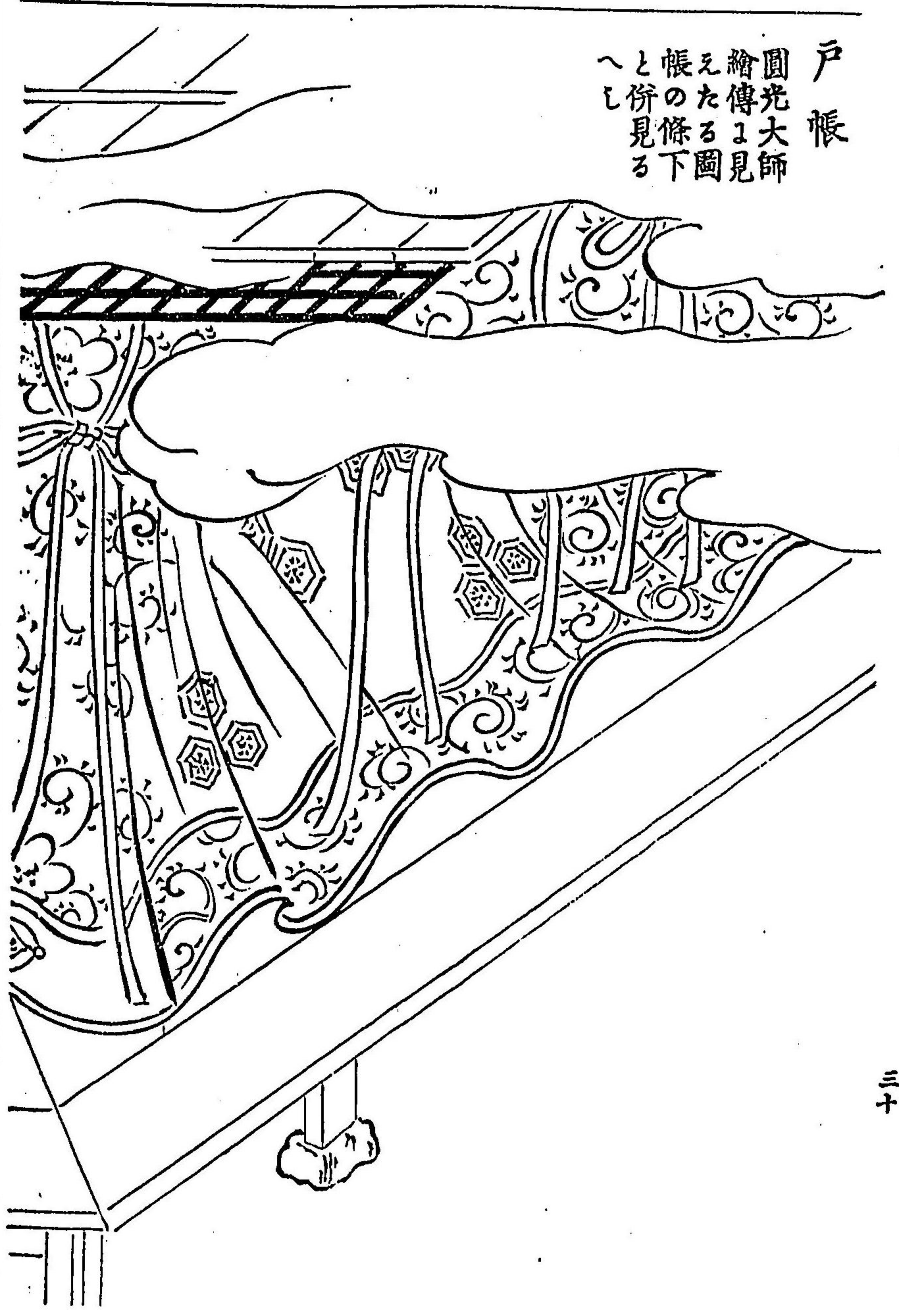
事ども多し

土廂

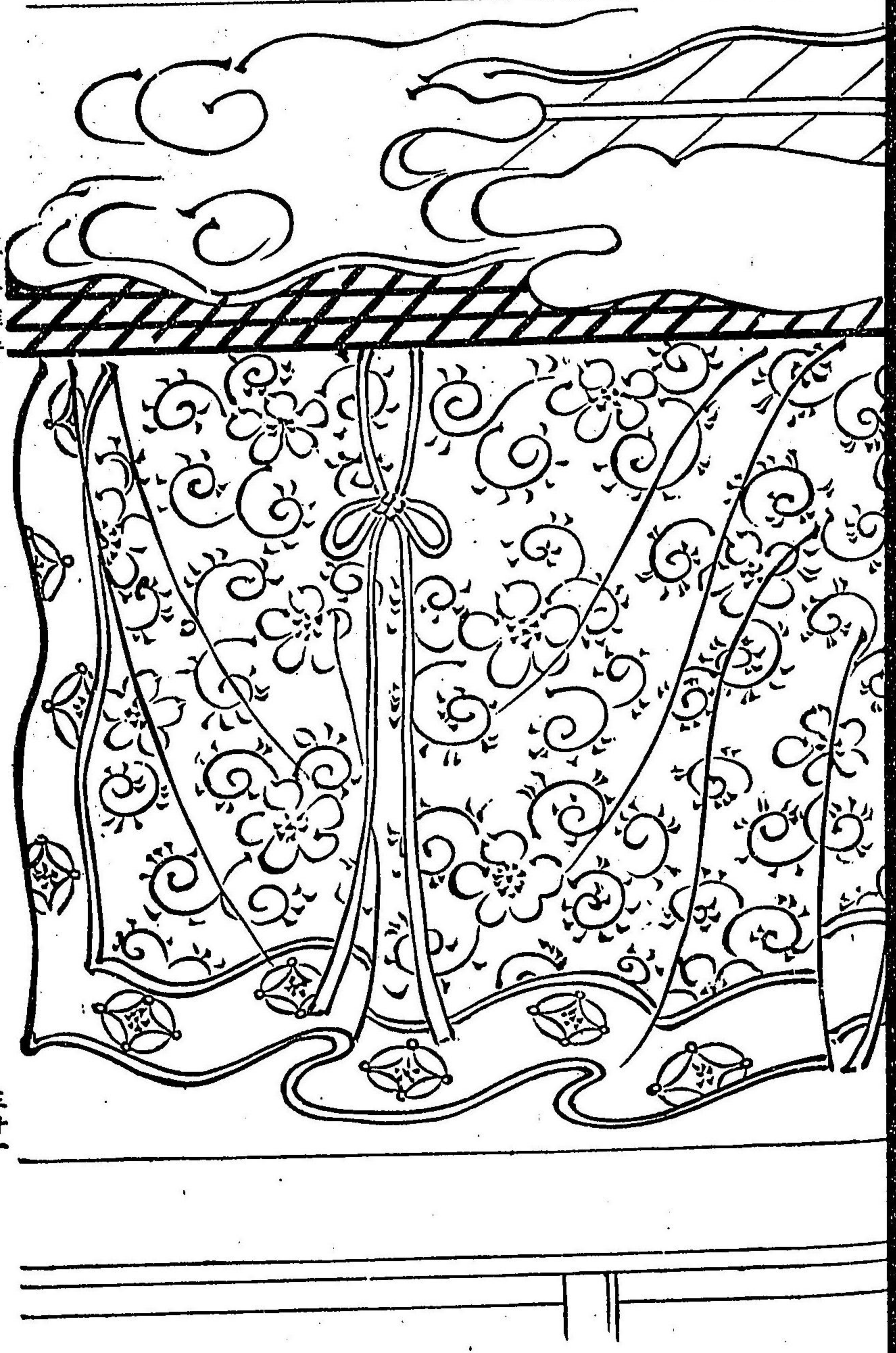
ソチロサレ

孫廂の下を土間よしたるなり。後世の造りよある捨柱の如し。こと昔ハ禁中よも
ありし事なり

戸帳
圓光大師
繪傳
えたる
帳の條
と併見
し
へ
る
下
圖



家屋雜考



簀子 廂の外あり。簀子縁ともいふ。こと小板敷なれども。竹簀の如く。間を聊づゝすかして打ちつくる故。此名あり。さて間をまかし。面をとると。雨露などのたまたらぬ爲なりといふ

沓脱 この簀子の内階の上へ。平なる板を敷きおくなり。又階より一段低く設くるもあり。其造りさまざまと見えたり。東鑑知家前右衛門尉 參上乍レ着行騰レ。經南庭直昇レ沓脱レ。於此所撤行騰。參御坐之傍云々などいふ事もみゆ

廊沓脱 是中門より廂への上り口あるなり。階の沓脱とも見えたり
階 殿の正面あり。五級を通法とま。但周制。天子七級。諸侯五級などいふ事あれど。ことより定制なし。南階より欄あり。また東西の妻戸の前も階あり。ことより大抵欄なし。常の出入大かたは。此東西の階より昇降するなり

階隠ハシカシ 階藏とも 舊説。階の上へ角屋のごとく。屋根を造り出だせるをいふといへり。三内口訣。階藏を大臣家より有之。爲可申行幸也と見えたり

砌キ この雷落の所。石などまきおくところをいふ。歌。庭の事としてよむ。やゝ轉じたるなり

車寄 こと。東西の妻戸の前あり。廂の屋根さし出だして。下を敷石よし。高貴の人の車をよせらるゝ爲。設け置くなり

輿寄 前より同じ。後世車を用ひむ。多く轆を用ひられし事故。この名あり
立砂タチ こと。車寄の前。左右へ砂をつきたて。車の衝輿の轆などを持てる爲。設け置くなり。宗五大雙紙。立砂の事を志るして。沓脱より間半マカをかりさきなり。雷ライのかゝらぬほどなるべし。妻戸の兩柱の通りなるべし。大さく其家の位より。大小あり。的

の時の敷塚より。大さく候など見えたり

屋宇 梁より四方よりト桶トといふ物を渡し。四方葺ツ仰ツとして。搏風ハツなきを四門ツといふ。和名抄。宮殿皆四門。和名阿豆萬夜アヅマンヤと見え。是を寢殿造の通法とま。故に此造りがたをさして。宮殿造とも。又御所造などいふなり。對屋を桶なく搏風を入れて。二方葺ツ仰ツする故。是を兩下ツといふ。順が抄。和名萬夜と見えて。かやうの造りかたを。眞屋造とも。對屋造ともいふ。いづれも檜皮葺ヒノカヅにて。棟瓦或は箱棟なり。徒然艸。後徳大寺のおと。寢殿は鷗ウあさせじとして。繩をこられたりけるを。西行の見て。とびの居たらむ。何からくるし。かるべき。此殿の御心。さむかりよこととして。其後を參らざりける

などみゆるも。此屋棟の上。鳥除の繩をこられたるをいふなり。四阿。兩下等の事。下の屋上の條を見よ。

對屋

三内口訣。對屋二。東を一、對と號し。西を二、對と號す。北方と東西行如鳥翼作之。對と主殿。對する義なり。武士の家。奥屋と稱す。是故實也。堂上の諸家。對屋と號す。對屋と號す。其大主殿。相同じと見えたり。猶下の四阿兩下の條と見合をべし。

廊 細殿 渡殿 透渡殿 壁渡殿 廊下 渡廊 廻廊 橋廊 打橋 打板

廊の字ホソドノと讀みて。今時の廊下をること。前の沿革の條いへるかごとし。廊下。廊。廻廊。橋廊等の名あり。大抵。橋ある所の廊をむ。渡廊とも。渡殿とも。反橋の上なるをば。反渡殿とも。反渡廊ともいへり。また。壁渡殿。透渡殿といふあり。壁渡殿。左右を壁又ハ板壁などよしたるなり。透渡殿。柱のみよて勾欄あり。翠簾を垂れて。往來する所をいふ。古畫などよさまぐの作り見えたり。又打橋とて。廊中の土間へ。跛橋の如き板橋を置た。是事あり。是ことへもかこへも移すべき料なれば。ウツシ橋の義なり。ツシの約字なれば。此名ありといへり。又打板とて。船の歩板の如き物をも用ふる事あり。物語の類よ見えたり。

中門

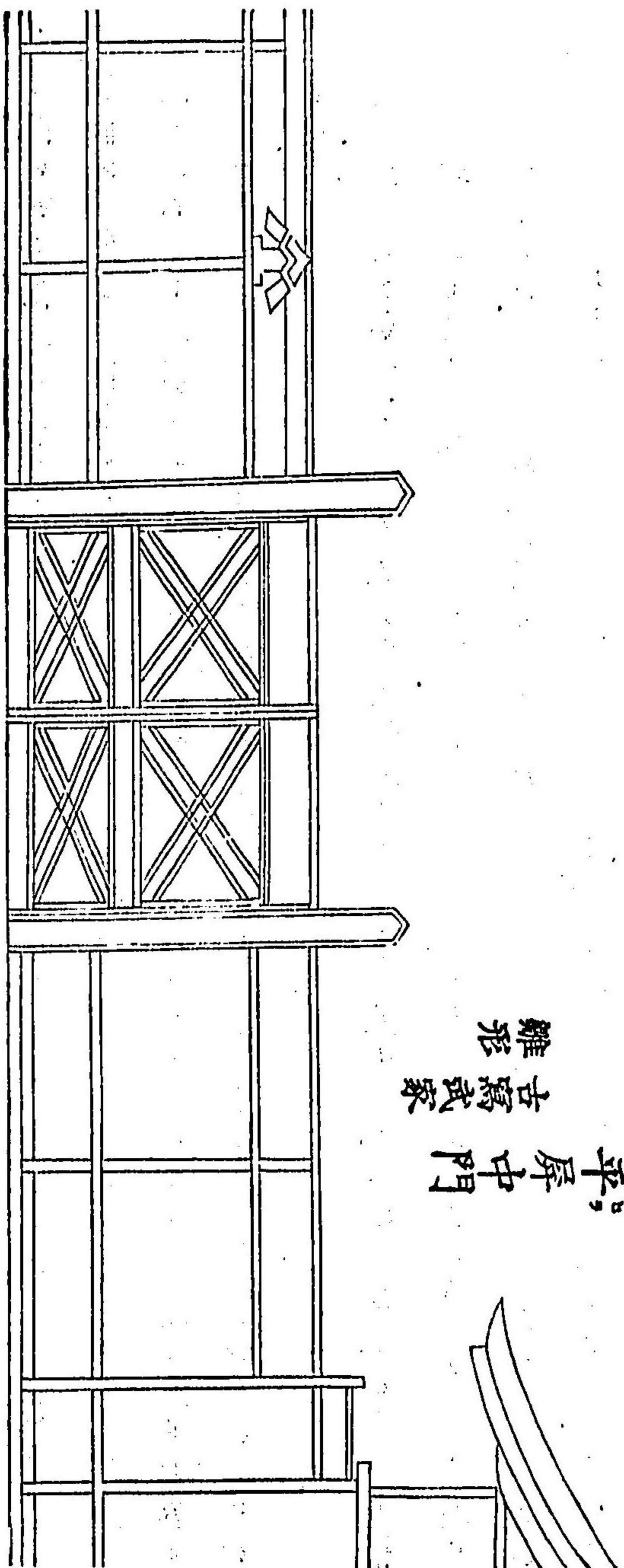
中門の事。沿革の條いへる如く。正殿の東西ある長廊下の内へ。開きたる往來よて。屋根あり扉なし。俗いゆる切通なり。こと藤のうら葉の巻。中の廊の壁をくづし。中門をひらきて。霧のへだてなくて御覽せさせ給ふなどみえたるも。切通よせられたるさまなり。まべて中門は相関なく。扉をも設けざる。車の往來よ便ならしむべきためなるべし。

屏中門 右よいへるごとく。廊の壁を切通よしたるを。壁中門といひ。また廊なくして。築地むかりなるを屏中門といひ。また是を壁中門ともいふ。武家ハ廊なくして。屏中門よしたる多し。東鑑等所々よみえたり。まかるを同書。屏重門と志るせる所あれども。まかかきてハ字義よかなを。さて此屏中門の造方。古くより多くハ屋根なし。一説。古畫ハ屋根あるもみゆれど。武家ハ屋根なきを用ひらるハ例なり。この旗弁ハ長具足など出し入るハ便なる故なり。猶武家々作の條。所々いへるをまかせ見るべし。

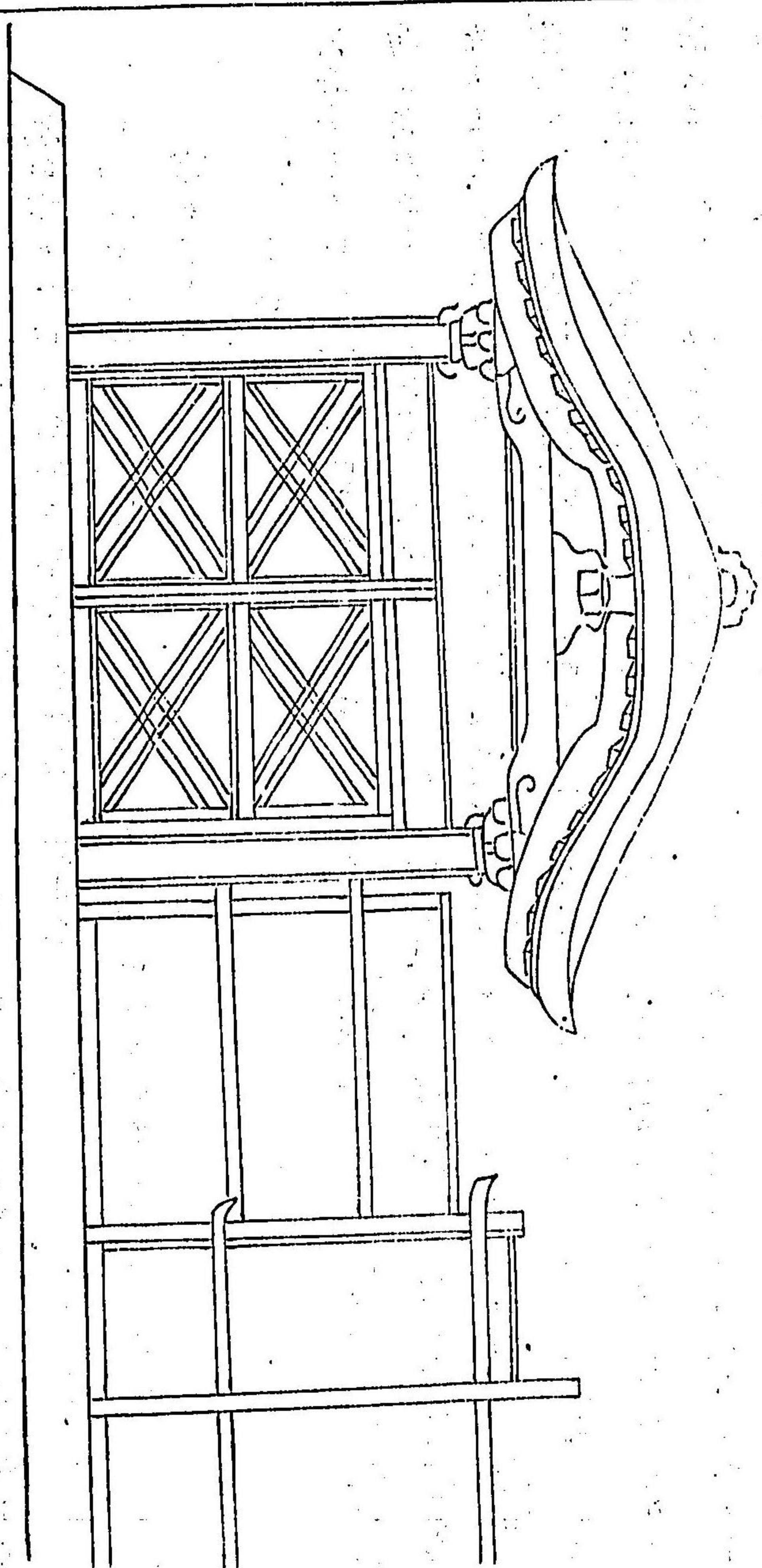
壁中門 前よみえたり。三好寺御成之記。御馬の事。壁中門より被曳入可然など見えた

るも。則ち此屏中門の事なり。後世書院造といふものとなりても。玄關の左右よりか
 ならず屏中門あり。其制多くの掛屏にて。いとゆる壁中門なり。又かた／＼をむ麻中
 門よし。かた／＼をば麻下よしして。切通を設くるもあり。皆古代よりの遺制なり。屏中
 門の圖左に載を

屏中門
 古寫成
 難形



向屏中門 同上



切妻キリメ 切妻の廊中切通より寝殿へ入る口にて。是を中門の切妻といふ。妻メの語の義にて。端の事をなれば。此名あり。永享九年の行幸記。寝殿の南の簀子を経させ給ひて。中門の切妻をかりさせ給ふなど見え。又同記。中門の切妻にて。御家の賞を行かせられし事などもみえたり

公卿間キョウケノマ

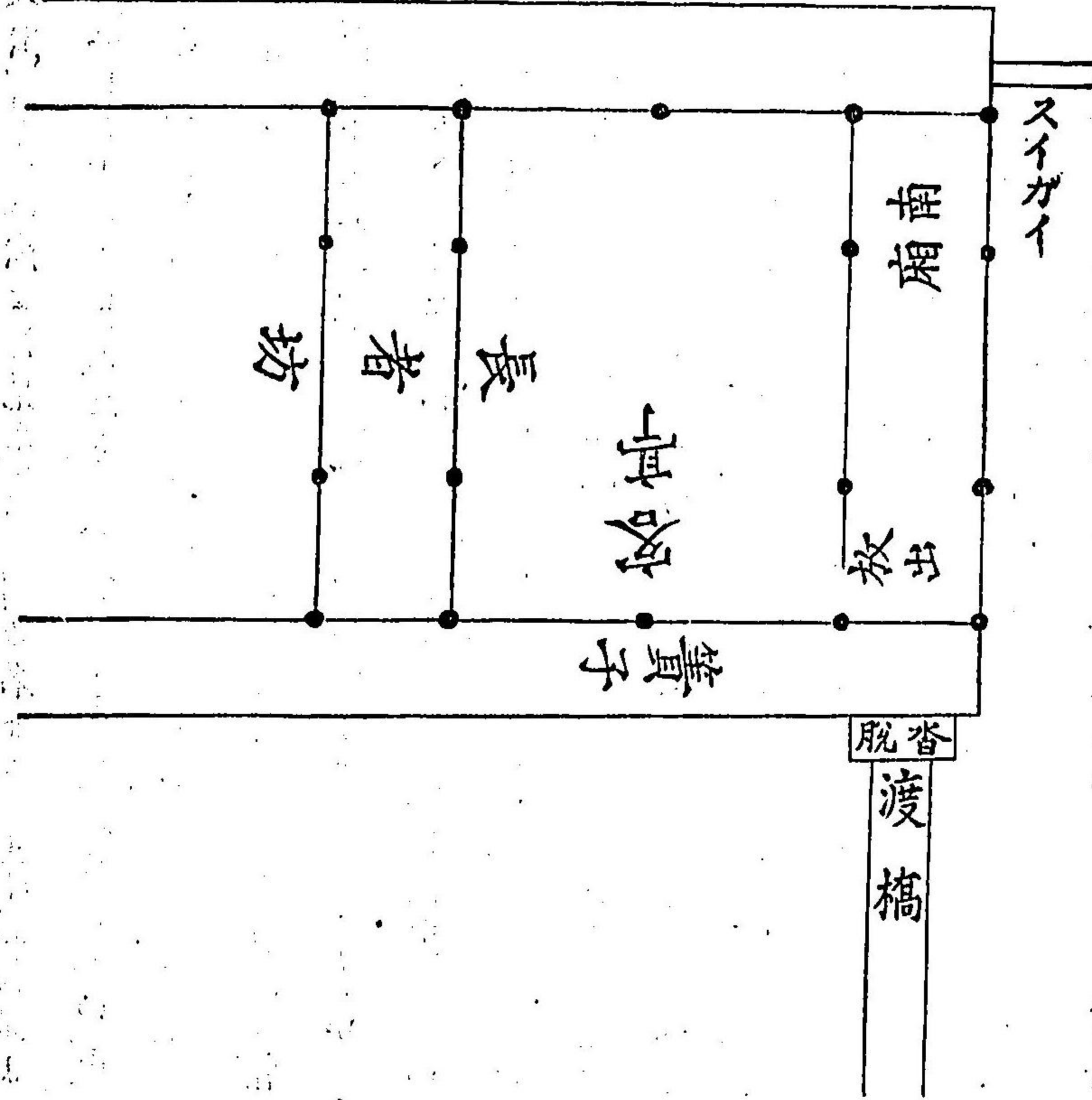
公卿座ともいふ。是は殿内は無ねてまつらひかく所の客座敷なり。三内口訣。廣縁の西面は妻戸あり。是公卿座の入口なり。公卿座は。四疊敷なり。清華御所の公卿座は。六疊敷なりなど見えたる是なり。今按。こゝに四疊敷六疊敷とあるは。数語よりたる敷。こゝららば。上疊を敷くべきほどの廣さを云ふなり。三内口訣の内容采奏者等作法之事とある條。攝家宮門跡渡御の時。主人自身中門へ被罷出。迎へ入れ奉らるべし。御座定まり候後。主人計我が座の程。可有祇候也。此時奏者之人。蹲居庭上。奔走の作法あるべからず。御歸の時。主人出座のうへ。送り申され御乘輿之時。歸り入らるべきなり。奏者之人出門外。御供奉の人々へ一禮可被申上上などみえたる。客對のさま。皆公卿座にての事なり。猶本書に委し

放出ハナチデア

放出といふ。寝殿の放出。西の放出。中の放出など見えて。一間の名なり。宇津保物語。ハナチデアともかきて。中昔の雙紙とも多く見えたり。源氏細流。梅が枝の巻の東の中のそなちいでといふ事を注して。兩方。小寝殿ある母屋の中をなかよして。御帳を立てたるものなり。母屋の中をいへり。外ソトさま向をいふなり。暗の意なりと見え。花鳥餘情。放出の母屋なり。梅が枝の巻。東の中の放出といふ。東の對の母屋なり。中といふは。母屋と東西の廂との間。障子を立て、隔てたれば。御帳を立てたる所を放出といひへるなりなど見えたれども。詳ならぬ。古繪圖のうち。放出とあるもの。兩三圖見及びしかど。是亦詳しむわかり難し。よて今按をる。こゝ南開き北開きなどいふほどの名にて。外ソトさまの明るみへ向ひたる所をいふ。細流。外ソトさま向をいふ。暗の意なりといへる。即此事にて。必しも常ある一間の名との聞えを。備是を放出と唱ふるいられぬ。時より大客などある折々。遣戸。障子の類を放ち出だして。圍ひ廣むる故の名とおぼし。其證一二をいひ。若菜の巻。南のおととの西のそなちいでよおましよそふ屏風。壁代よりはじめ。あたらしく拂ひまつらわれたり。こゝに女三の官の。六條院へ移し給ふ時の御設けあり。又同巻。對ども人の局ソト々々したるをとりひて。殿上人。諸大夫。院司。下部までの設いかめしくせさせ給へり。寝殿の

放出を例のしつら
 ひて。螺鈿の荷子
 たてり。又梅が枝
 の巻。東の放出
 一しつらひ。殊に深うしるさせ
 給ひて云々。同巻。宮のわら
 しまを西の放出をしつらひて
 云々などみえ。放出の時々よし
 つらふ所の名にて。常ある一間
 の名。一あらざる事知るべし。鈴
 虫の巻。北の御障子もとりこ
 なちて。翠簾かけたりなど見え
 たるも。即ち放出にて。障子。違
 戸などなちて。明るみへ圍ひ

大内裏圖
 真言院之
 内長者坊
 略圖



出だしたる一間の名と心得べし。古繪圖は放出といふ所の見ゆるも。事ある折。必。放出
 用ふる場所などいふほどの所なるべし。室町以来の寢殿より。かやうのところみえを。参
 考のため。古繪圖一圖前は出だま

障子上
 障子上。三内口訣。攝關の人。内覧のうち。此所は出でらる。凡家は無之と見え。攝政
 關白の人。内覧の宜旨を蒙りて。諸司の執奏を内覧し給ふ時。此障子上の内へ出座し給ふ
 と云ふ。是も寢殿の内にて。しつらひるゝ事なり

帳臺
 帳臺は。寢殿の内。帳臺構として。一構あり。三内口訣。主人常住安の所なりとみえ。入口
 は帳を垂れ置く故。此名あり。一説。もと帳内なるが。稍轉じたるならんともいへり。
 この禁中にもある名ながら。必しも貴人の家に限らむ。中昔以来。地下の家々も必あ
 りし事にて。外々の間より少し高く造れるも見えたり。源平盛衰記。帳臺をさして。タ
 カドノともかき。又他の書ども。帳臺は登るといひし事見えたり。貴人の家なるを。
 御帳臺とよびて。寢所は用ひられ。又常の休息所も用ひられしことあれど。元来寢所

と別なるべき物なり。後世書院造といふものとなりて。必。上段の間として。一段高さ所あり。帳臺の遺制なりといへり。しかれども。今時高貴の御家々より。上段の間の外。御帳臺あり。上段をその遺制といふ事かばつかなし

寝所

高貴の家々。卧内のさまとして。委しくしるせる事。古き物よりいまだ見及ばず。宗五大雙紙。室町將軍の御寝所のさまを註して。公方様の御寝所より。御座をしかれ候。御上座。其上。御筵をしき申され候。御筵は緑織物裏に生絹のきぬ付候。表は常の筵。御とのあるもの。御小御衣二つ。置き申され候。御枕常の如し。黒く塗り候なり。かまち同前。一方より。猥といふ獸を畫き申候。夏の薄き小御衣一つ。置き申され候。御蚊帳は水色。角水引の段子棹黒漆。鉤赤銅七つ打ち候へば。必同朋の役にておろし申候。夏冬とも。御部屋衆一人づゝ。毎夜御側は祇候。御部屋衆より。御一家の内。一段御心易き仁たるべし。近くは細川治部少輔殿。毒文房といふ。今一人は一色兵部少輔殿。此兩人うちかへく。夜毎は祇候にて候。女中より御まづまり候事也。御座なく候。又女中の御蚊帳也。二所は釣られ候。一は水引角ともは赤き段子。水色棹黒し。鉤減金一は梅深水引角ともは黒き綿子。棹黒し。鉤赤銅またつり始め候

時也。伊勢名守兩人此御役を勤め申候。近くは同苗肥前守盛理。我等毎日あげおろし。女中上臈の御役にて。おろし申候時。又兩人参りておろし申候。上。又同書。御燈火の事を註して。御寝所より。御短檠ともされ候油つぎ。銅必下かこらけへ水を入れるべし。御短檠の臺より。油入候手がめとらじみ以下入れ申候。上。など見えたり。また後花園帝義教將軍の御所へ行幸の時也。寝殿の御帳臺を以。夜の御殿とせらる。御帳臺黒漆金蒔繪菊唐州。御障子の繪桐竹に鳳凰。御帳臺の引物より。青地金襴を用ひらる。平組の緒五筋ありて。半を裏ける。御宿直物紅の綾御紋雲立涌裏の御紋菱なり。御むしろ。金襴の縁。沈の御枕二つ。ひとつは黄紅葉の薄様。ひとつは紅のりをやうにて。是を包む。又外は蒔繪の御枕二つ。御用意あり。御紬をむ。紅の唐錦の袋に入れて備へられ。御屏風一雙たてめぐらさるなど。その折の御記よくとし

納殿

納殿。納戸のむなじ。古くはヲサメドノといひ。納戸の。や。後の稱なり。金銀。衣服。調度の類。何より。む。納めおく所なり。禁中にて。後涼殿の内もあるよしなり。源氏桐壺の巻。く。ら。づ。か。さ。を。さ。め。ど。の。は。物。を。盡。く。し。て。い。み。じ。う。せ。さ。せ。給。ふ。な。ど。み。え。た。る。是。な。り。納

戸といふ名の。室町將軍の頃より專見えたり。高貴の御納戸の。押板などありて。客人をも通さるべき構なり。三好寺御成の記に。御納戸の内。文臺硯引合杉原の紙鎮置之など見えたり。大抵。此類なり。大僧正慈圓の歌

納殿くるゝの妻戸おしあけて。けふ七夕よかを物やなよ

塗籠

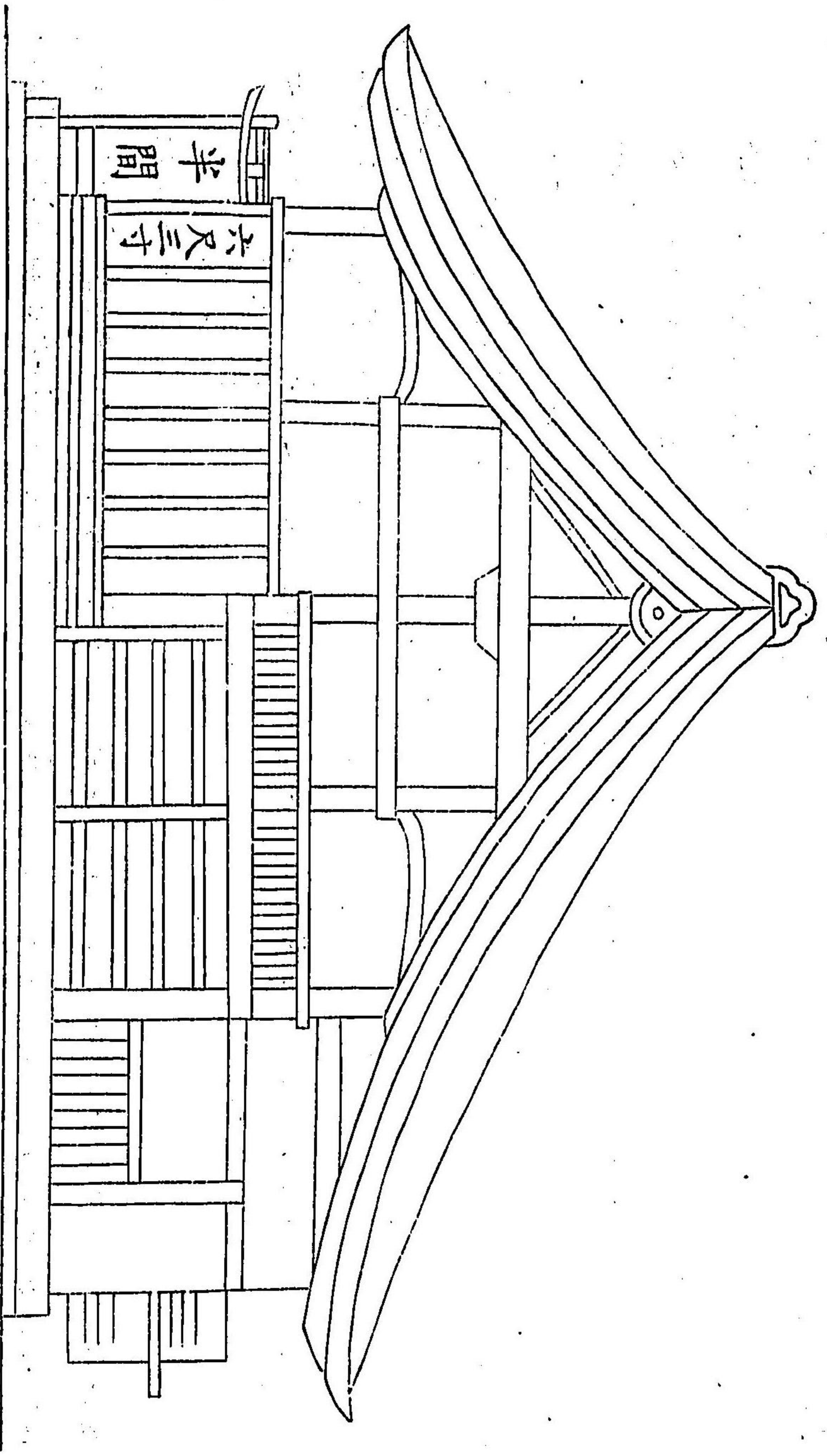
塗籠の圓を壁として。明取をつけ。妻戸ありて出入をる故。塗籠といふなり。是も納戸の類にて。衣服。調度など手近き品どもををさめおくところなり。源氏夕霧の巻。塗籠も珠細やかなるもの多くもあらで。かうの御から櫃。御厨子などむかり。或はこなたかまたよかきよせて。けぢかうしつらひてぞおとしける。袂衣。よろづのものとりしたゝめ。さるべきものの塗籠ををさなどみえて。下さまの物置なり。然れども或は是を寝所を用ひたる事どもあり。夕霧の巻。ぬりごめよおましひとつしかせ給ひて。内よりさしておぼとのごもりよけりなどみえ。中昔の雙紙ども。多く見えたり。この寝殿の内ありて。此の塗籠。西の塗籠なとよぶなり。地下の家居の。帳臺を塗籠として。居間も物置も用ひたる事どもあり。平治物語。忠宗心變の條。長田めをうたばやとして。金王丸と二人

光法師なり。面もふらむ。切つて廻り。あまたの敵切り伏せて。塗籠の口まで攻め入りけれども。美濃。尾張のならひ用心まびしき故。帳臺の構へしたゝかよこしらへたれむ。力なく云々などみえたる類なり。また土庫とかきて。ヌリゴメと訓せる事どもあれども。今時の土藏といひ別物なり

馬場殿

馬場殿の事多くの廊の内あり。野分の巻。うまむのおと。南の釣殿などあやふけよなんと。事行ひのゝじるなどみえたる是なり。武家の寝殿造の。かならむあり。今時の馬見所なり

廐 中昔の制。廐の多く廊の内あり。また廊よりつくりつゞけ。或は別棟したるもなきよあらむ。三内口訣。禁中よの左右馬寮をおかれ。御馬を被繫。是を寮の御馬と號を。以之准據して。諸家面向に於いて。不立廐。武士者依爲守護。以弓馬爲業。然間於面向。必立廐。是公武之差別也。二間三間者。諸人通法也。五間七間以上者。依分國多少有其員。仍而細川家者十三箇國拜領。依之十三間之廐。規模之由承及候など見えたり。また廐の内。侍として客人の從者などをつとへかくところあり。是を速侍ともい

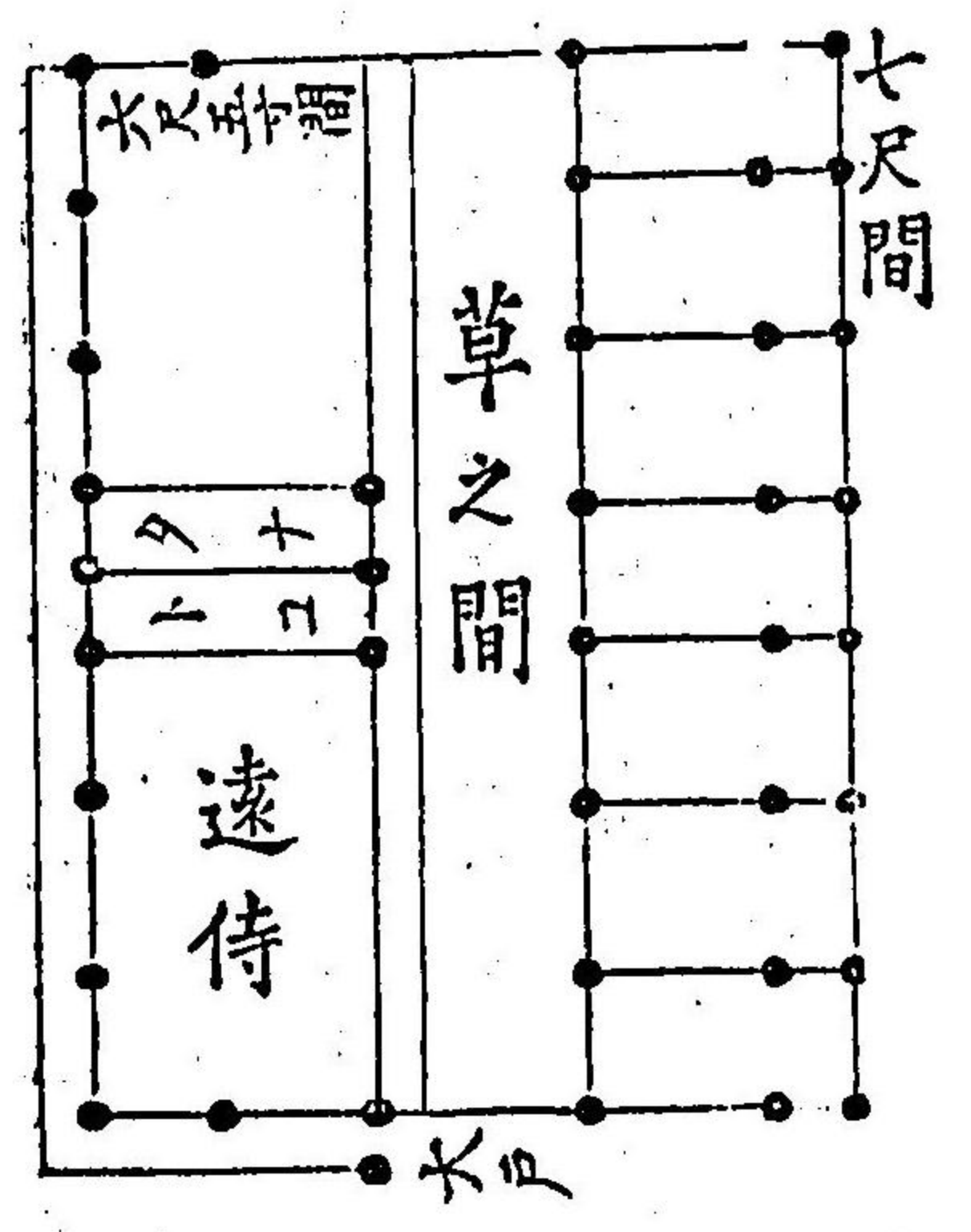


ふ鎌倉年中行事。管領の供をこじめとして。七間御厩の侍は集り。正印の太刀どもをば。我々が側よたておく。管領其外衆中の座位のやうに供も居るべしなど。見えたり。七間厩といふこと。高貴の家々ありて。後々正式の造り方のごとくなれり。古き厩の圖ども左に載せ

厩地割圖

京都將軍御所繪圖

鎌倉御殿圖といふものよも速侍草之間などいふ所ありこゝにいゆる七間厩なり



井戸屋

古代々今時の如く。家々多數多くある物ありあらむ。寝殿造の家より。對の屋。またり小庭の内などあり。十訓抄。何がし大臣の事ををるして。北の對の前より井あり。下女等清

涼水と名つけて。集まりて汲みけるなど見えたる是なり。是等の類。皆井戸屋とて。檜皮葺の一屋を設けおく事なり。古畫もまゝみえたり

侍サマロヒ 侍所

侍の。侍者の居る所にて。今時の詰所といふほどの名なり。是も古代の。必。東西廊の内一設けしなり。一説に。侍所といふ。關白家のみありしが。鎌倉右大將に至りて。始めて是を置かるゝともいへり。盛衰記に。十二間の侍とある。速侍などのさまなり。東鑑に。東の侍。西の侍などある。東西廊の侍にて。速侍といふ異なり。熊谷直實の鎌倉を立ち退きし折の事を志るして。直實云々。西の侍へ行きて鬘モトケリを切り。殿の御侍オノサマロヒ登トビ利リ波ハ天テンといひしことあり。是も即廊中の侍なり。又小侍といふことあり。其所の大小よりて。名つけしなり

隨身サマロヒ 隨身所

大抵。廊中一あり。侍所よおなじ

雑色所

隨身所。雑色所いづれも相合して。侍所ともいへり。前よおなじ

庭ニハ 南庭 中庭 廣庭

寢殿の前。東西の廊の廻する内を庭とす。小庭といひ。また中庭をとよぶも是なり。其外に。假山を築き。池水を廻らし。橋をかけて往来す。是等をもべて南庭とも。また廣庭ともいふ。主人の分際によりて。廣狭さまざまなれども。その造りの奈良の都の頃より。大抵。相同じとみえたり。後京極殿の作庭記に。池をほり石をたてるところより。まづ地形を見立て。たよりし隨ひて。池の姿をほり。島々を作り。池へ入る水おち。並に池のそしりを出だまべき方角を定むべきなり。南庭をかく事ハシカケ。階ハシカケの外の柱より。池の汀ツツいたるまで六七丈。内裏儀式ならば。八九丈も及ぶべし。拜禮の事用意あるべき故なり。但。一町の家イヘの南面ミナミに。池をほらんよ。庭を八九丈おかむ。池のころいくむくならざらむか。能々用意あるべし。堂社など。四五丈も難あるべからむ。上ウヘなどあるよ。その大概を志るべし

池 池の事。前よ見えたり

島 島とて。かの池の内一設くるところの中島をいふ。作庭記に。島をかく事。所の有様し隨ひ。池の寛狭よよるべし。但。志かるべき所ならむ。法として。島の崎を寢殿の半

よあてゝ。後、樂屋あらしめん事。用意あるべし。樂屋を。七八丈、及ぶ事なれむ。引き下りたる島などを置きて。假板敷を志きつゞくべきなり。假板敷を志く事。島の狭き故なり。いかよも樂屋の前。島の多くみゆべきなり。反橋の下暗の方よりみえたる。よよころき事なり。志かれれば橋の下。と。大きな石をあまた立つるなり。又島より橋をまたを事。正しく階隱の間の中心。よあつべからむ。筋かへて橋の東の柱を階かくしの西の柱。よあつべきなり。山を築き。野筋をおくこと。地形より。池の志がたよ志たがふべきなり。又透渡殿の柱を。みじかく切りなして。いかめして大きな岩のかどあるをたてしむべきなり。又釣殿の柱。と。大きな石を志しむ可し。上とみえ。その大概をしるべし。さてかく廣庭。池を掘りて島をおく事も。古き世よりのならしとみえて。萬葉集。島とよめる歌ども。實の島。のあらで。此庭中の島をよめる事ども多し。卷六。鶯のなくわが島。又。卷廿。駕鸕の志む君が此島。又。卷二。御立し。島のなか磯をなどよめる類なり。融大臣の陸奥の鹽竈の浦をうつされしなどいふも。その最大なるものなり。伊勢物語。惟喬親王の御事を島好み給ふ君なりといへるも。志な。ち此島の事。御庭好きといふほどの事なり。

假山 石立 假山は築山なり。又石立といふ事あり。是は庭の岩組を志る事なり。推古紀。百濟の人をして。南庭。須彌山のかたちを造らしめられ。又齊明紀。飛鳥岡本宮。石山丘を造らしめられ。また甘藷丘の東の川上及び。石上の池邊。須彌山の形を造らせられしなどいふ事みえ。是等庭。山を築き。岩組などを志る事の始なり。石立といふ。やゝ後の事ながら。鎌倉右大將家の時。仁和寺の僧靜意といふもの。石立の業。巧なるを以て。鎌倉。よめして。其業を命ぜられし事。東鑑。今鑑。續古事談等。みえたり。

橋 右の如く。池ありて中島を設くれれば。必橋あり。橋あれば必反橋。よ志る習なり。是を石橋。よ志るも。常の事なり。萬葉二。島のみ。こし。しか。く。などよめる是なり。この石橋。と。列して。庭中の。ね石の事なり。歌。苔の。又。い。この間近きなどよめる是なり。又萬葉集。い。このま。よ。生ひたる。鏡花。のとよめる。水中へを志たる飛石の事なり。石橋と志も。ひまが。ふべからむ。

船 池中。こ。かならむ。船あり。常時のならし。樂を志る。龍頭鷓首を用ひられし事なり。新古今集。賀。紫式部が歌の。こ。若。人々。さ。ひ。出。て。池の舟。の。せ

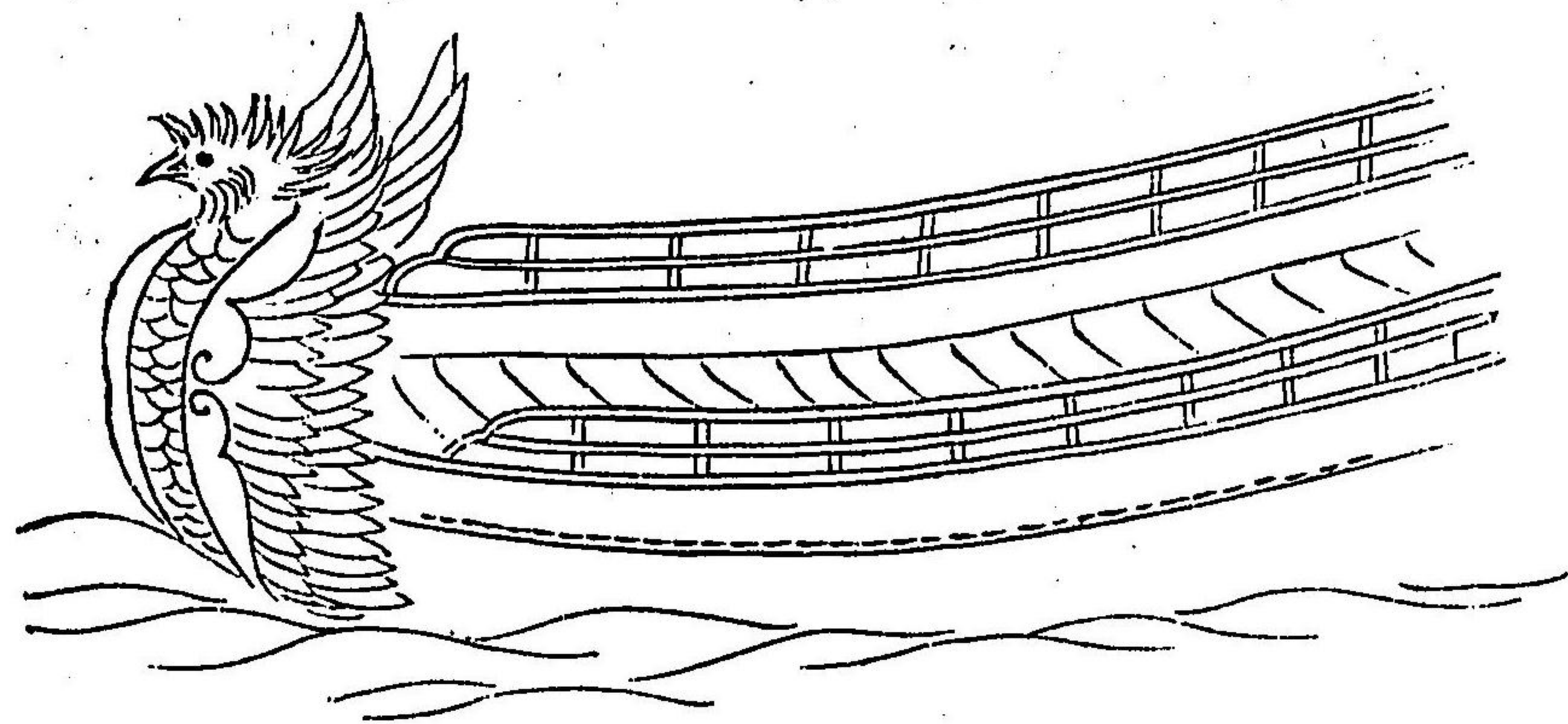
年中行事繪卷物の内

龍頭舟



五十二

古圖
鷓首



家屋雜考



五十三

て。中島の松蔭さしまをほどなどみえ。又袂衣たもと。さらへべなど池の舟ふねに乗りて。こ
 しかへりあそぶを。志かしくなど志るせるを。常さまの小舟なり。されど儀式だつ折
 々を。かならむ船中の樂あり。故に古代高貴の家々より。龍頭鷓首りゅうとうしげうの備なき事あた
 ざるほどの事とみえたり。室町の行幸御幸など。や、後の事をがら。毎度此御あそ
 びあり。さてこの船人。みづらゆひたる童子。又唐冠たうかんなど着る常の事なり。そのさ
 ま。胡蝶こてつの巻。東の釣殿つりどのにこなたの若き人々あつめさせ給ふ。龍頭鷓首りゅうとうしげうを唐のよ
 そひよまつらひて。かちとり棹しげさま。さらへべみなみづらゆひて。もろこしだしせて。
 さる大きなる池の中。さしいでたれば。まことよまらぬ國くにに采たらんここちして。
 あこれよおもしろく。見ならぬ女房などおもふなる。島の入江の岩かげいわかげ。さし
 てせてみれむ。おなまさいへのたたをまひも。たた繪えよかきたらむやうなり。上かみなど
 あるよても。當時のありさまを志るべし。武家の世となりても。かかる御遊ごゆうたびく
 あり。さかゆく花はな。こは永徳三年。室町花の御
 所へ行幸の時の記あり。中門の外なかつのうしろにて。大将。次將立ちかゝる。此間樂
 屋らんやに亂聲らんせいを發し。樂人。龍頭鷓首りゅうとうしげうの船ふねのり。さしよせて樂を奏そうを。いとおもしろくな
 どみえたる是なり

遣水 庭に池いけはなく。たゞ遣水のみなる所あり。地勢よる事なり。作庭記さくていぎ。池いけなく
 て遣水せんすいをかりならむ。南庭なんていに野筋のすぢの如きをあらせむ。それを便りべんりに石を立つべし。又
 遣水せんすいの廣ひろさ。地形の寛狭くわんせう。水の多少たうしやうよるべし。二三尺。四五尺。是皆用ふるところ
 なり。家いえを廣大くわんたい。水も巨多こたならむ。六七尺ふちも流ながまべしし上かみなど見えたり

釣殿

東西廊の南端。池いけに臨める所。一屋を構へ。是を釣殿つりどのといふ。舊記きゆぎ。水面へつりおろし
 たるごとく作る故。此名ありとも。また釣つりを垂るた料りやうに設けかく故。此名ありともいへ
 り。今按。宇治平等院うぢびらうどういん。釣殿つりどの觀音あり。こゝもと河原左大臣の別荘ありし地ちにて。後陽成
 院の御時ごときに至り。行宮ぎやうきやうを營みて。宇治院うぢいんと號せられ。宇多法皇も。また爰こゝを領せられ。朱雀
 院も此所こゝに遊獵ゆうりやくさせ給ひし事など。孝部の記きに見え。其後。六條左大臣。御堂關白ごどうせうはく等此所
 をもて山莊さんさうとし給ひ。その御子關白賴通公の時。寺てらをなして平等院びらうどういんと號せらる。時ときに永承
 七年なり。件の觀音くわんおん。そのかみの釣殿つりどのへ安置あんじするところなるよし。舊史きゆしに傳へ。また山州
 名跡志なせしより。此堂このどうのかみの釣殿つりどのにて。道達みちたつの人々釣つりをたれ給ひし所ところなるよし註した
 れば。釣殿つりどのもと釣つりをたるた料りやうなりといふ説せつを當れりあたりとまべし

泉殿

泉殿は、必水邊あり。四方壁なし。納涼などの爲。設くるなるべし。室町御所。小川御所
などいづれも御泉殿と稱せしところなり。古くは義經の堀川御所などにも。泉殿といふ
ところみえたり

樂屋

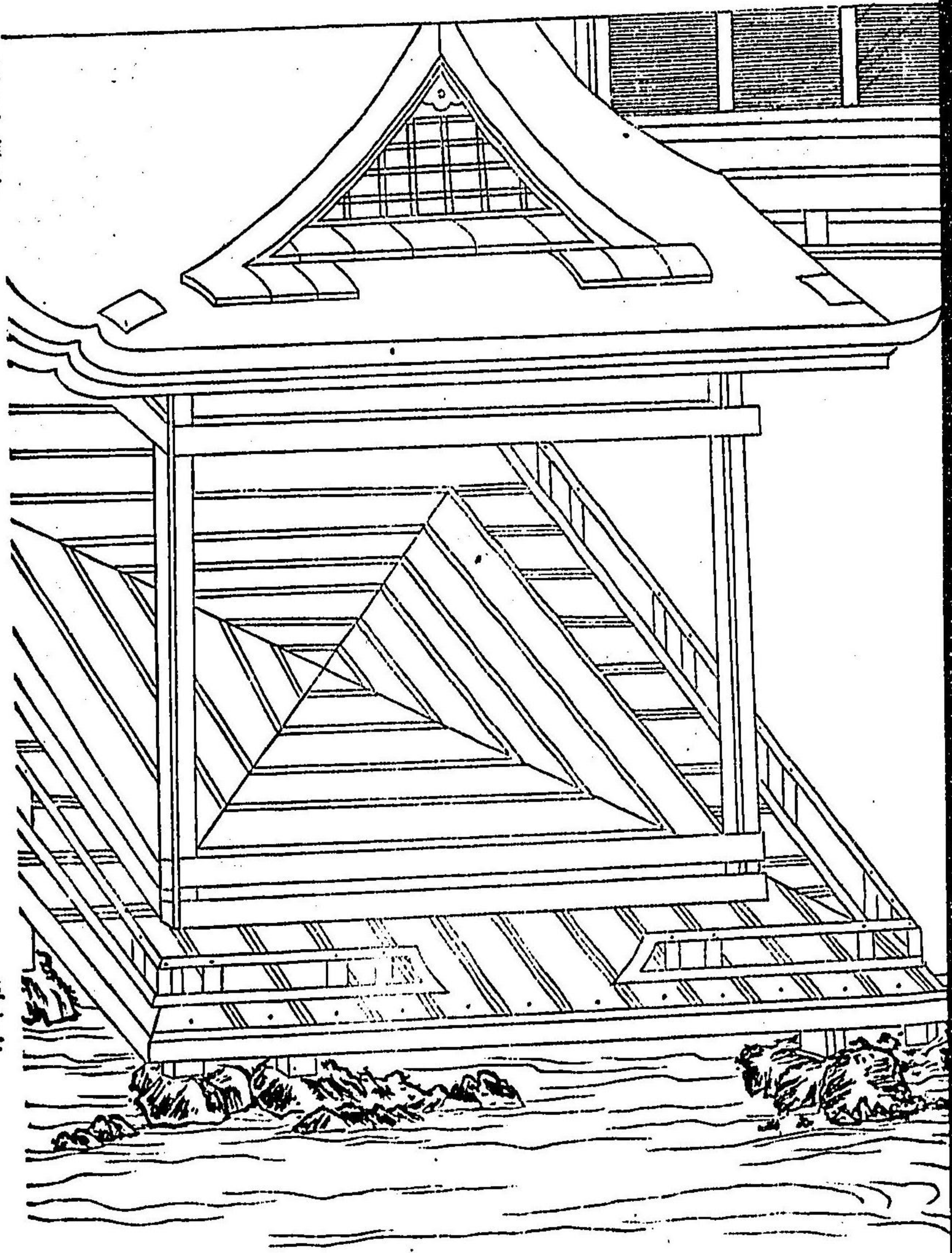
前よりいへるごとく。樂屋は樂を奏するところにて。池の中島あり。こと皆時より臨みて設
くる事なり。北山殿行幸記は。樂屋縹結の幔など。さらさらしく見えまたさるなど。記され
たる是なり

舞臺

舞臺もまた時より臨みて。是を設く。多くは屋根なし。あかれども屋根なきをもて。式とせる
よりあらざるよし。伶家の書にみえたり。室町將軍以来。武家より申樂をのみ。多く用ひら
るゝ事となりて。おのづから舞臺樂屋とも無ねて造りおく事とそなれり。當時諸大名
の家々。皆舞臺あり。こと申樂の舞臺にて。皆屋根あり。雅樂の舞臺と。申樂の舞臺とい。其
制大に異なり。各其伎を業とせる家々は。傳授ある事なりといへり

泉殿圖

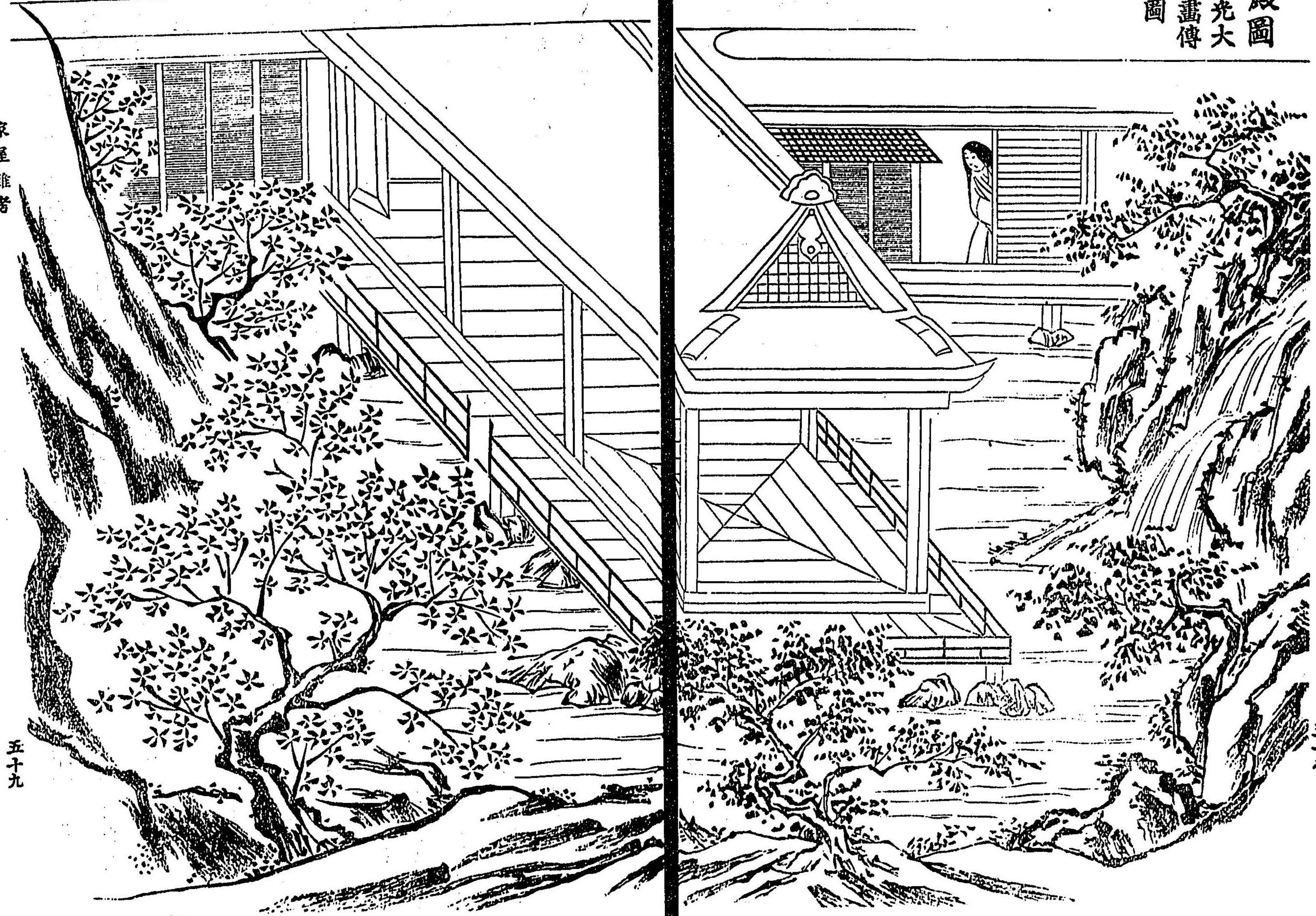
古圖に見
えたる圖
猶あり大
抵相似り



家屋雜考

泉殿圖
圓光大
師畫傳
略圖

家屋雜考



五十九

五十八

切立キリタテ 切立として。松を切りて舞臺と。樂屋との間は立つるなり。ここ元來舞臺として限らず。東鑑トウカン。御所の北の御壺ミツ。切立を構へらる。皆松を用ひらるなどみえ。また北山殿キサンテン 行幸記ユキキ。樂屋の前トウ。切立の松四本シヨウ。藤の造花ツクリハナをそへらる。よしなども見えたり

鞠場マユノチ 遊の庭 鞠の壺 鞠の掛り

鞠場マユノチ。中古ナカコ以來高貴の家々タカキよそ必あり。鞠の庭。遊の庭。鞠の壺。鞠の掛り。掛りの坪ツツなど。蹴鞠セマキの場所をいふなり。ここそのかみ。大織冠オホオリカ冠。鎌足公カマダシノキミ。天智天皇テンジは獲られ奉り。天が下を平治し給ひし事。蹴鞠より事起れるいこれを以て。藤原氏の人々。此伎を尊び。家々必蹴鞠の坪あり。後々諸家シヨカも此伎を尊崇し給ふといふ。鎌倉カマクラ以來。將軍家の御所々々ミヤノミヤも。皆此御坪ミヤノツツなきとあらむ。行幸御幸ユキキの毎度。必此伎を厭イヤ覽あり。武家の人々といへども。この御坪の内へ入るよそ。刀劍タチノブを帶ぶる事を得ざる古法コホフなりと云ふ。今川大雙紙イマカワオホフタヒ。刀をさへぬ所。鞠の庭。風呂。貴人の御近所ミヤノチカとみえたる是なり。其場の作り。松楓柳櫻マツキトウヤナギの植やうなど。さまぐ故實ありといへり

茶室チヤシム 數寄屋

類聚國史ルイソ。畿内。并丹波。播磨等の國々へ。茶を植ゑられし事みえ。皇國ミヤクニよて茶を用ひし事も。やゝ古き世よりの事なり。まかれども。其後の史シよみえたるところ。多くは僧家ソウカのみ説イハびし事とおぼし。夢窓國師ユメソウクニシに至りて茶道チヤダウといふ事武家へひろまり。室町將軍家ムロツチシヤウ代々。その業を説イハび給ひしか。高貴の家々。皆茶室あり。或は數寄屋スウキヤとよび。或は園ニとよぶ。いづれも末茶スエチヤを點チむる所の名ナよて。その作り方。さまざまあり。其道ミチを傳ふる家々カケ。深き習ナラひなりといふ。故コよこゝ省シヨウけり

會所カイシヨ

會所カイシヨの名。古くは聞キき及キびを。この主殿ヌシノミヤ。對屋タウイ等トウをこなれて。別ワケに設セくる所なり。三内口サンノウチ。會所カイシヨの押板書院オシイタカキ。此の書院カキの明アキ等トウ。常トコのごとし。庭あり。或は池あり。座敷ザシキの便トりト隨ツふべし。已ナ又ナ云ク。主殿ヌシノミヤ。會所カイシヨ。山莊サンサウ等トウ。皆角木ツノキをかけ。狐戸キツを入イる。此狐戸キツの松マツとありて。人あまた集會シツカイをべき料リウに設セくるところなり。東鑑トウカン。愚管抄ウツクサウ等トウもまゝみえたり。又諸大名衆シヨウ御成ミナリ申入マシ記キ。室町ムロツチのといふもの。會所カイシヨへの入御イリミの事コト。御馬ミウマ御覽ミミせられ。則スな會所カイシヨへ御成ミナリなり。御着座ミツカなり。などもみえれり

車舎クルマヤ

家屋雜考

車舎の。中門の外あり。車よて来る客人あれば。牛をこづして。車を引き入れ置く所也。此方の車をも。常よひさいれかく所なりといふ。輿舎も同じ

輿舎

北山殿行幸記。寢殿南面七箇間垂母屋。御簾。卷廂御簾。階間修理職儲御輿寄。掃部寮敷。建道。両面等。中間南腋儲御輿舎。官方沙汰之など見えたる是なり

臺盤所

臺盤所の。膳部といふほどの名よて。臺盤所といへば。膳部を取り調ふる場所の事なり。禁中よて臺盤所といふ。女房達の食事所よて。御膳所の事なり。あらむ。然れども。臣下の家々よて。主人食料の膳部を仕出す所とす。この大抵。婦人女子の司る事故。大臣。大將の北の方をさして。御臺盤所と稱し。又御臺所とも申す事なり。猶次の條併せ見るべし

臺所

上臺所 下臺所 小臺所 御厨所 膳所

食物を製し出だまところを臺所といふも。臺即ち臺盤の義なり。故に後々の臺盤所をさして。上臺所。また小臺所など稱せし事をも見えたり。東鑑。鎌倉御臺の内。上臺所。下臺所。また御小臺所などいふ事みえたる是なり。室町頃諸大名の家々までも。皆此稱あり。

海人藤芥。御厨所とい。内裏。仙洞の外。諸官の不可申云々。又云。常の貴き所。臺所と稱之。又膳所と稱之歟。臺盤所と申まところ。内裏。仙洞。執柄家有之。又内裏の御厨所を臺所とも可申。臺所の別當として。中膳の女房の中。然るべき仁體を撰びて。此職を補せらる。別當の局と號する。臺所の別當の事なりなどとも見えたり。御厨所の下仕をみづし女といふ。別當は其つ

かさなり

厨

和名抄。庖屋也と見え。字鏡。マナクリヤと訓せたり。今時の料理の間なり

炊屋

大炊司 大炊殿

炊屋の。飯を炊き出だす場所の事なれども。諸臣の家々。なまよらむ。煮焼をもする事よて。今時の下臺所なり。中昔の雙紙ども。オホヒツカサ。オホヒドノなど。もかけり。竹取物語。おほひづかさのいひかしく屋と見え。明石の巻。おほひどのとおぼしき屋。うつし奉るなどみえたるも是なり。大炊をオホヒといふ。大飯の義よて。もと焚き出しの場所をさしいふ名なり

釜殿

家屋雜考

釜殿の炊屋の列稱にて。是も中昔の雙紙どもよまゝ見えたり

湯殿 湯船

湯殿の造りて。中昔以来。今と異なる事なし。垂板敷にして溝あり。湯船を居う。建武年中行事。六月十一日の條よ。とのもんれう御湯まるらま。御船よとるなり。めをほどようめたりとみえ。又御湯かたびら。御手水の粉。一かこらけなどゝも志るさせ給へれむ。高貴の家々としても。さして異なる事なしとみえたり

湯殿 上

湯殿の上といふも。湯殿つゞきよある。一間の名なり。大内の御湯殿より。少し引きたなれて。女房達の勤仕せらるゝ所なり。御湯殿の上の記として。後柏原。後奈良院の頃より。慶長頃迄の女房達の日記。今猶寫し傳ふるものどもあり。高貴の家々かならむ此一間あり。永享九年行幸記よ。室町御所御湯の殿うへの御調度どもを志るして。御硯。御火鉢。御茶湯棚金の御建蓋。銀臺。御茶器。御茶筥。象牙御茶扱。銀の御綱飼茶碗。御食籠一對。中略御こんさふ。手洗島より。作り物折。御杯の臺など志るされたるよても。その一間のさま押し知るべし

雑舎

雑舎下屋として。主殿のうしろよ。大抵。二棟づゝあり。雑舎を。雑物を置き。雑事を取り行ふ所なり。今時の勝手方なり

下屋

箒木の巻よ。源氏のおこしまさむとして。家の女どもをば。下屋よおろまなどいふ事もみえて。寄合居風呂などあるほどのところなり。假文字よと雑舎をも。まもやとかける例多し

廁 小便所 西淨

釋名云。廁或謂之圖。言至穢處宜常修治使潔清也とみえ。舊記よ。是をカハヤといふも。上古質朴の世。至穢を嫌ひ。川の流よそひて。一屋を設けしゆゑ。此名ありといへり。三好義長朝臣事御成の記といふ物よ。御西淨西淨の別新造御小便所。御湯殿いづれも同前。御掛筵あり。緒太置之。御西淨之内よ棚あり。其れよかく紙奈良紙也。石を志原よて包みて。紙鎮よおくなり。桶抄あり。御手水をも桶よて置く。同じく扱いづれも黒塗よて蒔繪あり。などみえたり

樓閣

家屋雜考

和名抄。樓を太加刀乃と出だし。閣をも舊くよりタカトノとよめり。古代の常制なし。此名。歌の多くみえたれども。其造作等詳ならず。管文時が上書の内。高堂連閣。貴賤共壯其居といへる即是なり

倉庫 久良雜

和名抄。府庫食糜の類を擧げて倉圓曰因。萬呂久良一曰與奈久良。倉也。甲倉古不久良。校倉阿世久良と見ゆ。又列。庫をあげて。豆波毛乃久良など注せり。一説。府庫の造。大抵。内を暗くも。故。久良の稱ありといへり

屋上

屋上を屋根といふ。ヤノウへの約言にて。根の假字也。しかれども。上古以来雅言より。ヤとのみいへり家屋の條。併せ見るべし

棟梁 棟をム子といふ。山の峯を慕るなり。ムとミと相通む。梁をウツバリといふ。内張の義なりといへり

桶 和名抄。屋四阿大椽也と注して。四方葺御の屋。梁より四方の隅々へ渡す木なり。角木の字をも用ふ

椽 垂木の義なり。上古千木といひしは是なり。タリの約字なればなり

棧 和名抄。衣都利。萱屋。葦屋などを葺下地なり。故。蘆葦の字を用ひ。又棧板として。板をも用ふる事なり

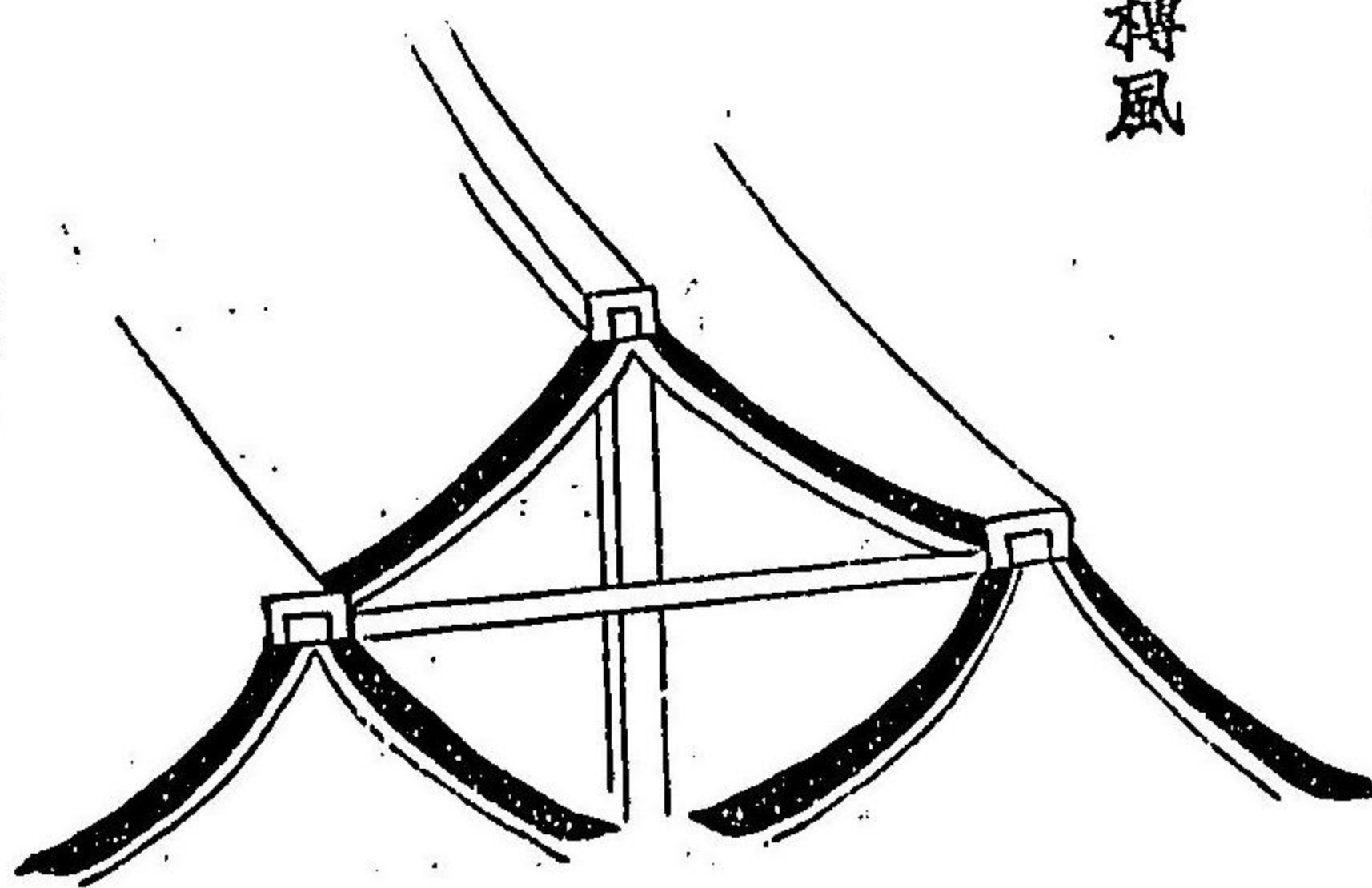
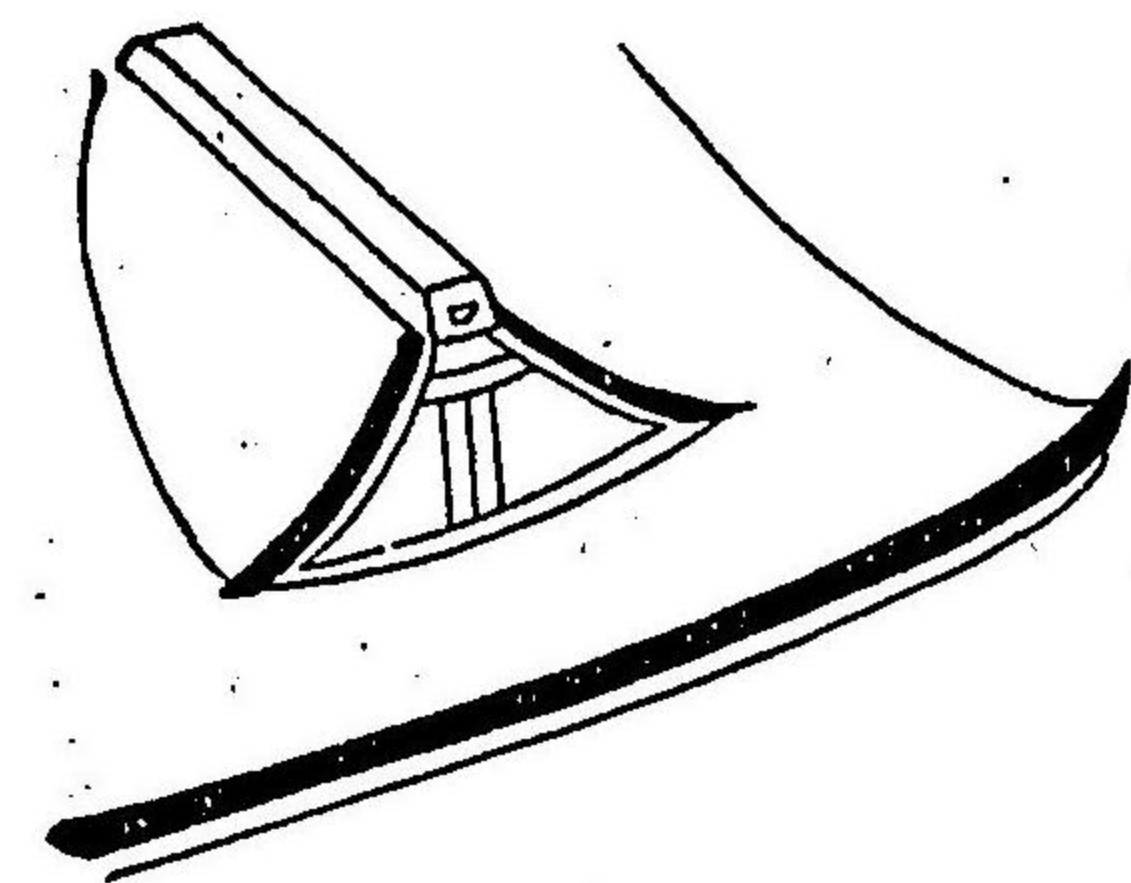
樽風 樽風 千鳥樽風 障泥樽風

屋脊の兩端山形をなを所をさして。樽風といふ。彫物などあるをから樽風といふ。さて其山形の内をかくのごとく格子ツギカケとしたるを。柵格子ツギカケといふ。また柵戸ともいへり。も

障泥樽風

千鳥樽風

古圖



といひ此格子を遣戸ツギカケとしたるをのみ柵戸と分けよびしなるべし。土岐家聞書。御主殿。御會所の屋に柵戸ありなどみゆ。併せ考ふべし

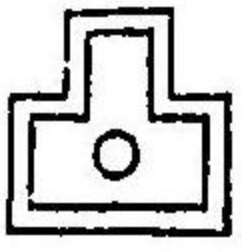
懸魚ケンギョ六葉ロクエフ

和名抄。屋脊桁の端に懸くる板の名なりと注して。屋脊の兩端山形をなす所。かくの如く桁のそしを覆ふなり。懸魚和名なし。からさまを寫し作れるものなるべし。又按。懸魚の古圖。かくの如き物を彫れる圖多し。今時の是を六葉と習へて。何物なる事を詳しせず。おもふここの菱の葉にて。風俗通。菱藻の水中物以壓火災也といへるものなり

箱棟

箱棟。屋棟を鞍箱形にして覆ふなり。造方精粗さまざまあり。古畫みえたり

鬼板

鬼板。棟の兩端鬼瓦あるべき所へ  かくの如く。板にておほふなり。是又古畫種種の形あり

四阿シヤア

和名抄。唐令を引きて。宮殿皆四阿。和名阿豆萬夜と見え。阿の簷の事にて。四隅へ角木を亘し。搏風をいれず。檜皮を葺き卸したる造方なり。是を東屋造といふ。然る。古代

の内裏の諸殿をたじめ。高貴の家々。此家造なれば。此屋をさして宮殿造とも。又の御所造などいへり。舊説。こゝもと東國の屋作を移されたる故の名にて。即ち東屋の義なりといへども。信じがたし。其故。文武天皇以来。國家の仕置。凡べて唐代の制に效ひ給ひ。宮殿の造方とても。もろかの國の制を移し。唐令といゆ。宮殿皆四阿施鴉尾などあるをうつし造られし論ふまでもなき事なり。しかる。東國取賤の屋造をうつされしなどいふ。據もなき妄談なり。依りて今按ざる。加茂真淵が催馬樂考といふ物。あづまのあり阿にて。字音なれば。今の京以来の名ならむとみえて。此説尤當れる。似たり。然る。かの催馬樂考。未成の書にて。委しくも志るしかかざれば。今少しく其説を辨まべし。まづ四阿の阿。字書も説々ありて。檐の事ながら。逸周書傳。宮廟四下曰阿と見えて。四阿といふとも。阿とだよいへば。屋の四方に垂れたる事なり。ツマハ屋の端の古言なれば。時俗の習。四方に垂れたるツマヤといふことを分知せんとして。阿ツマ屋といふまじき。あらず。すべて和名の紛らひしき物。漢名をそへ。笙のフエ。箏のコトなどいふ類も少からず。是等なをらへて。四阿の訓義を知るべし。しかれば東屋。吾妻屋など書くの訓を借りたる。東海。東山等の字の幾いあらず。因いふ。太平記綱の巻。

夫より渡邊黨の屋作りの破風をたてむ。四門造シヤンノツクリとせるとかや見えたるなども。四門は構風なき一つの證とせばし。催馬樂ウヰマツリ。

東屋のまやのあまりの雨をよぎ。我立ちぬれぬ其戸開かせ

源氏紅葉の賀ウヰ

人妻のあな煩をしあつまやのまやのあまりもなれしとぞ思ふ

東屋の巻マキ

さしとむむくらやしげき東屋のあまり程ふる雨をよぎ哉

是等皆此四門をよめる物なり

兩下フタタ

和名抄。唐令を引きて。五品以上三門兩下。和名萬夜と見え。是も真淵が説。屋の前後は垂れたるなり。左右手を真手マテといふごとく。物二の備りたるを真といへば。真屋の義ならむといふよるべし。但此説のみよては四門シヤンの兩下とつゞくる義詳ならむ。よて又按ざる。兩下の屋の兩端構風ありて。角木を入れむ。對屋造の事。四門は四隅は角木を入れて。構風なく。即寢殿造の事なれば。東屋のまやとい。何くれの論までもなく。寢殿の對

の屋といふほどの事なり。しかれば催馬樂ウヰマツリよりたふ雨をよぎの歌。寢殿より對の屋へ行かんとおもふよいでむかふる人だよなくて。しかくぐとよみしなるべし。寢殿對屋ともよ。もと。から國の制をうつせるものながら。和語の習なきをいぶかしくおもひたりしが。よくくおもへば。四門シヤン兩下フタタをなれば是なり。さて兩下のあまりといふあまりは。構の事ながら。柱より外へあまり出でたるところをいふ名よて。漢字よあてはる軒の字よくかなへり。字書は構宇之末曰軒とみえたり。又四門といはむ。兩下とのみいへる例。歌よは殊マタ多し

千載集俊頼朝臣

梅がよかのが垣ねをあかくかれて。まやのあまりよひまもとむなり

月清集

板間もる月のよなく影さえて。まやの軒端は木葉をぞさく

又幾經記よ。引き入れてまや一つありなどかける類。たゞ二方半印の家といふ事よて。必しも對の屋よ限らむ

毛屋カウヤ

屋上ノ瓦を用ふる事ハ。聖武天皇神龜元年以來の事ナリ。家作の條下しかれども。常人の家居ハ。大抵。檜皮葺。棟瓦のみなる多シ。古代の畫卷等を見ても想像をべし

瓦カヅ。和名抄シ。加波良燒泥爲之。蓋屋宇上とみゆ。舊説コ。瓦ハ屋上の皮なれば。此名ありといふ。また一説シ。甲冑の古名を伽和羅といふ。古事記下。日本紀崇神等シみゆ。又龜甲を伽宇羅といふも。まなち伽和羅と。伽波羅と假字違へるハ。和訓相近き故。轉じて分れたるなるべし。又按シ。續紀。天平神護二年。瑠璃瓦を用ひて。新殿の屋を葺かれしかば。世シ是を玉宮タマミヤと稱せし事見ゆ。この後世の青磁燒などいふほどのものと

おぼし。まべて陶器シ藥をかけたじめたるも。此比よりの事なるべし。猶列シ考あり

壯瓦チカワ。北瓦キタワ。和名抄シ。乎ツ加波良カハハラ。女メ加波良カハハラ。この俯仰の形シよりて。名つゝくるところなり

花瓦ハナワ。和名抄シ。花瓦ハナワハ鏡瓦也。阿布美加波良とみゆ。形シよりて名つゝくるところなり

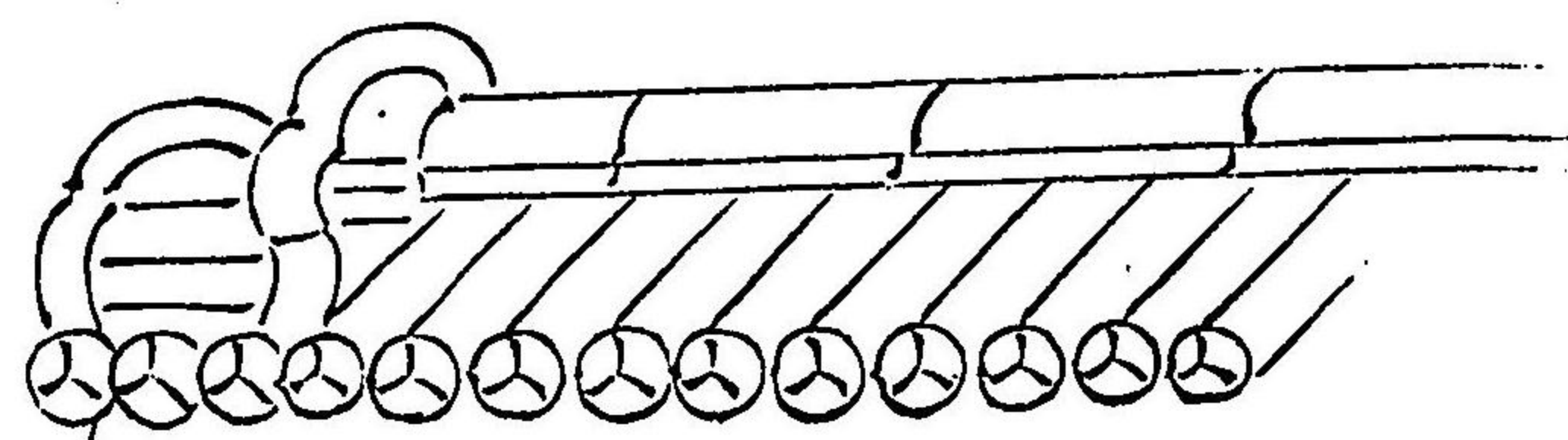
疏瓦スルワ。和名抄シ。都々美加波良とみゆ。是亦かたちを以て。名つゝくるところなり

鴉尾カヅカサ。和名抄シ。久都賀太。また是を宇の如くトビノヲともいふ。履の形シも。又

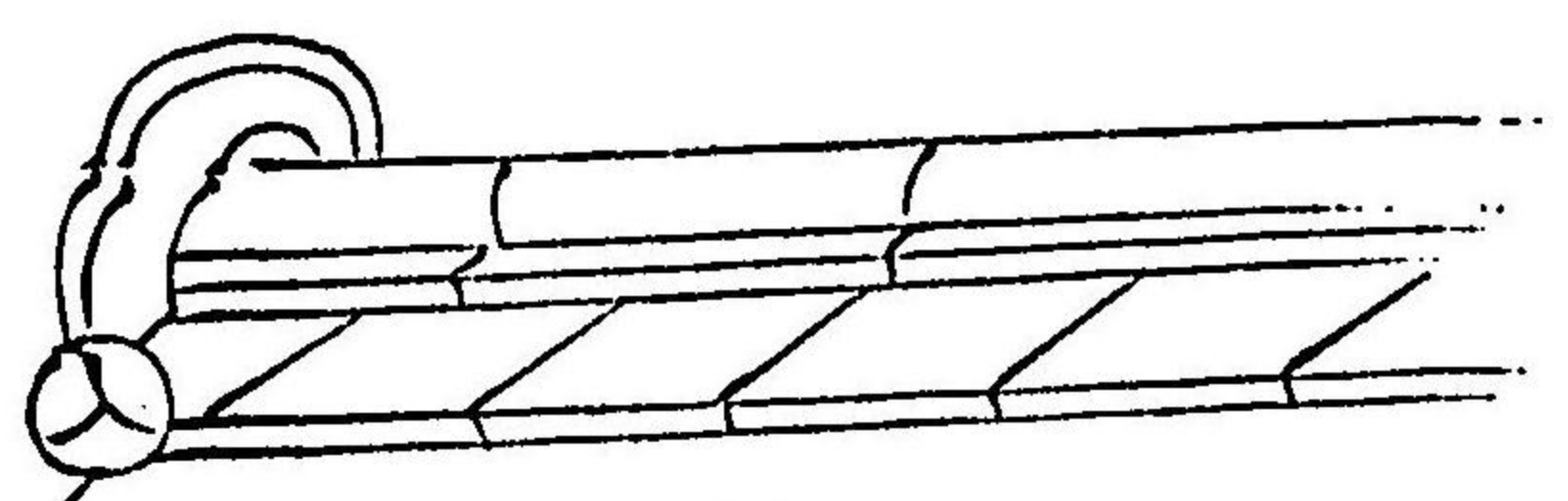
鴉の尾シも似たる故の名なるべし。屋棟の兩端。樽風の上シある大瓦なり。義經記シ。東のとびの尾シハけざりけりなどあるも。此大瓦の事なり。まかるシ後世シまぐ

棟瓦古圖

この春日驗記
伴大納言繪詞
等シ見えたる
を抄寫シると
ころなり

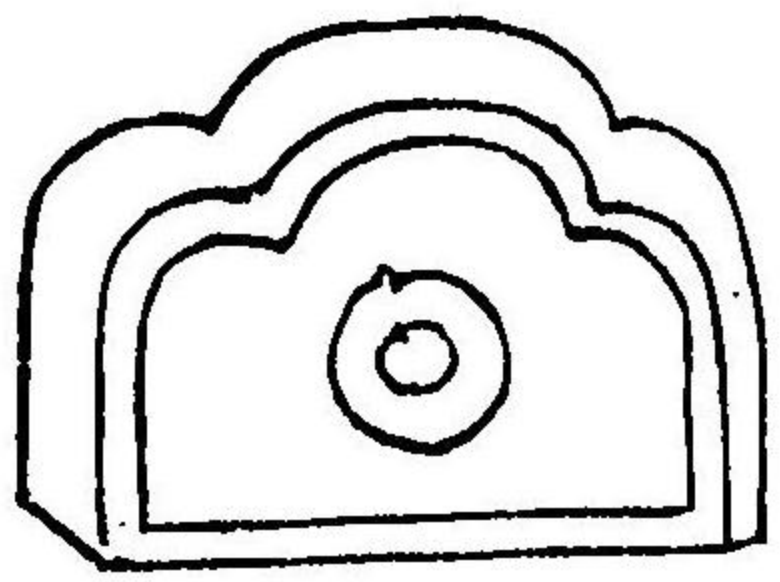


ヒハダ

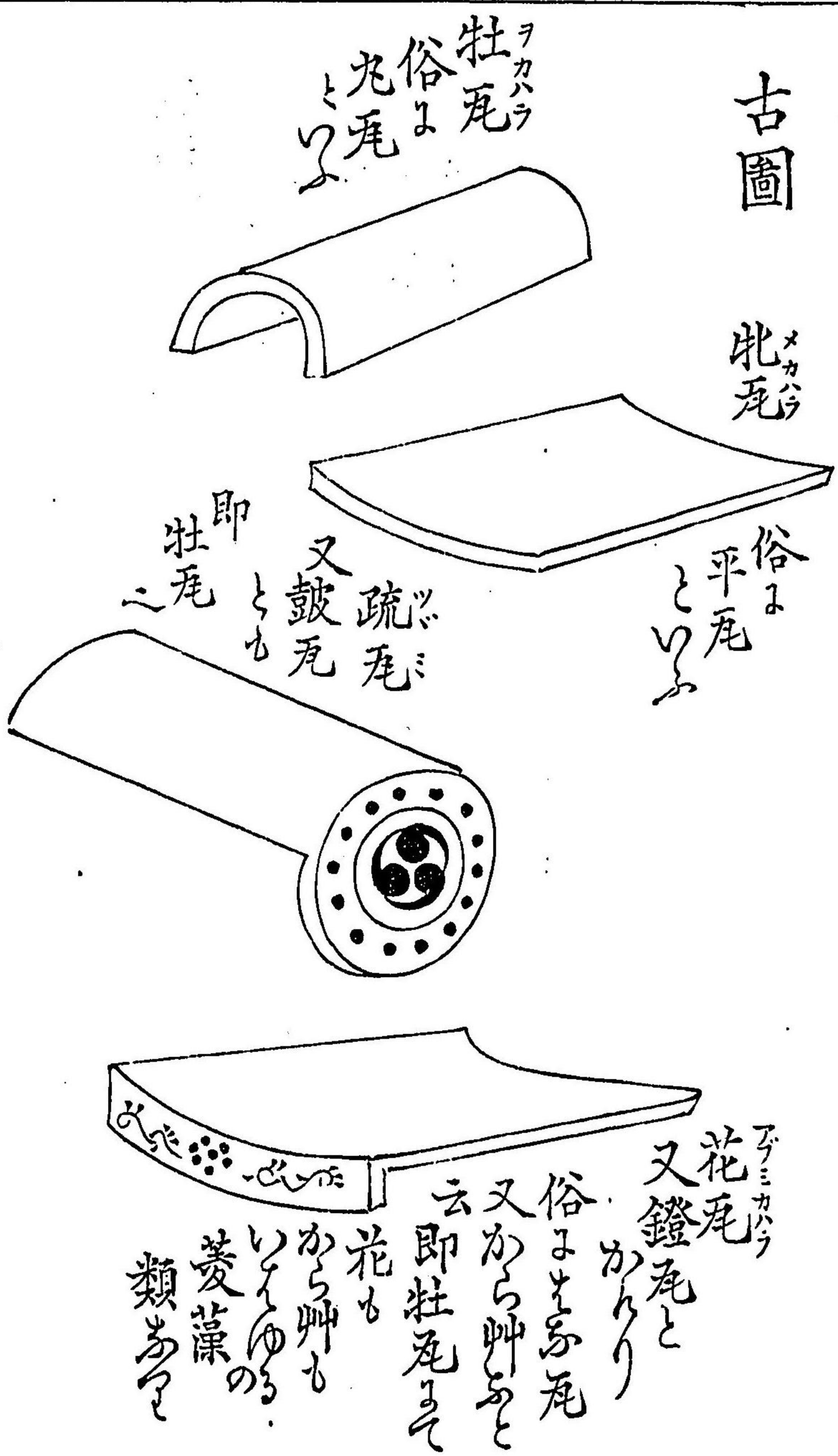


ヒハダ

棟瓦
正面



古圖



のかたちを作りなま事となりて。オニカハラ。シヤチホコなどいふものも出采しか
 ば。此鴉の尾の二字を。シヤチホコ。オニカハラなどいふもよむ事となれり 今の虫喰
の字をもよむ

檜皮屋 厚檜皮 薄檜皮 目かくし非

檜皮を以て屋上を葺く。古き世よりの事にて。中古以来是を最上とせしなり。さてその檜
 皮葺の内にも。厚檜皮。薄檜皮。厚斗葺。目かくし葺等様々あり。厚檜皮のよき。もとより
 ながら厚からむして密なるをも。薄檜皮として賞翫する事なり。太平記。上杉。畠山流罪の
 條。都にてい。さしもけだか。りし薄檜皮の屋形のみつむよつむよつくり並べてなど
 みえたる是なり。まかるは薄檜皮。針穴をよく覆ひざれば。雨露の漏る憂ある故。またそ
 の穴をおほふ葺方あり。是を目隠葺といふ。即穴の事なり。今物語。京極太政大臣 宗輔 公
 まだ賤位にておこしましけるころ。雲居寺のほとりを過ぎ給ふとして。膳西上人の屋をふ
 くを見給ひ。雑色をこしらせて

ひじりの屋をば目かくしよふけ

といこせ給ひけるよ。あれより小法師をこせて

あめのまたよもりてきこゆることもあり

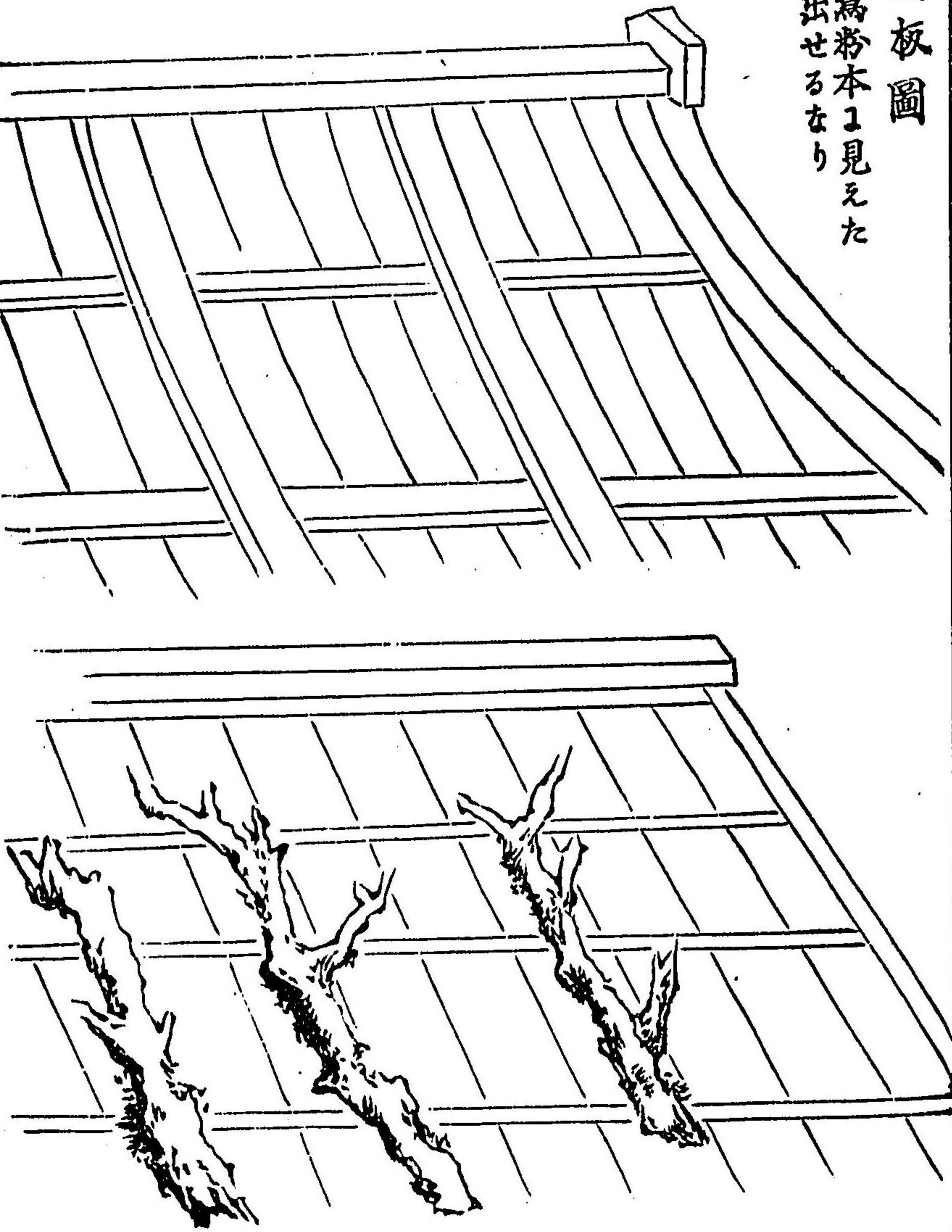
といせけることみゆ。この目かくしを妻隠メカクレといふ事とりなして。たふれ給へるなり。又檜皮屋造ヒノカシヤツクリといふ。たゞ檜皮ヒノカシにて葺きたる屋をいふ。あらむ。兩下フタノサタにて樽風ツヅリカゼを入れたる屋造をいふといへり。土岐家ツヅリノケ聞書キコエ。室町御所の造方を注して。御主殿ミヌノノミ會所の妻戸メカクレあり。その外ソノソトの板葺屋造イタダキヤツクリなり。上下ウヘノソトの御雜事所ミソノノミに至るまで。檜皮屋造破風ヒノカシヤツクリヤブカゼに入るなり。御臺ミツノ所ノむかり板屋の破風也と見えたる是なり。舒葺シユキの。今時イマトキもまゐる事にて。檜の生皮ナマカシを剥ヒき。よきほどは斷ち切り打ち平めてふき。厚薄とも同様にて。最上の葺方なりといへり

板屋イタダキ 開板ヒキイタ 小板葺コイタダキ

板屋の造。精粗セイソさまざまあり。横ヨコの板屋。芯ココロの板屋などいふ類なり。又關板セキイタとして。常トコさまの一間板イツマの如きを灘羽ナツハを重ねて。横ヨコの棧シタを打ちたるあり。又横ヨコ堅ツツミの竹タケをうちつけて。石イシなど載せおくもあり。この板屋の最麗モトモトなるものなり。高貴タカキの家の雜舎下屋ミヤノサトノの類。平侍ヘイジの家なども用ふる事なり。義經記ヨシノリノキ。忠信タダノブ吉野ヨシノの寺ノテ火ヒをかけ。關板セキイタをかむと踏フミみ破ヤブりて。逃げ出デづなどいふ事みゆ。其不堅固フツツミなる事知るべし。又小板葺コイタダキといふものあり。關板セキイタの細ホソやかなるやうなるものなり。中古ナカコと今イマと。大オホ異イハならむ。柿屋カキヤといふ。今の小羽板葺コハネイタダキなり

板屋關板圖

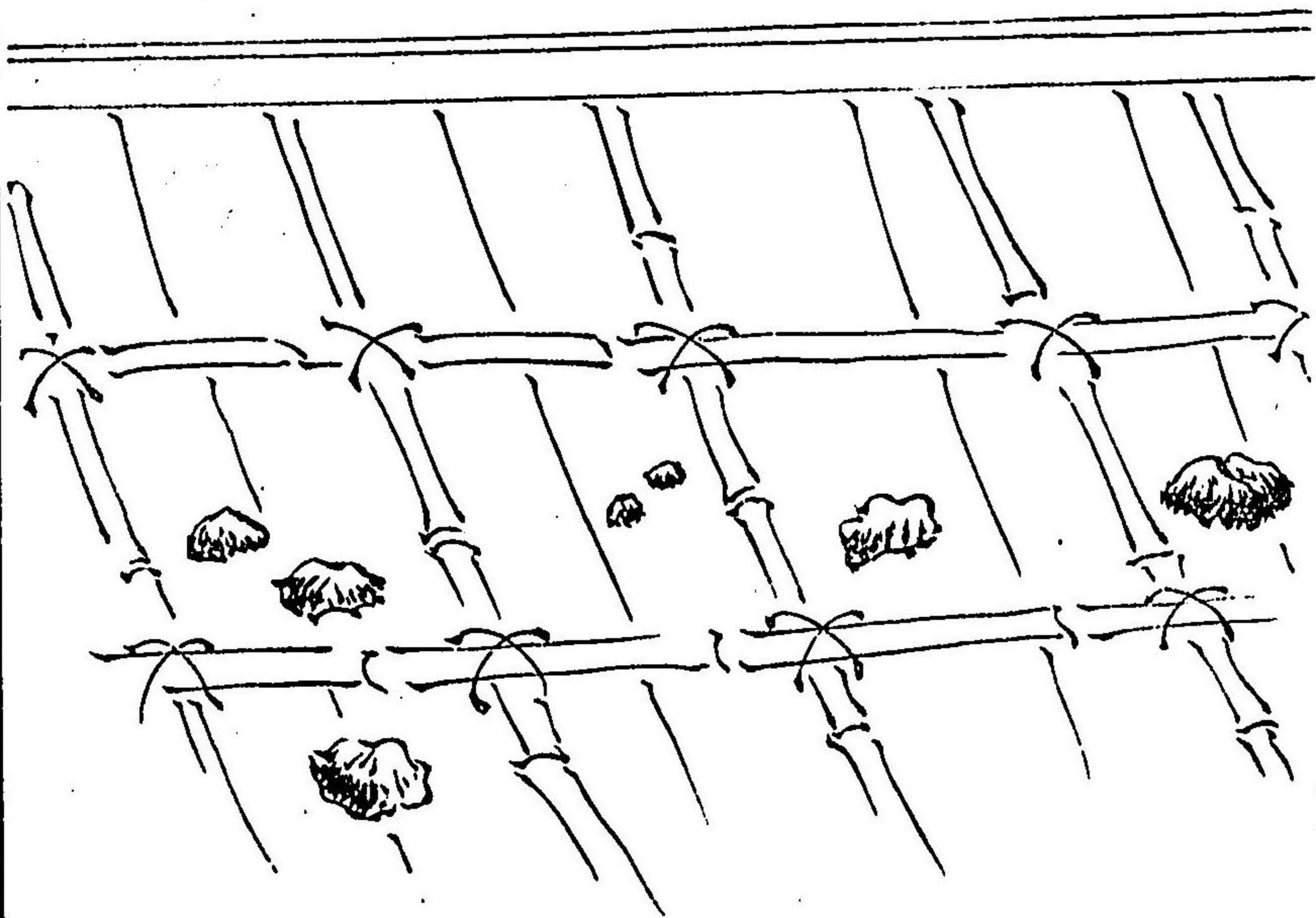
この古寫本に見えたるを抄出せるなり



家屋雜考

一圖

この關板の最鹿
なるものなり



屋雜 宇売葺 葺屋 丸葺

宇売葺の。宇売を束ねて葺くなり。又日光そぎ。甲州そぎなどいひて。木を宇売の如くわり
さき結び束ねて葺くなりといふ。武家々作の葺下といふ其外。萱屋。藁屋。葦葺。篠葺などさまざまあり。
又鳥羽屋といふ。鳥の羽を獲ひたるごとくまるめて。萱藁の類。何れ限らぬ。苦をトマと
訓むも。鳥羽の轉なり。また丸屋として。稻乳の形の如く。内をうつろよして作ることあり。
古代の旅舎など。今時の如く便利ならぬ。旅行の者みづから此丸屋を作りて。やどりし事
なりといへり。拾遺集よみびとまらむ

旅人の萱刈りおほひ造るてふ。またやの人をおもひわまる。

蘆の丸屋など。常の事なり

垣牆

和名抄。垣牆を賀岐とよみ。新撰字鏡。牆をよめり。ともよカコビの義にて。カキのキハ
コビの約言なり。舊説。限りの義とよける。あたらしむ。日本紀。民の宇をカキとよめる
ところあり。是も藤屏の義にて。カコビといふことなり。されば築地塀。板塀の類。總べ
て家居の圍となるものカキとあらむといふことなし。今時。塀垣として。二つよ心得る。

たがへり

築塙 ツイガキ 和名抄。都以加岐。また豆比知と見えて。もと築塙といふ事なるを。音便してツイガキ。ツイガキ。ツイガイなどよぶなり。今築地とかくのあたらしむ。さて今の京以米。築地の制を考ふる。禁中の築地。高さ五尺六尺より。一丈まであり。諸臣の家々。垣基三尺にて。高さのとりぐとみえたり。延喜左京職式。京都町割の定を註して。大路廣十丈。自垣半至溝邊八尺。垣基三尺。溝廣各四尺。兩溝間七丈六尺とみゆ。是公卿殿上人の家々にて。其外圍のなべて築地なりし事あるべし。枕草紙。人よあなつらるゝものといふ條。築地のくづれとかけり。當時家居のつきぐしかりし事。又おしてあるべし

犬走 イヌハシ 古代の定。築地の外に必溝あり。溝と築地との間。犬走あり。又犬行ともいふ。廣さ五尺を定制とす。前に見えたり。又新六帖。信實

崩れそふやぶれついちの犬としり。ふまへどころもなき我身かな
 などもよめり。今時犬走。城郭の制のみあることの如く心得る人あれども。さよのあらむ。保元物語。犬走いいで。戦ふなどあるも。御所の犬走をいふなり

板垣 イタカキ 今時の板屏なり。蓬生の巻。下部どもつかりしてよもぎらひせめぐりの見ゆるしき。板垣といふものうちかため。つくろひせ給ふなど見えたる是なり。また是を切掛ともいへり。大和物語。きりかけをせさせてとて歌あり

まがきをる飛驒のたくみのたつきおと。あなかしかましなぞやよの中とみえたり。此まがきとよめるがまをち。板垣の事なり
 又夕顔の巻。きりかけだつものとかけるも。板屏めく物といふほどの事なり

切掛 キリカケ 板垣なり。前に見えたり。一説。板屏の内板と板との間をまかしたるを透垣といふ。また板と板とのあてせめ。目板をうたむ。唯羽。重ねたるを。きりかけといふともいへり

縹板 ヒライイタ この板屏の別名なり。東鑑。砂石集等に見えたり
透垣 スイカイ この前に見えたる如く。板と板との間を聊つゝまかしたる屏なり。又板と板との間へ。竹を交へて。打ち付けたるもあり。古圖どもを見る。その造りさまぐあり。是もスキガキといふべきを。音便よよぶなり

籬 ツギナ 和名抄。末加岐。一。末世。以崇作之。言疎離也と見え。末加岐。透間ある垣をいふ。

末世の間架の義なるべし

組垣クミカキ
あや杉アヤシ 小櫓垣コカサキ

上古以来。竹木を組みて牆垣とせるもの種々あり。古書に。八重の組

垣。八重の韓垣などあるをこじめ。櫓垣カサキ。小櫓垣コカサキ。綾杉アヤシなどいふ類。皆組垣の名なり。韓

垣は韓國の制をまねびて組むなるべし

屏ヒ

和名抄に屏。爾雅の註を引きて。小墻當門中也と註し。もと見かくしの事なれども。こゝにいふは。そののみよあらむ。鈴虫の巻に。西のこたどのこ前へいのひんかしの際をおしなべて。野につくらせ給へり。又をとめの巻に。此町此中のへだてよ。屏ども廊などをとかくゆまかよとしてとあり。是等築地も板屏もあるべし。かならむしも板を並べたる垣の事よのあらむ

倉垣クラカキ

催馬樂に。此とのこ西のくらがきといふ事みえ。第二段よゆけどもつまむ。西のくらがきやとありて。倉垣といふ事詳ならむ。舊説に。倉の垣をいふとあれども。いかよかあるべき。今按。この長く建て續けたる土藏を以て。家の圍としたるなるべし。枇杷左大臣方一町

の家構の内。四分の一を以て屋舎とし。其餘皆府庫を建て續けて。珍寶を貯へられたりなといふ事あれば。倉の廣大なることをいひて。此殿の富貴なるさまを祝へるなり。今時の家造もまよある事なり

立部タテベ

立部に見かくし屏の類よて。部ベの如く作る。所よよりてのとりおきよもせる事なり。野分の巻に。ところぐのたてじとみまいがいなどやうのものみだりがいしくなど見えたる。是なり

門戸

門戸の事。古代の制詳ならざれども。大抵。唐代の制よられし事。前よ辨むるが如し。唐令に。三品以上五架三門。五品以上三門兩下。六品以下庶人不得過一門兩下と見えて。高貴の家々よ。必三門あり。いとゆる總門。四足門。中門是なり。庶人の家々よ至りて。一門兩下よして。是亦唐代の制よ同じ。まかるよ是等の事。世を追うて變革せしよ。海人藻芥に。家屋門戸等の事を註して。大臣家よ。四足門あり。上中門あり云々。又云。名家以下月卿雲客の事。四足不可有之。上中門同前云々。又云。武士之家よ。不造檜皮屋。皆

板屋造也。然近年稱將軍家渡御之在所。各構檜皮屋畢。中門廊以下月卿の家と同じ。但不立棟門。皆もろ折戸也。又上土門を立つる輩少々有之云々。凡武家屋形造之様。隨時代隨威勢。其法式なき歟。と見えたる。其大概を知るべし。海人藻芥の。後土御門院の長享二年。權僧正宣守といふ人のあるし。書なり

總門 大御門 小御門

總門の。總構の大門なり。故に大門ともいふ。其造りさまざまあり。たとへば冠木門を以て總構の門とし。平門造を以て外門とする類なり。神社佛閣は總門造として。別は一つの造方あり。こゝに出だせるの。其總門の事はあらむ。さて大御門。小御門といふも。別はつくりかたのあるもの非む。東鑑。比企能員誅戮の條。遠州云々。帶弓箭可儲兩方小門之旨。下知給。此小門は兩中庭尉。入總門昇廊沓脱など見えたる。即鎌倉御所の大御門。小御門なり。又成氏年中行事。管領の大御門の並び。南の小門より參らるなどあるも同じ。但古くは貴人の家ならでも。大御門といへる事どもあり。枕草紙。大みかどのさしつや云々。此頃のぬを人多かりなどかける。たゞ常人の家の外門をいふなり

棟門

棟門の。もと樓門へ對して。樓なくして常の屋棟のごとく作れる門をいふなり。古き大工の書どもは圖あれども。異同あり

韓門 向から門 平から門

韓門の。皇朝古代の制はあらむ。故に此名あり。太平記。高師直が家を棟門。韓門四方に開けなど見えたり。向韓門。平韓門などいふ。ともよから國のをうつし作れるなるべし

冠木門

冠木門。又衛門ともかけり。衛門の詩の毛傳。横木爲門と註し。兩柱の上へ木を横たへたるまで。屋上なきなり。また鳥居の笠木の如く。件の横木の上へ板屋を設くるもあり。こゝもと賤者の家居に用ふる作方なれども。室町の御所をこじめ。當時大名の家々。外門の冠木門なりしよしみゆれば。もしさる類の笠木など用ひしや。一書は云。冠木門立四柱。其二則關之代以止扇と見えて。四足も造る事なれども。最後世の事なり

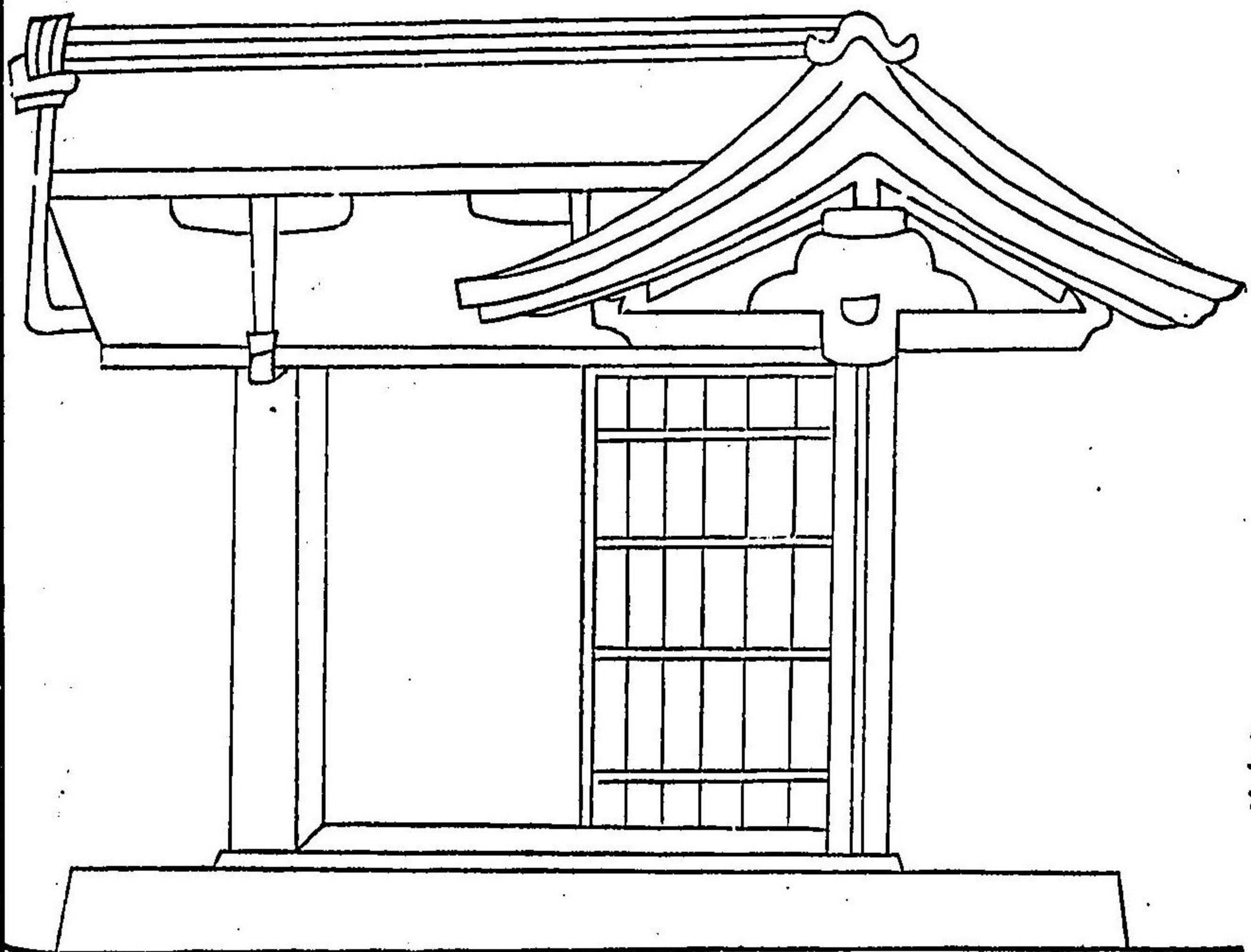
四足門

四足門の事。大臣以上の御家々ならで。なき事よし。海人藻芥に見えて。そのつくりかたもまたさまざま。精粗あり。古き圖左に出だす

四足門の事。書中所々。註す。精。併せ見よべし

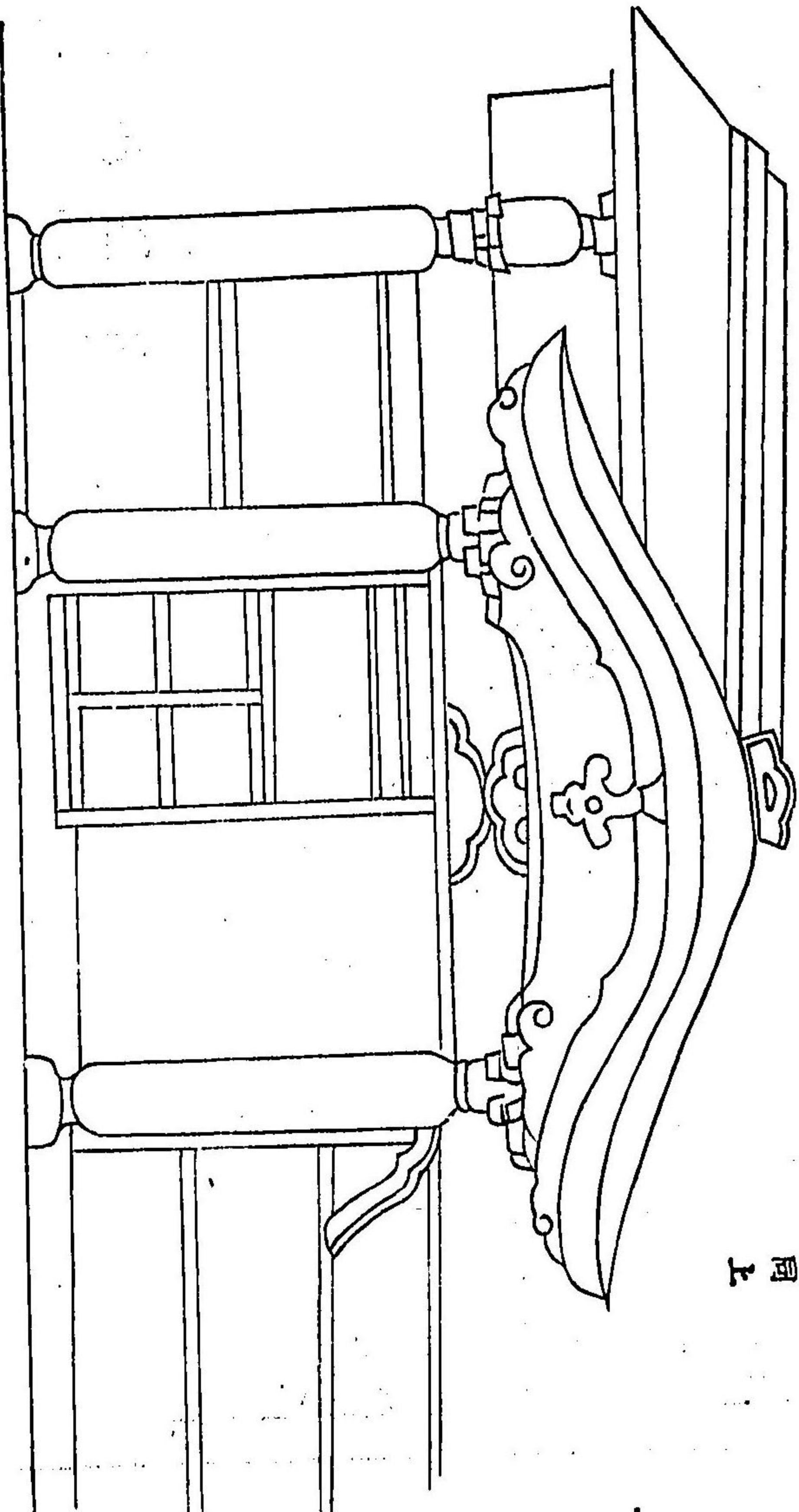
棟門

古馬武家雜形



八十六

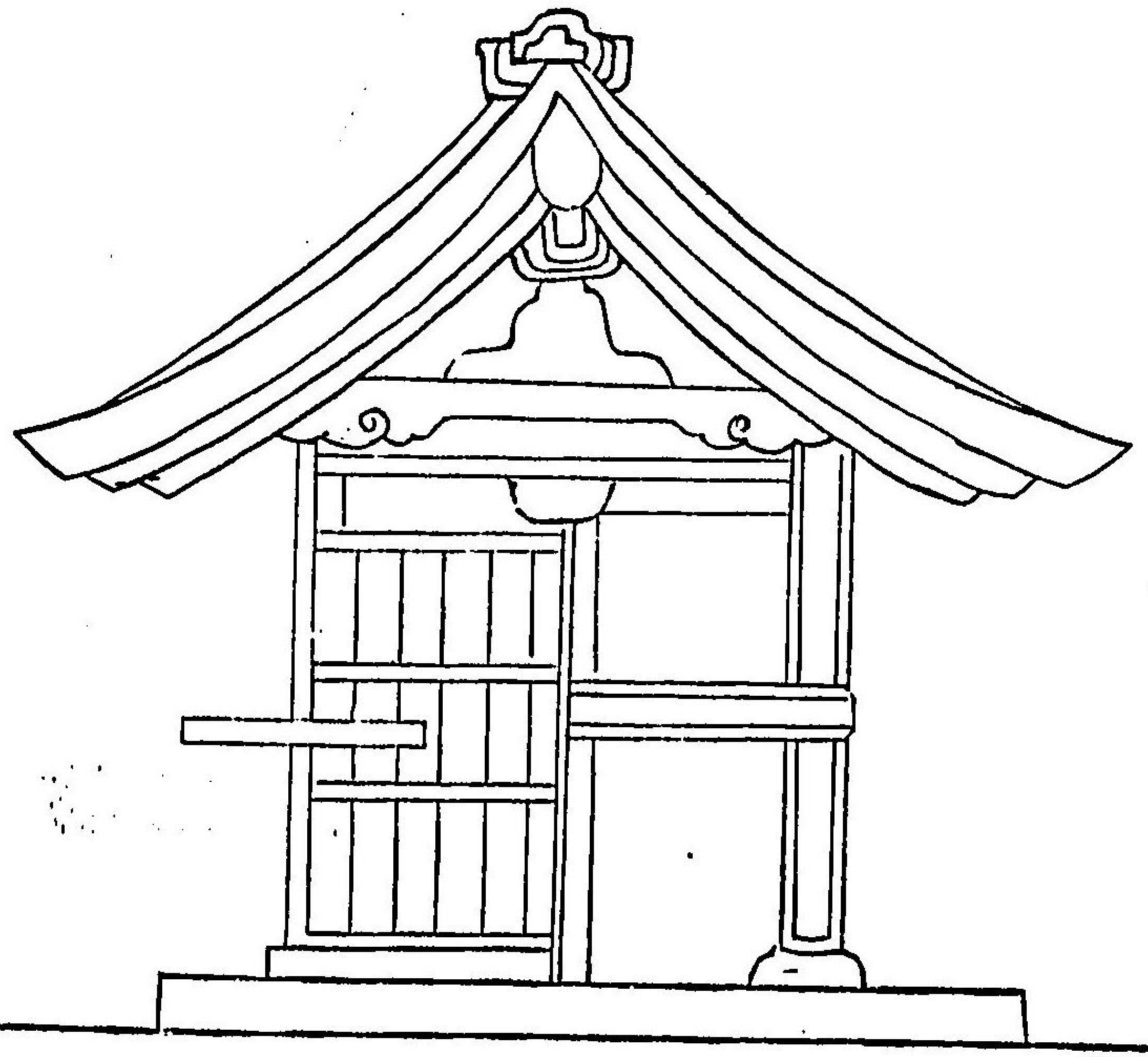
韓門 同上



家屋雜考

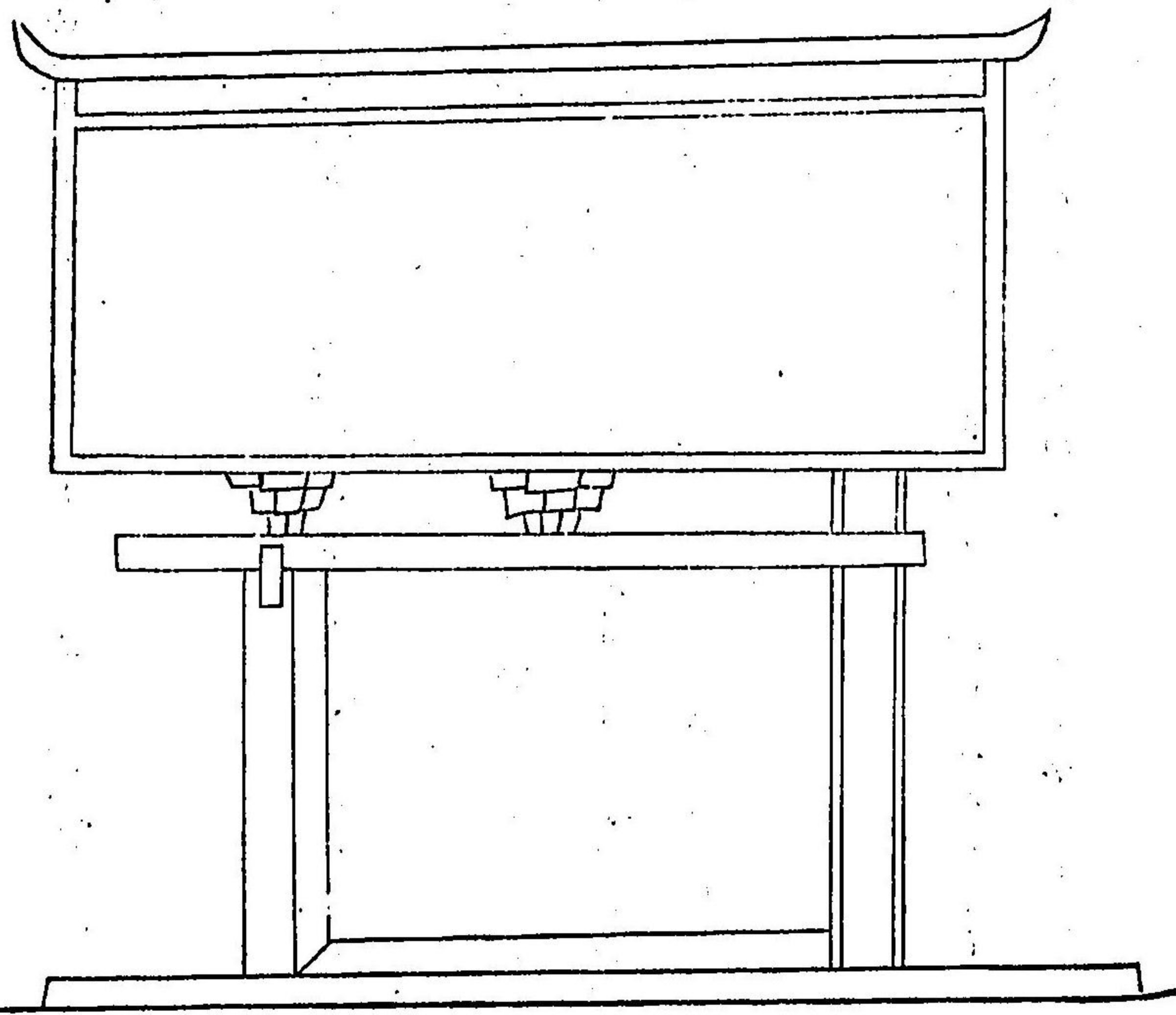
八十七

四足門妻



四足門圖

古寫雜形に見えたりと
もと工匠の書なれを返
りて詳ならざるところ
あり兩圖を併せ考ふべ
し



樓門

樓門は常人の家不用ひ也。豊臣家の聚樂の第は樓門ありしよし。當時の記録もみえたり。この俗はゆるる山門造の事なり

土門

土門とい。左右を築地として。屋根なき門をいふ。上東門を東の土御門といひ。上西門を西の土御門といひしも是なり。枕草子。つちみかど中などかことみかどのやうにあらむ。此つちみかどしも上もなく作りそめけむとあるも。屋上なきをいへるよて。上東門を評したるなり。常人の家なれば。ツチモンと唱へ承れり。承久記。京極表のむな門平門にて。小門なり。京極表の門をばさへせ。高辻表の土御門をかりとざさせて。相待ちけるなど。みえたる是なり

上土門

上土門の名は。玄慧が庭訓往來。又の海人藻芥なども見えて。やふるくよりのことなり。古代の屋上を少しひらめて。土をあげたる物なれば。此名ありといへり。しかれども。後世の土をを上げむ。一つの造方となれり。應仁記。大名の屋造。吉良。石堂。石橋。澁川等をいさづかきて。細川。武衛。畠山。山名。一色。六角の土門をぞ建てよけるよなどしるせるを見れば。當時上土門を尊びけん事あるべし。圖下に載せ

平門

總じて平門といふ。屋上を少し平にしたる造方なり。古寫の雛形等もさまざま異同あり

毛門

毛門とい。屋上を毛茸としたるをいふのみよて。別造りかたあるものあらむ。總じて松木の門。竹の門。檜。真柴の門などの類。舉げてかどへがたし。又小家の門を這入といふ。古歌も見えたり

門戸具

門戸の具は。さまざまよて舉ぐるよいとまあらす。其内いさゝか左よあるしぬ

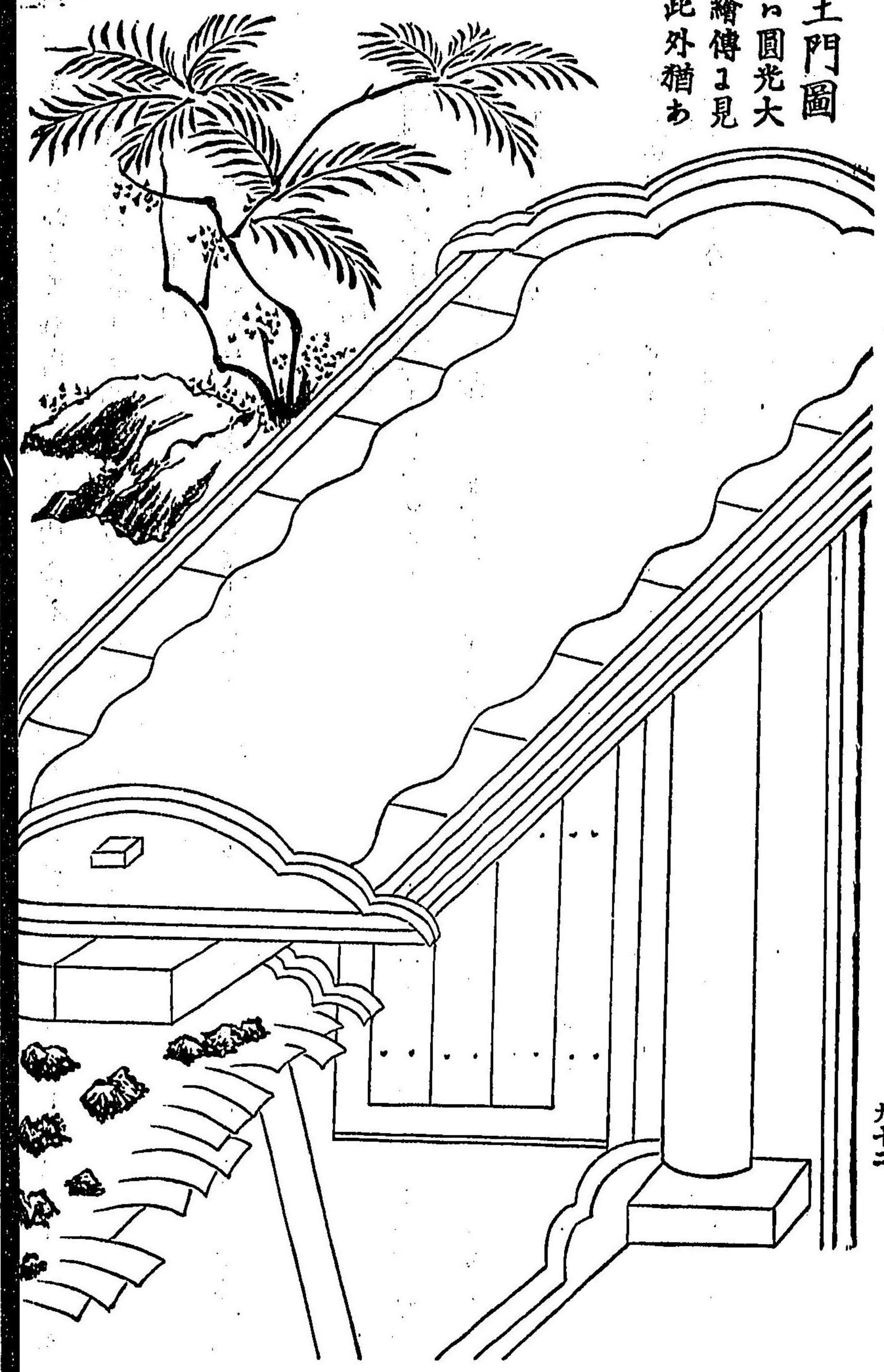
關木。官衛令。關者持門横木也。また和名抄。俗に云。貫乃木とみゆ。今の關貫といふ。

古言度佐之なり

和名抄。門戸上横梁也と見ゆ

揚土門圖

この圓光大師繪傳に見ゆ此外猶あり



相 和名抄云門樞横梁也と見ゆ。又功程式を引きて鼠走といへり。此名猶ふるき物どもも見えたり

関 和名抄云門限也。和名之岐美。俗云度之岐美と見ゆ。枕草子云かどのかまきりを高く作りける人も聞ゆるいと書きたる是なり。然るに中昔以来車の出入あるところ。大抵門限を取り置きよせしと見えたり。稍後の事ながら室町の時諸大名御成被申入記といふもの。御門。石のなき事。御車の時しきゐをのけらるべき爲て候などいふ事も見えたり

板 一書云門柱多く丸木にして扇をつけがたし。故に傍に扁柱を立て。是を板といふ。口旁の輔車に似たり。故に俗是を頬立といふといへり。但、頬立の名。いたく後の世の俗稱に非ず。保元物語。鎮西八郎の敵を射たる矢。門のほらだてよとまるなどかける事あり

座 座敷

古代座といひ。座敷といひし。人の座をべき所へ敷物をしまりくる事にて。今時の如く。一圓の所をいふ名にあらむ。總じて古代の殿舎。總板敷にて。主客の座をべきところ

ぐのみ。時一臨みて敷物を設けし事なれば。古き物語どもよかましをしく。御座をし
くなどかける事多し。この疊圓座など敷き設くるをいふなり。古書一。主客相對したる所
のみ疊ありて。其餘。皆板敷なる圓どもある。即是なり。鎌倉年中行事。御評定所。十
五間中の油磨紫縁の御疊廻り敷シキにて。衆中の座。一重外一半疊あり。御座の常の御座
を紫縁の御疊の上よかさねてしかるなりなどある。其さまをしるべし。稍後の事
ながら。三内口訣。公卿座。四疊敷なり。清華御所の公卿座。六疊なりなどあるも。主
客の座。幾疊をしくべき廣さといふ事にて。敷詰したる疊の敷のあらむ。然るを上下
おしなべてしきつめよまる事となれる。應仁の大亂以來。漸々よかし移りし習俗なり。
然れども貴人高位を請待する。かの敷詰の上へ。又別座を敷き設くる事故。後世よ
は是を上疊ソノヅノとしもいふ事なり。永祿四年。三好幸御成の記。敷詰の上へ上疊を敷きたるさま見えたり。又一説。神代記。海神彦火火出見尊を敬ひ。八重の席薦をしくとある。上疊といふ事の始なりといへり。尤もさもあるべきなり。されば寢殿對の屋。客殿。書院。出居の類。をべて客人を通すべきところの
座敷座敷非むといふ事なし。是後世客座敷。廣座敷等の名のよりて起るところなり

間

間といふよさまあり。古代多くの柱と柱との間をさして間といひ。それを一間。二間
といへり。後世に柱よかゝらむ。一間の所をさして御座の間。御次の間などいふ事とな
れり。又幾ケンケンと唱へて。町間の間敷をいふ事あり。たとへば七間四面の寢殿。十二間の厩
などいへば。町間の間敷にて。極めてまざらぬし。故一東鑑の頃より。柱と柱との間の事を
ば。幾箇間と箇の字を加へて。書き分けたる事どもあり。然れども母屋モロヤ廂ソノの廻りならで
一間毎に柱ある物よあらねば。常の有無よかゝらむ。坪割ツツワして。一坪の所をも間と
かける事どもあり。故一五間四面の母屋の内へ七間を補理ソツツふなどいふ類も。常の事なり。
さてまた室町時代の記録ども。三間の御座敷。四間の御座敷など書きたる事ども多し。
是等も三坪の補理。四坪の補理といふ事にて。今ならば三間二間一九尺コノにて。六疊敷の
座敷。四間二間四方コノにて。八疊敷の座敷といふほどの事なり。然れども前よいへる如く。
そのかみの總板敷にて。疊あれども敷詰よあらざれば。幾疊敷といふべくもあらむ。故
一右のごとく間とのみ唱へたるなり。然るよ。今時の人。舊き記録ども。九間の御座
敷。十間の御座敷など記せるを見て。後世の書院造のごとく。九間上の間より第九コノ當
る間。十間の第十一コノ當る間と心得る故。稍もまれば。其間敷の多きをうたがふ事あり。よく
心得おきて見分くべきなり。但。そのかみとても。一仕切の内をさして一間といふ事

も絶えてなき事ありあらず。譬へば鎌倉年中行事。新造御所の事を志して。勝光院殿様御代より。七十間なり。長春院殿様御代より。二十間をなされ。坪を廣げらる。二十間の臨時の御座なりなどある。御所の總坪敷をいふよりあらむ。先々御代より。大小名總出仕の時。御主殿并御會所等の内を補理ひわけて。詰所とせられし場所々々。すべて七十仕切ありしが。先御代より。それを世間合せて。仕切の内坪敷を増れしといふ事なり。世間の臨時の御座なりとい。右の世間とても。常々わけあかるよりあらむ。時臨みて補理する御座敷なりといふ事なり。是等の類も。兼ねて心得おかされば。おもひまどふ事故。縁言ながら辨じおくなり

補理

中古以来。もろくの記録草子ども。諸家大禮など行ゆる度々。必補理といふ事あり。たとへば寢殿の母屋。一間をまつらふ。又廣廂の東二間をまつらふなどいふ。柱と柱との間をかたどり。東向も西向も座をまうけ。うしろをば屏風をめぐらして。是を圍ひ。前へ翠簾をたるなり。其座をまうけるとい。いこゆる上疊を。一枚も二枚も志き。女性なれば。几帳なども設けおくなり。枕草子。泊瀬詰の事志るせるところより。日の

くるよりまうづる。こもる人なめり。小法師むらのもたぐべくもあらぬ屏風などの高さ。いとよく進退し。疊などほうとたておくとみれば。たゞ局ツボいできて。拘コふせぎ。まただれをさらりとかくるさまなど。いみじくまつけたる。やまげなり。上ウなど見え。この女性の堂中。通夜せむとまるゆゑ。小法師むらの。頗ノ其補理するさまをかけるなり。類聚雜要抄等。補理の圖さまよく見えたり。借又室町頃の代となりて。御所及び諸大名達よて。大禮等行ゆる時。主殿會所等の内を幾仕切も仕切分けて。其仕切の内。三坪あれば三間の御座敷。四坪あれば四間の御座敷などいひて。人數の多少を見計らひ。廣くも狭くも仕切おけて。補理する事故。兼ねて補理奉行といふ役職を命じおき。座毎の補理を司らしめられしなり。當時の文書。失禮奉行と書きたる事どもある。補理の二字をこゝろえ誤れる僻事なり。さてまた其頃の補理。中古以来。堂上家の補理とも聊つ異同あり。三好亭御成之記。屏風の必松竹の金屏立つ云々と見ゆれど。そのかみかならむ志かありしと見え。又云。屏風の人の物着用の如く立つる上座。人の物着る如く。それより下座。上座の屏風の下よかさなるやう立つるなりなどみえ。是等の客人大勢よて。幾仕切も仕切時のさまなり。後世諸大名の家々書院造といふものとなりて

も舞樂申樂など興行する時。必。此形の補理あり。されど敷詰の疊ある事ゆゑ。高位貴人を請待する折。あらざれば。上疊を設けぬ。又翠簾を略せしが。今の世までの習俗となれるものなり

疊 疊雜

疊の事。大抵。右よりいへるが如し。まかるは是をタ、ミとしもいふこと。上古の後世の如く。厚く作りたる物は非を。常よりた、みおきて。客人などある折々取り出で、まぐもの故。此名ありと見えたり。古事記。皮疊。菅疊。縮疊。八重縮疊。日本紀。八重席薦。萬葉。虎とふ神の皮疊。薦疊。八重疊。延喜式。編疊などいふ事見え。敷皮。敷ぶとん。まとね。圓座。莞筵。半疊。薄縁などいふ類をも。まべて是をタ、ミといひしと見えたり。然るは敷物。まべてあつきを以てよしとせる事故。いつとなく世を追うて。今時のさまよなれる物なるべし。されば今とても。莞筵。薄縁などいふ。莞筵た、み。薄縁た、みといふ事にて。古の名を異よめるのみのものなり。枕草子。御座といふ疊のさまして。高麗などいと清らなりとかけるをおもふ。被時代までも。莞筵を疊と云ひし事知るべし。さればそのかみ。主人の尊卑より。厚薄又一重二重等時々見計ひて座設したるが。やがて後世の作法となれるものなり。奉公覺悟記。主人の御前にて。疊を敷く事。た、み一疊を二人して。両方のこしをとりて。疊のうらを主人に見せ申さぬやうにして敷くべし。又御成の時。御座御上座をいふを立候事も。二人しての役なり。其時も主人よりうらを見せ申さぬ事なりなど見えて。室町頃に至りては。かゝる類の事多し

武家家作

古代堂上家。武家の家作一様ならざるいれぬ。前より辨するがごとし。まかるは。中頃相混じて。堂上。武家の差別なきがごとし。應仁の大亂以來。又々一變し。今に至りては。堂上家の家作と。武家の家作と。大小廣狹。大に相似む。今時江戸諸大名の居所を屋敷と稱し。二箇所。三箇所賜はらざるはなく。又その諸大名の城下々々。於ても。執政重臣の居る所々。そのかみの武士の居所と異なり。人或はそのまかるいこれを詳しせむ。たゞ世の亂につれて。古制を失ふとのみおもへり。故に今聊其由りて起るところを辨むべし。總じて古代の武士は。皆土地付の者にて。耕作を業とし。何れの國。何れの郡。何れの住人と稱し。農民の總人高よかぞへ。年貢諸役をつとめし事。今時の百姓と異なることなし。但し事ありて。軍役に召し仕ふとき。年貢諸役をゆるして。兵士の業を尊よつとめさせし事なり。そ

の委しきこと。田令軍防令等を見て明らかべし。さてその國々の武士とも勲功あれば、
名田を賜はりて賞譽せらるゝことゆゑ。名田を多く所持する者をさして小名といひし
ものなり。さてかたのごとく。名田を賜はるもの。たゞ田地を賜はるのみあらざ。其土
地の内は百姓も武士もありて。耕作を勤むるゆゑ。事ある折は。其武士どもを引き擧げ
て。手勢を召し具し。無事平安の時とても。その武士どもの内より領主々々の宿所へ在番
せさせ。非常の警備を備へ置きし事なり。まかれども。件の武士共は。元來土着の者にて。
領主々々の家へ附きたる家人との違ふことゆゑ。家附の家人どもは。宅中へ置きて日用
の雜事を召し仕ひ。在番の武士は。宅中へだよかかむ。列は一棟の番所を構へ。武器兵具を
備へて。不虞をまつのみ事なり。此内外の番所をさして。内侍外侍。速侍など稱せ。是は
ゆる御内外様の差別なり。さてまた右のごとく。國侍を疎遠に取らば。武士は元
來土地着の者にて。其地は在る間こそ主従なれども。もし其領地を召し替へらるゝ事な
どあれば。舊主の家人をかりを具して。他へ移り。武士共は残りともまりて。新主へ仕ふる
事。又々かたの如くなるべきことづのものなる故なり。さてまた右家人といふは。家子。郎等
もしくは譜代の從者にて。主人々々家附の者共なれば。私の田地としていたむ。また主人

112246

々々への勤も多端にて。おのづから耕作するいとまなき事故。主家の納米の内より分け
與へて。是を養ひかく事。今時の藏米渡りと異なることなし。是國侍と家人との差別なり。
然るに應仁の大亂起り。天下の大名小名各國々へ引き籠り。割據の勢をなし。以來。家人
の世を追うて尊く。國侍は追うて微々なるものとなれり。その故いかよとなれむ。元來土
地付の武士は。公民にて國司直支配の者。家人は又者にて。國司の名籍も載せられざる
ものにて。武士は尊く。家人は卑しかるべきことづのものなれども。郡縣の制。漸く廢れ。國
々自家の兵ある世となりて。主人は立ち添ふて腹心謀士となり。又手足を代りて。諸卒
を指麾するもの。皆以て家人の内より撰び使ふことにて。土着の武士共は。たゞ戰卒に
のみかり出だされ。一大事の軍評定にだも預る事あたはざる故。諸國の武士ども。擧て大
名の家人たらんことを競ひ望み。先祖代々の功作を以て。名田など賜はりし者も。皆其國
主々々より本領安堵の志を申し請ひて。家人に列せしなり。しかれども舊來の住所
を離れず。田地をも前々の如く耕作する間。已もをら家人と國侍との差別を辨へざる
ほどの事なりしが。織田家の兵勢。漸く盛なりしころより。豊臣太閤御治世の間。海内の諸
大名十は八九は。累代の領國を移し替へられ。新古の家人共を引き具して移り住せられ。

其武士共をば皆以て城下々々へまとのめかきて。百姓も混ぜむ。いづれも舊米の家人並に
 藏米を以て扶助せられ。土地を割き與へらるゝ。極めて稀なることゝなれり。備その
 土地を割き與へらるゝ家人といふも。知行を地方にて賜はるといふのみにて。土地付の
 武士もせられたるゝのあらむ。いづくまでも主人々々も附き従ふべき家人なれば。古代
 の武士といふ。大に異様なるものなり。爰に至りて一天下の間。土着の武士といふこと。地
 を拂ひてなく。總じて武士と稱するほどのもの。皆以て公私の家人のあらむといふこ
 となきに至れり。是皇朝國體の大なる變革なり。されば中昔の大名といふ。數十萬騎の
 大將といへども。手人の數としてさむかりの事もあらむ。たとへば新田義貞義兵を起し
 て。本國を打ちたち給ひし時。兄弟一族合せて百五十騎も過ぎむ。其鎌倉を攻め給ふ
 及びて。總勢六千萬七千餘騎ありしよし。當時の記録どもよみえたり。是を以て是を
 もふ。古代の大名。從軍も定數なし。今時の御大名衆の如き。五百騎の將。いつも
 〱五百騎。千騎の將。いつも〱も千騎を貯へ置かるゝ事にて。治亂の拘らむ。是又
 國侍と手人との差別なり。さてそのかみ。國侍共の軍もまたがふといふ。皆國役にて。國
 郡の總力を以て。用度を辨むる事ゆゑ。領主々々の手人もあらざる限り。其軍も從ふの

諸費等。主人々々の府庫より辨むる物もあらず。また先々止宿の場所。及び食料の諸品を
 ども。主人々々の手人の各別。其餘私の手勢を卒めて。相從ふほどの武士。皆已々が宿所
 ありて。主人々々より貸し與へて。食糧を賄ひかくものもあらむ。譬へば義經記。堀川夜討
 の條。こよひ何事もあらば。義經もまかせよ。侍共の宿も歸れと宣ひければ。各宿所
 へぞ歸りける云々。又云。武藏坊。片岡兩人。六條なる女のもとへ行きてなし。根尾。藤尾
 の堀川の宿へ行きてなし。佐藤四郎兵衛。伊勢三郎の室町なる女の許へ行きてなし。その
 夜の。下部。紀三太と申す者むかりどきぶらひけると見えたるなど。よても知るべし。さ
 ればむかしの大名。かくまで手人の小勢なるもの故。寢殿。對屋。東西廊などいふ住居。一
 箇所だもあれど。ことかくことなかりしかど。前よりいへるが如く。自國の兵士どもを殘ら
 ず家人といふものよし。城下々々へつとへ。藏米を以て養ひおく事となりし以來。從軍の
 諸費より先々止宿の場所。口糧の配り方までも。悉皆主人々々より辨むる事となりし故。
 かのづから主人々々の居所をも廣大に設けざる事能はざる習となれるものなり。さ
 れば今時在江戸諸大名の屋敷々々の如く廣大なる。和漢いまだ其例を聞かざるほど
 の事にて。たゞも家屋の制。廣大にされるのみもあらむ。應仁以來。漸を以て國體の變改せ

るが致を所なり。あかるよ。世の古實を談むるもの。多くの古を是とし。今を非とし。時勢の沿革を詳しせむ。稍もまれば。古代の家作の約として規律あり。今のたゞ廣大として制なきは似たりなど。嗟嘆する者あり。故に今聊其然る所以。一朝一夕の事はあらざるを辨じおくなり。公家。武家沿革の事は。余が爲政難談といふ物に委しく註したれば。こゝにその大概をいふあり。さて豊臣家海内一統の後。専ら絶えたるを繼ぎ。廢れたるを興さむの御心あり。まづ聚樂の新城を營みて。行幸を催し給ふ。是よりりて應永十五年。北山殿への行幸。永享九年室町殿への行幸等。夫々の記録よりりて。舊儀を採索せらる。殿内の補理をこじめ。鳳輦。牛車等の品々。年久しく絶えて見知り。聞き覚えたる老人だよなかりしかば。攝家。華族の御傳説どもを尋ねとせ給ふ。是又區々として一定せむ。徳善院玄以法印。大閤の仰を承りて。諸家の舊記を拾ひ。又ハ當時有職の聞えある人々と相おかりて。儲の御所を營む。おかれども前よ註せる如く。此時既に公家武家の人員居所一變して。如何とも舊例よ做ふことを得む。儲の御所を以て。寢殿よ准へ。外よ四足門ツツシロを建てられたるのみよて。對屋。東西廊。中門。釣殿。泉殿等の所なし。但し儲の御所の。城中なれども。檜皮葺よて。瓦屋よあらむ。御階。御車寄あり。南庭よ舞臺あり。樂屋を兩所よ設けらるといふ。行幸は天正十三年四月十四日よて。日數五日御逗留あり。此間

の御饗應善美を盡くさる。供奉の公卿殿上人。其外有功の諸將召しよ應じて。參り集るもの數をえらす。其つとひ居る所の廣大なる事も。北山室町の比類よあらむ。されば舊例よ任せ。堂上武家相交りて。和歌の御會ありしよ。夏日侍聚樂事。同じく詠むる和歌として。自詠を奉る人百餘人よ及べり。もし首毎よ是を披講せんよ。日を以て夜よ繼ぐとも。事おつべからむとて。遂よ披講の式を止めらる。時の人は是を評して。神武天皇以來。未曾有のたゆしなりと申しき。其後寛永十三年の秋。台徳院殿。大猷院殿同時よ御上洛あり。二條の御城よましまして。主上并よ中宮東福門院女院を行幸御幸なまらせらる。此折の事ども。北山殿。室町殿等の舊例よさらなり。近くハ聚樂の御例あれば。儲の御所。四足御門等のことをこじめ。都べて前代の儀式よ減せむ。寛永行幸記として。今猶人間よ落ち散れるものあれば。こゝよもらしぬ。然るよ此行幸は。長月の六日よて。同じき十日まで。御逗留の間。城中の天守といふ物。廢覽あらまほしきよし御氣色あり。やがてその用意を命ぜらる。俄の事よて。建道エンダウの設なければ。重々オモシク及び御道をがら。紅繩をまきつめよし。板間以下御見通しよなるべき所々。皆翠簾を垂れ。主上并よ中宮女院相共よ成せられ。隨ひ奉る上臈。女房雲の如く花のごとし。御眺望數刻よ及ぶといふ。其後又一日を隔て。ふたよび天守へ成せ

らる。この先の日快晴といへども。遠山に雲霧たなびきて。見えがたき所々あるよよるといへども。かつらめづらかよあくよなき厥應よよれるなるべし。さればそのかみ仁徳天皇の。高さ屋のいかよ有りけん。石壁さかしき城上の天守櫓よ。玉垂をかけわたして。四極を厥覽まししこと。またた未嘗有のためしといふべし。是を以て是をいふも。聚樂の行幸。今度の行幸。ともよ舊例を探り索め給ふこと精しからざるよあらむといへども。時勢の轉變。必しも先蹤を踏みがたき事。大むね皆此類の如し。東照宮いまだ江戸内大臣と聞えさせ給ひし頃。御城中の御住居よりこじめ。よろづ質朴なる御事どもよて。御内の諸大名達も。陣營よひとしき家居よ住居せられしよしいひ傳へぬ。今その一二をいふんよ。近くの落穂集追加よ。當時の有様を註して。御城内よ柿葺フナギキとて。一ヶ所も是なく。日光そぎ。甲州そぎなどを以てとりぶきよし。御臺所の萱葺よて。手廣よのあれども。殊の外なる古家なり。御玄關の上り段よ。古き船板の幅廣なるを。二段よかさね。外よの板敷とても是なく。たゞ土間よて差し置かれしかば。本多佐渡守かくてのあまりよ見苦しく御座候。他所よりの御使などもなくての叶にざる事よ候へば。せめて御玄關廻り計も。御普請仰せ付けられまかるべしと申し上げられしよ。其もといこれざる立派だてを申

ま。と。御笑ひあそばさる云々。又いこく。右御玄關の船板。久しく御とらせあそばされず。其外御殿向の御普請とても。御手輕よて是ありしかば。御家中衆の拜領屋敷共。身上不相應よても見答むる者も無之云々などみえたるよても。其餘をおしふるべし。元和以来。天下の御政務となりて。御城の内外。改めて御經營ありしかども。かたの如く。質素なる御まなしより。時勢よ應じて御損益ありし事故。あながちよ鎌倉。室町等の舊例よ致ひ給ひ。織田家以来の制作を規とせられし事ども多しといへり。然るよ文昭院殿の御治せよ至り。文學の道漸く盛なりしかば。惜いかな。當時の御制度の。たゞよ戦國の餘風をうけ継ぎ給へるのみよて。文物典章いまだ備へらずなど議し申を者ありしかば。やがて營中の諸事を。皇朝古代の遺制よ返させ給ひむとて。新よ御車寄。四足御門等御造營あり。其餘をも追々改め作らるべきよし。その聞え大かたならざりしが。いくほどなくして。御他界まじく。有徳院殿の御世よ至りて。其事遂よやみぬといひつたへぬ。按をるよ。明君尊保録といふものよ。其折の事共を註していこく。文昭公の萬事上方風を御好みあそばされ。禁裏雲上の故事共を學ばせ給ひき。近衛殿の御智よて。近衛殿江戸へ御下向あり。愛宕下よて御屋敷をまゐらせられ。三箇年まで御逗留あり。されば近衛殿よりの御勧め。且新井

筑後守といふ儒者勸め奉りて。堂上の故事を残らむ。關東へ移されむとの思召立あり。筑後守上京して。禁中の公事秘訣を學び采り。大典の女中達を禁裏女官の如くし。節會の舞樂。舞姫等を始められ。大典。新典。小典。三位の局を立てさせ給ひ。其外禁裏不老門を學びて。四足御門を御玄關の脇へ御造立あり。有章公までもそのまゝさしおかれしかど。有徳公御世繼せ給ひて。遂にかの四足門を破却をべきよし仰せ出ださる。此時いまだ御中陰の間なれば。今少し御見合せ候ても然るべくやと諫め奉る人々ありしが。父祖のよろしからざる事をば。一日もそやく除き去りてこそ。孝といふべけれと宣ひて。遂に毀たしめ給ひぬ^上と見えたり。いかさま深き御尊慮ありし御事をるべし。是等武家の家作沿革の大概なり。此外。諸大名達の居所を屋敷と稱し。其從者の居る所を長屋と稱する等の事。猶以下の條々いふべし。

御車寄。四足御門等の事。白石翁の折たく柴にも見えたり。末に出せるを併せ見るべし。

御所

御所の稱は。禁裏御所。仙洞御所などいひて。尊稱なる事勿論なり。まかれども。官家の制ある稱は。あらむと見えたり。三内口訣に御所是は大臣家以上の家執。其主人の故家等稱之候。公界へ出てざる事候云々。又云。大臣の孫以後は。於内儀も御所之號不可有事。

候。まかりといへども。先祖の家供申承候所故。不改儀も可有之候歟。於關東久我の御所。小弓の御所有之上は。不及異論候歟。今按。久我の古河也。小弓又は生實御所とも申しあり。是よて當時までのさまを志るべし。

屋形

古代の館の字をやカタと讀みて尊稱は。あらむ。水莖の岡のやかた。菰屋形。苦屋形などいふ是なり。然るに中古以来。大臣家の第宅を屋形と稱せしゆ。もいら尊稱のごとくなれり。されど是も官家の制ありし事といひえむ。室町將軍家の末より。歴々の大名達。屋形形號免許といふ事こじまりて。もこら尊稱となれり。谷川士清が説く。當時の諸大名。屋形號を許されざれば。召仕の諸士は。烏帽子。直垂。素袍等を着せる事ならざる御定めありし故。人舉りて競ひ望みけるなりといへり。又土岐家聞書に。かの家の傳へを志るしていなく。當方を屋形といふ事。總じて大名の宿所を屋形と申す事。元弘。建武の頃。天下打ちつゝ。亂れたる時。濃州へ行幸有りける。當國小島といふ所。行宮をたてられけり。定林寺殿。殿貫あつかひ御申あり。世治まり。御入洛の時。之を屋形と號し。住居あるべきよし勅定よて御賜りあり云々。然る間。土岐の殊に子細あるより。其後かの行宮を土岐郡

へひかれ。屋形と號せらるゝなり。皇居の時のまゝ北柱なり。修理ありて。今に至るまで遺るなり。大名の宿所を屋形といふことはより始まりて。諸家にも申をよし申したへたり。當家においては。子細ある間可申云々。但。他家へ對して。主人を屋形と申を儀に無禮なり。三管領の者も。主人を屋形と他家へ對して申を事。斟酌する事なり。上巳などもみえたり。

館タテ

和名抄。館唐韻。館。作。和名多知。一云。無知豆美。客舎也と見ゆれど。多知の必しも旅舎をいふ名はあらむ。又東國にて。武士の居所を館といふ。タテ。タテ相通へばかくの呼ぶなり。一説。大抵タテと稱する。常の居館と異なり。館持などいふ人の館をみれば。城寨の制に近し。館の字或は楯ともかくを思へば。楯を突き置くべき程の住居といふ意。一やともいへり。増補大節用。奥羽土俗謂城壘地爲楯ともみえ。平泉の楯。衣川の楯などいへる。即是なり。

侍ウツ
内侍ウツサマ 外侍トサマ

侍といふ。武家にて武士の詰所をいふ名なり。前は出だせる京家の侍所といふ聊異なり。さて

此侍といふ。内侍ウツサマ。外侍トサマ。速侍等の別ある事。前の武家々作の條は辨せるが如し。さて速侍といふも。もとの内侍。外侍といひしが。後々轉じて。速侍といふも。保元。平治物語。盛衰記等より。外侍と加きて。トボザムラヒと假名つけたるところあり。さてこの速侍といふ。前にも註せる如く。本家といふ別棟にて。戸。建具などもなく。板敷にて。そこは詰め居る武士共の物の具など飾り置く所なり。貞丈の秋草。今時の幕番所の如きものなりといへり。さもあるべし。義經記。速侍。究竟の若者五拾人計居流れと見え。太平記。速侍を見る。蟬もと白くしたる青竹の旗竿ありなど見えたる是なり。又小侍コサマと稱する所あり。この内侍ウツサマのうちの小名なり。東鑑等に見ゆ。

武者所

武者所。右大將家鎌倉に於いて。始めて武者所の別當を置かる。まかれどもこの職掌を命ぜられたるにて。別は一箇の役所を設けられたるより非ず。

公文所

公文所。右大將の時。鎌倉に於いて。はじめて是を設けられ。京都の記録所は准せられ。もろくの訴訟を裁斷せらるゝ役所なり。猶次の條にいふべし。

問註所もまた公文所の別稱なり。東鑑曰。元暦元年八月四日。被新造公文所。今日立柱上棟。大夫屬入道主計允等奉行也。廿八日。新造公文所被立門。安藝公大夫屬入道足立右馬允筑前三郎參集。大庭平太景能經營勸酒於此衆。同十月廿日。諸人訥論對決事相具。俊兼盛時等召決之。且令注其詞。可申沙汰之由。被仰大夫入道善信云々。仍就御尋東面廂二箇間。爲其所號問註所。打額云々。問註所の名爰よこじめて見えたり。後是を評定所ともいひし事なり。

評定所

鎌倉年中行事云。御評定之所ハ十五間。中ハ油磨紫緑の御疊アブラミカキムラサキキナンド。面ハ皆御格子の間。障子を立てらるゝなり此障子の。衝立障子をいふあり。などみえたり。

學所

東鑑曰。建曆三年。昵近祇候人中撰藝能之輩被結番所番。各當番日不去御學所。令參候。面隨時御要又者和漢古事可語申之由云々。武州被奉行已上と見えたり。今按。そのかみ文武天皇の御時。始めて學校を設けられ。京ハ大學あり。國々ハ國學ありて。學問の道最

盛なりしが。朝廷の御政。漸々衰へて。當時學問の筋ハ。貴賤となく僧家のみ仰き需むることゝなれり。まかるハ今鎌倉ハおいて。此學所を設けられし事。一時の善政なる事ハ勿論。後世まで武家にて。學問を設けらるゝ事の例とさへなれるものなり。

四間

四間或ハ四間所などいふところあり。盛衰記。平家物語。義經記等ハみえたり。後世四間五間といふハ。多くの廣き四坪の間。五坪の間といふ事。上の間よりかぞへて。第四ハあたる間の事ハあらむ。されば此四間も主殿の内など補理シムツケひ分けたる四坪の間といふことなるべし。但。節用集等の書ハ。餘間或ハ餘間の出居デケなどいふ事みえたれば。まつらひなどせざる明間をさして。餘間といふハ。猶。間補理の條下と併せ考ふべし。

出居 餘間の出居

出居ハ。今時の對面所といふ程の所なり。中昔以來。武家の住居ハ。必。此名あり。まかれども堂上の家々もなきハあらむ。古ハ柏木の巻。大殿ハやがて參り給へれば。公達あまた物し給ひて。こなたハ入らせ給へとあれば。おととの御いでゐのかたハ入り給へりなどみえたる類なり。武家ハ。常ある事なり。東鑑。建仁三年の條。廷尉能員を云々。

入總門昇廊沓脱。通妻戸擬參北面。中略 遠州出於出居見之給ふなどみえたるも。對面所の
さまなり。餘間の出居とい。別間のうちの小座敷などいふほどの名と聞えたり

大床オホトコ

大床の廣廂の別稱なれども。武士の家居よての。廣廂といを。大床とかける事ども多し

藥醫門ヤクイ

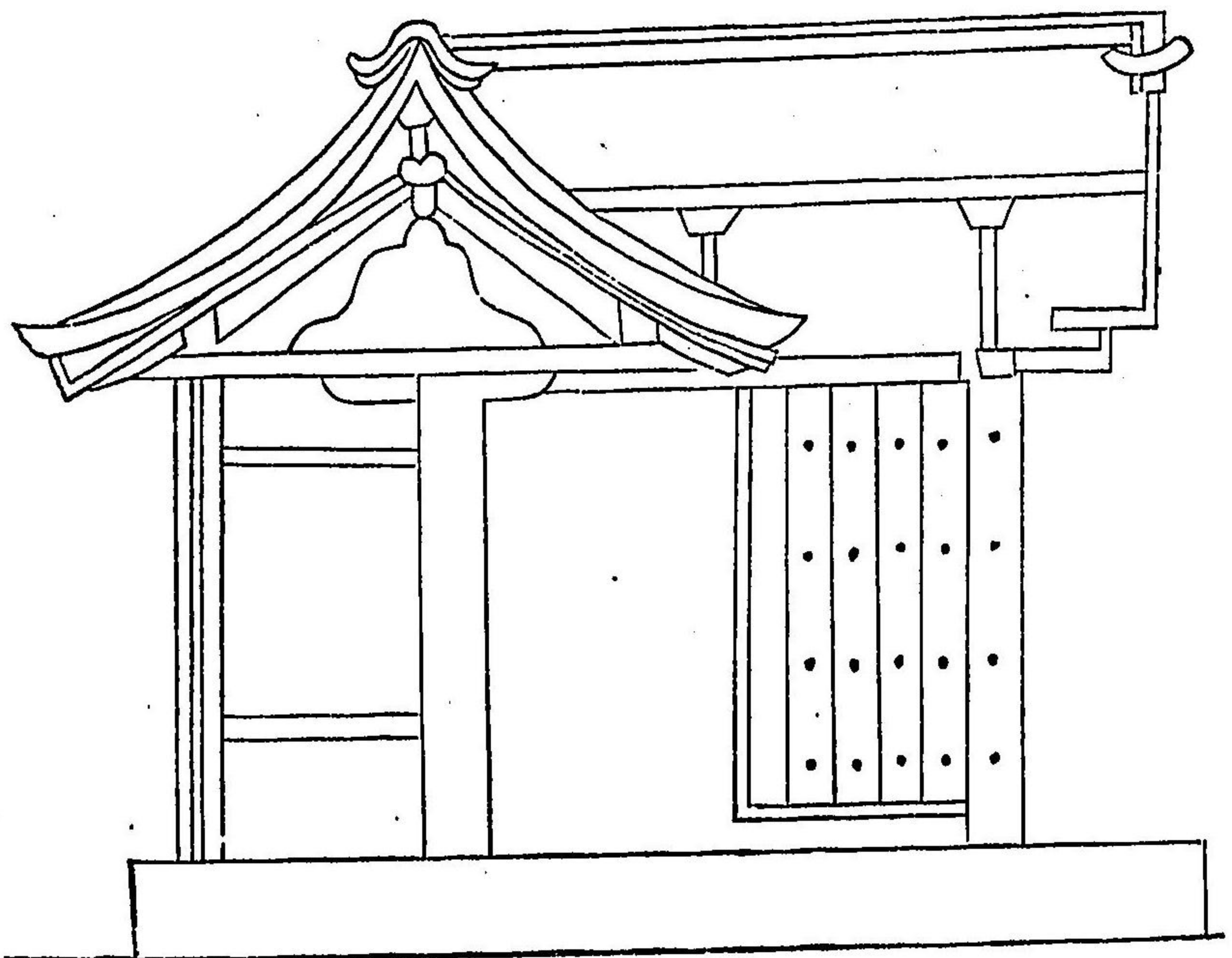
鎌倉御殿繪圖。京都將軍御館繪圖。ともよ藥醫門あり。或は役居門ともあるせり。武家雛形
の圖あれども。其名の由りて起るところを詳よせむ

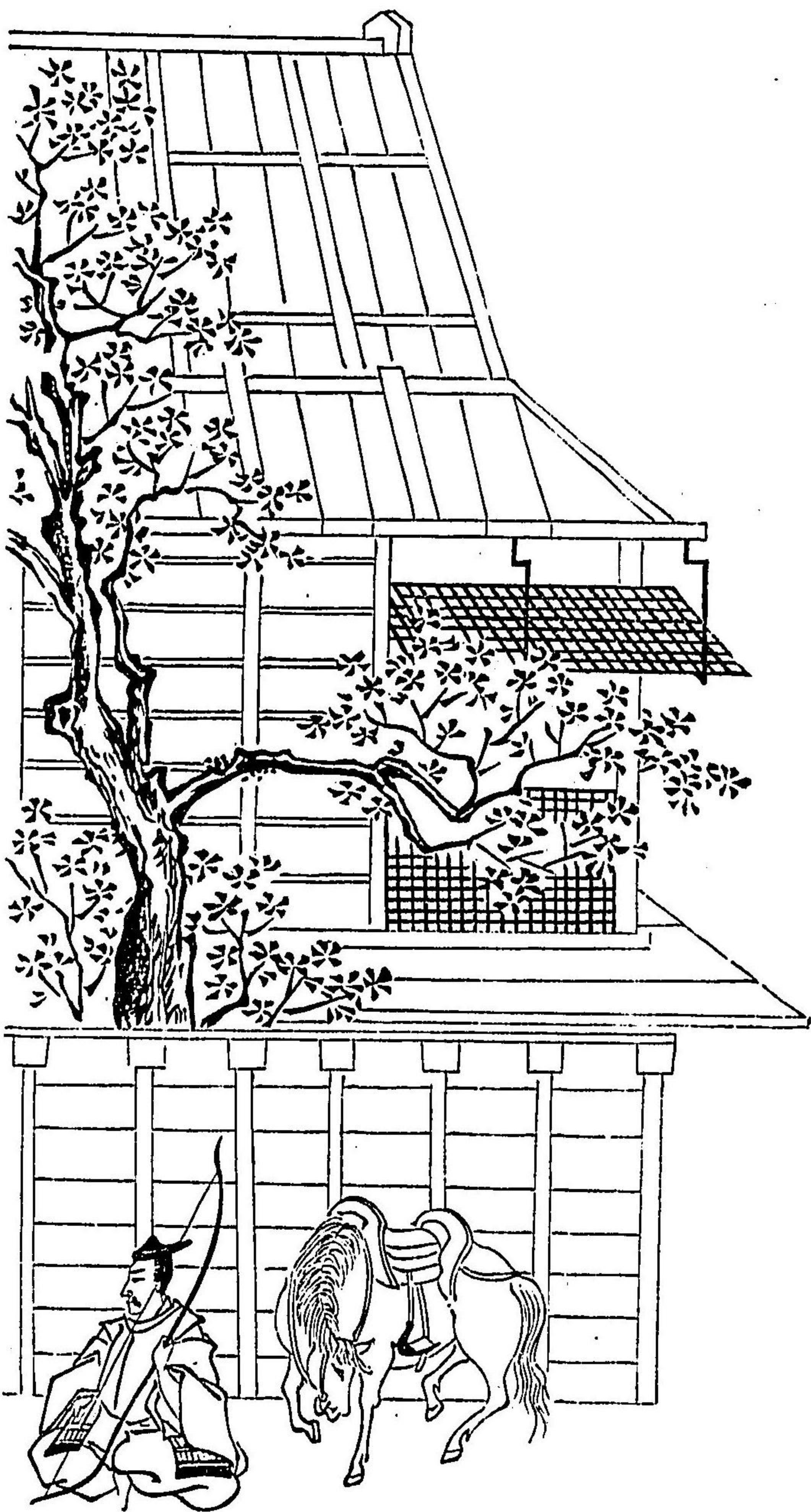
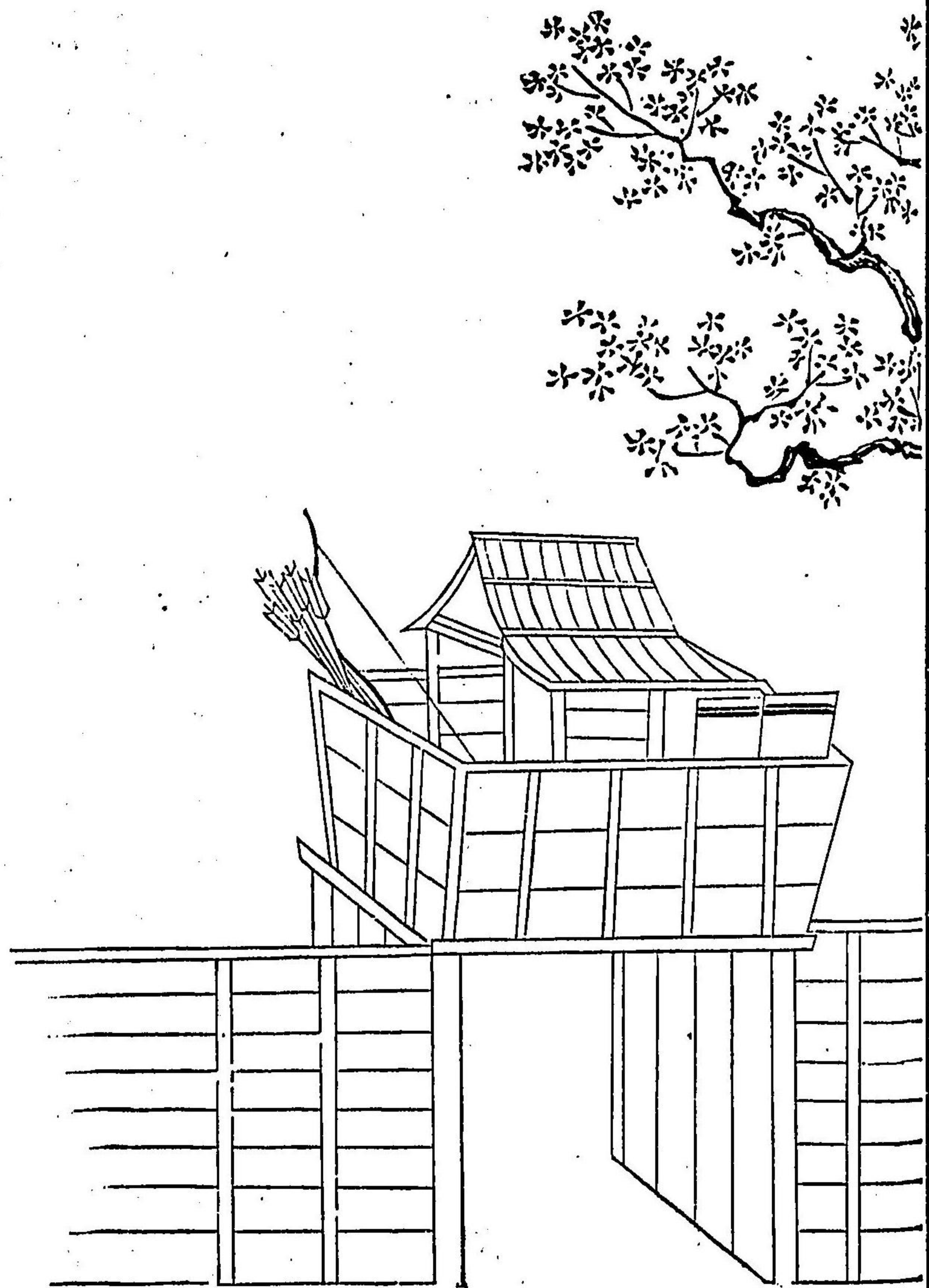
吟門ウツリ

吟門の名。またく右よかまじ

櫓門

櫓門の城寨の物なれども。武士の家の門よ。平常ともよ櫓をあげかく事あり。但そのかみ
櫓といひしは。板を並べたるのみよて。其造り極めて麗なるものなり。鬼一法眼が堀川の
宿所など。四方よ櫓をあげ置きたるよし幾經記よみえ。又一通上人繪傳よ。櫓門の圖あ
り。左よ縮圖を出だせり。應仁頃までも。櫓門の有りし事よ。應仁記よもこの名みえたり





木戸門

木戸門。もと城戸より轉じたる名なるべし。戦國の頃。外郭の門々。大抵木戸にて。其制今と大異ならず。扉を格子として。透き敵を通じ。矢砲をこなちいだまべき爲なりといへり。又兵家の傳。扉の合せ目をいさゝかすかして。槍の突き出ださるほどあけおくが。城築の故實なりといへり。又件の扉へ小さき潜戸カクレドを設け。是を鼠木戸といふ。鼠木戸の名。太平記などにも見えたり

簀戸門

簀戸門。扉へ竹簀タケスを打ち付けて。外をまかし見るなり。兵家。木戸門を簀戸門ともいふ。しかれども相混するにあやまりなり

鐵門

鐵門とい。扉へ鐵の筋鐵を渡し。角鐵具などしたる造方をいふ。今時も武家の門々。此造あり

鑰石門

鑰石門とい。其造鐵門の如くして。金具を鑰石カギシしたるなり。鑰石とい。眞鑰の事なり。さ

てこの造り。神社などのみあり。常人の家。稀の事ながら。武家。用ひたる事どもあれば。こゝに出だせり。後世中爵。中准。中尺等の字を書きて。別。造方ある如くいふ。誤り也

石疊

石疊イシカドまた礎イシタタの字を用ふ。大抵門。屋根ある所。石疊。石階あり。玄關といふもの出来て後。門より玄關の道。また玄關の前。石疊を用ふる事となれり。石疊の名ある事も。古き世よりの事なり。金葉集。俊頼朝臣

名よしおのり身もひえぬべし石だゝみ。かたしく袖。衣かさねよ

礎

上古の家居。礎なし。奈良の都の頃より。えじまるよしかけるものあれども。正史。詳ならず。藻鹽草。載せたる古歌

すみれさく奈良の都の跡として。いしをゑのみぞかたみなりける

書院

書院の名。古き書。見る所なし。秋の夜長物語。太平記等。見えたるなど。始なるべき。

安齋翁の秋草。今時武家にて。客人は對面をるところを書院といふ。古代は。大家の主殿といひ。又客殿といふ。小家の出居といふ。いづれも對面所なり。元來書院といふ。寺院にて佛書を講むる所にて。俗家のなき事なりと見えたりども。書院はもと僧家のみ限れる名にあらむ。宋の時。應天府の民曹誠といふ者。舎を廣むる事。百五十楹。書を聚むる事千餘卷。廣く學者をつどへて講習せしかば。真宗是を嘉し。名を賜りて。應天府の書院といひ。また開寶中。潭の守朱洞といひける人。嶽麓といふ所にて。書院をいとなみ。是また勅ありて。名を賜り。又元和中。衡州の季寬といふ人。石鼓といふ所にて。書院を創め。後世是は廬山の白鹿洞を加へて。天下四書院といへり。是等書院といふ事の始なり。しかるは皇朝にて。中古以來學問の筋。多くの僧家のみ傳はれる事故。書院といふ事も。初の僧家のみありて。漸々武家へ移れるも有るべし。さて秋の夜長物語。何某律師の。人まつさまをあるし。書院の志障子より遙く見出だしたる。中略。書院の戸をほとくとたゞきてなどみえて。僧侶の常は勤學する所のさまなり。太平記。新將軍都落の條。爰は佐渡判官入道道譽。都を落ちける時。我が宿所への定めてきもとある大將を入れ替へられんむらむとして。尋常よりしたるめて。六間の會所。大紋の疊を鋪き

並べ。本尊脇繪今時の三幅對にて。中尊維摩左。右山水などの類あり。花瓶香爐鐘子盆に至るまで。一様置き調へて。書院の義之が草書の偏。韓愈が文集。眠藏の沈の枕純子の宿直物を取りて置くなどみえたる。やゝ武家へ移りてのさまなり。但。此書院とある。今時の書院床の事にて。書院造の家の事。あらむ。然れどもその書院床といふも。元來書院造といふ事始まりて後。書院造の家。必此物ある故の名なれば。こゝより引き出で。書院造の證としたるなり。猶下の條見合すべし

書院造

冊書院 床間 押板 棚 欄

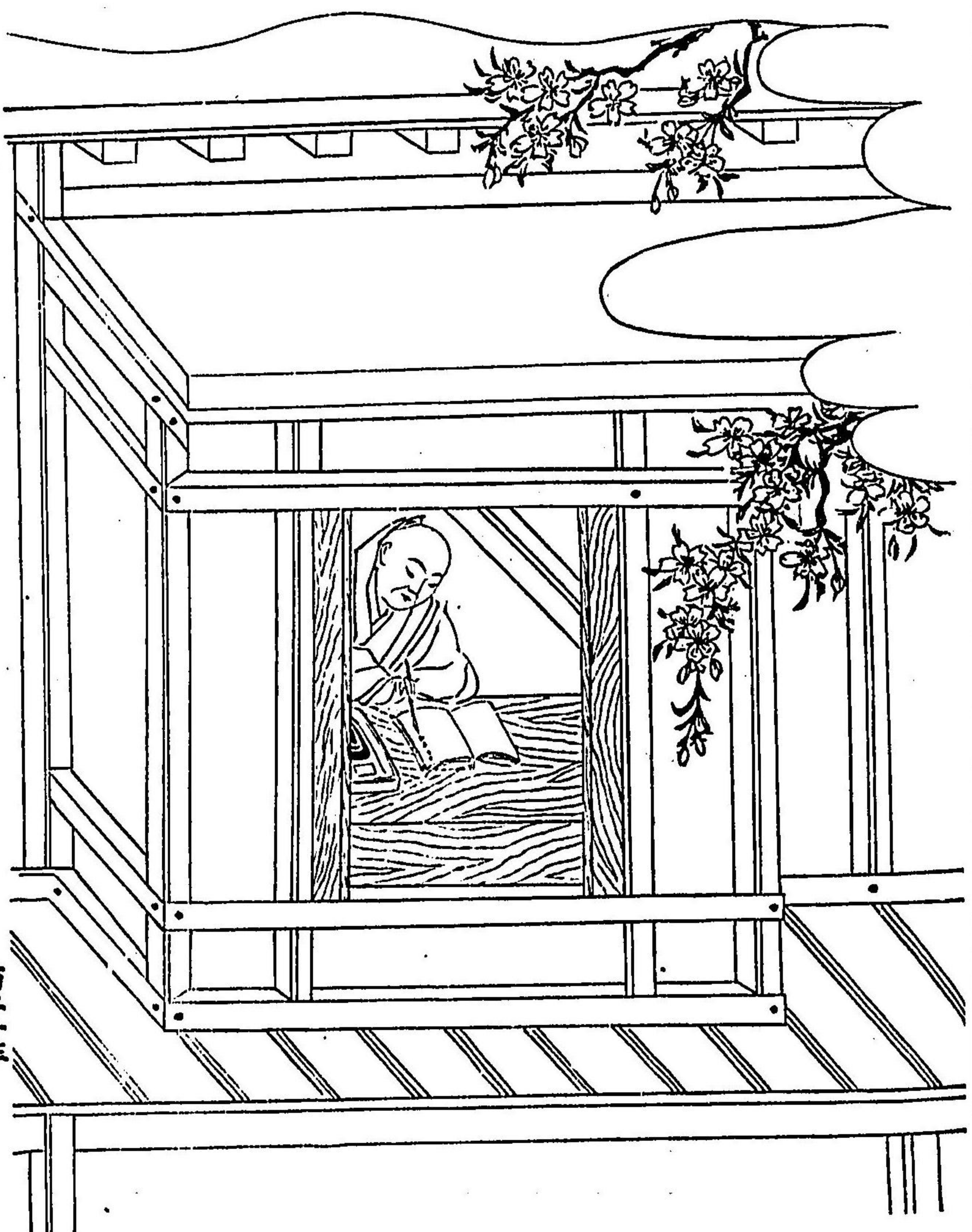
大抵。書院といふもの。造りの。梁間を長くし。明障子を用ひて。紙格子を用ひ。敷居。鴨居。よして皆遣戸なり。こゝもと學生をつどへて。書を讀ましむべき爲の造方なれば。かたの如くつくり設けて。明きを音としたるもの故。その廣さをいんとて。何十何極などいひし事と見えたり。然るは古代の寢殿造。七間四面十二間四面などいひて。梁間向背ともは齊しく。暗くして便利ならざる事ども多かりしかば。室町の末より。漸々押し移りて。此書院造といふ物を用ひられしなり。さてその書院造。書院床。床間。棚。戸等の物ありて。寢殿造といふ。大は異なる事もあり。左は載すべし

附書院 是を書院床。また明床。明書院などいふ。そのかみいたゞ書院とのみいへり。こ
 のもと書籍を載せ置き。又よみかきをもせし所なれば。やがて其所をさして。書院と
 いふところろえ。時俗の唱へ誤りしものなり。尙。是等の事。後世床の間。明床。袋戸。違
 棚などいふ物を便利とし。貴賤家作のさま一變せしほどの事なる故。もと其造りさ
 まぐなりしことをしらしめむため。左に古圖ども。少々縮寫し出だせり。猶。併せ考
 ふべし イダシノミダナ
 また出文棚とも
 いふといへり

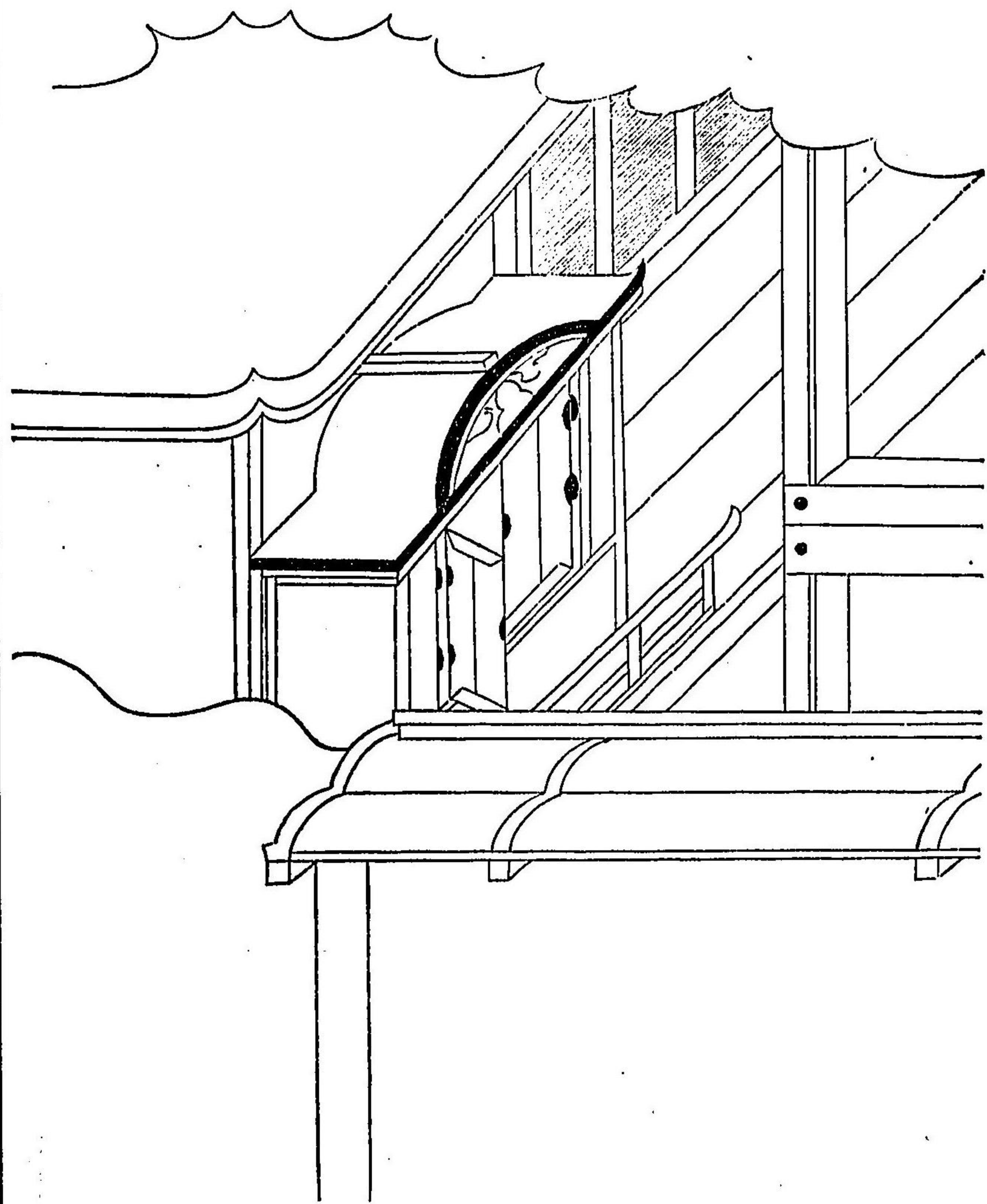
床間 床間の。佛壇の略なりといふ説あり。さもあるべし。安齋翁の説。今武家の書院
 一。眞の飾として佛像三幅對をかけ。三具足などいふものをかく。僧家の習俗の遺り
 たるなりなどもいわれき。然るよそのかみ書院造とても。今時の如く疊をまき。闕を
 入れたるものとしていみえむ。皆押板を用ひて。その押板の上へ。三具足などを飾られ
 し事なれば。やがてかの押板をさして。床といひし事もありしが。漸々おしりつりて。
 今時の如く作りつけよし。それを床の間といふ事となれり。押板の事。後鳥羽院。
 順徳院の頃より。殊に多く見えて。料紙。硯。懐紙。短冊等をおくよ用ひられしものな
 り

書院床

圓光大師
繪傳



家屋雜考

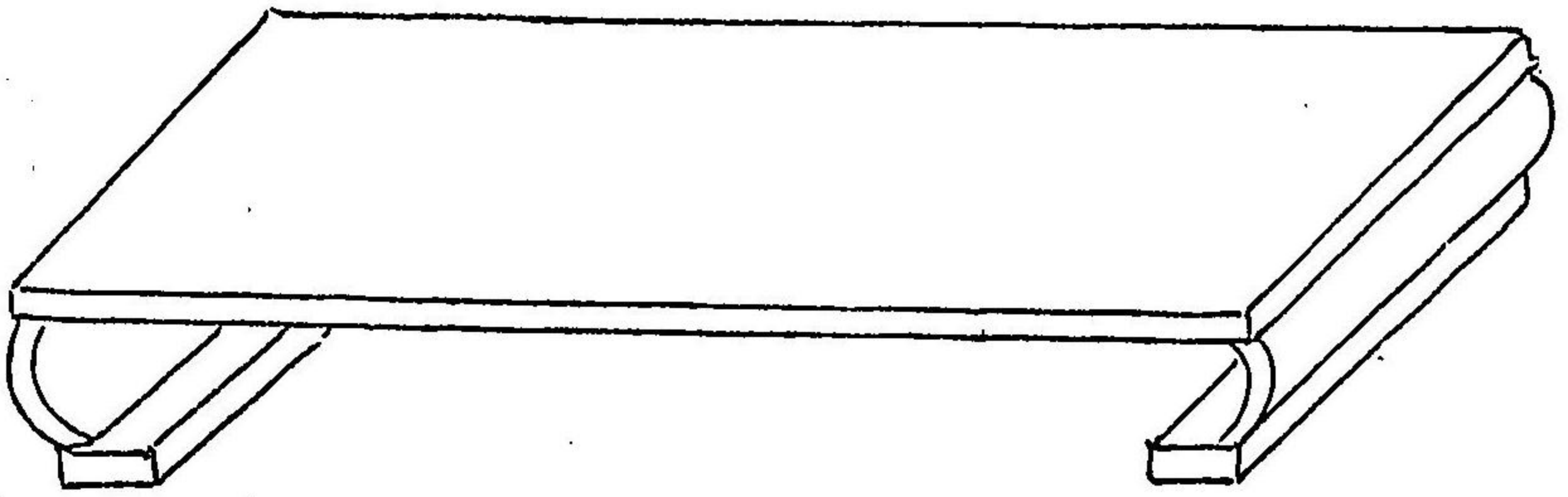
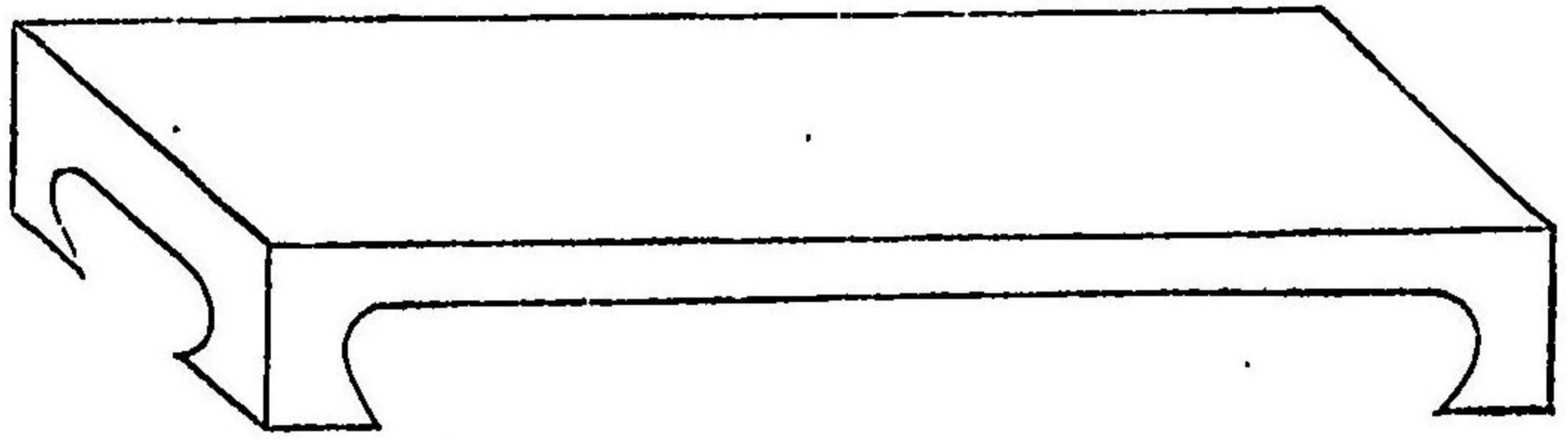
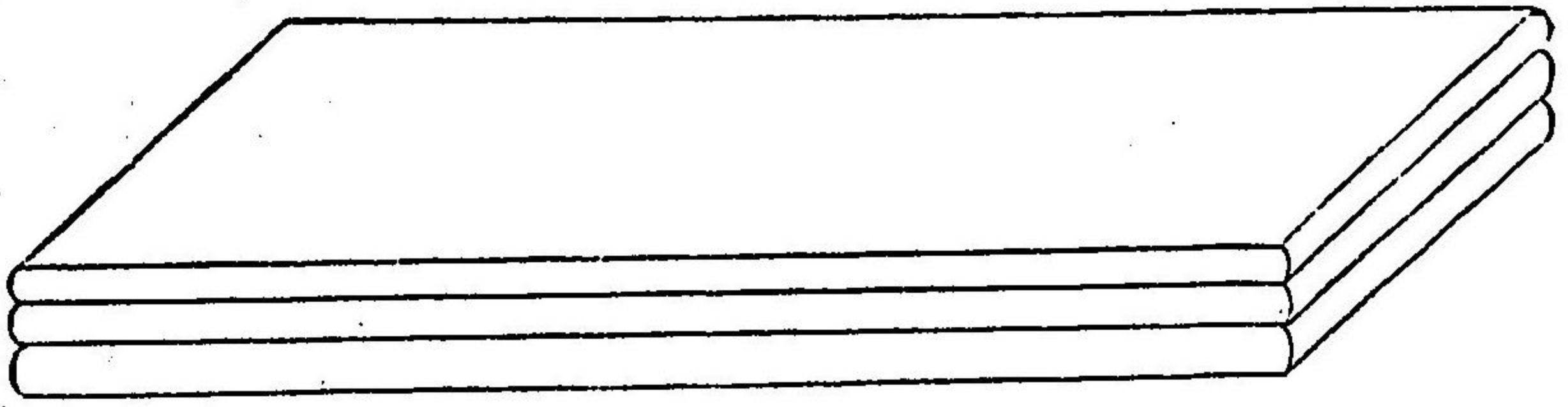


押板 前よりみえたり。古圖ども左に載す。和歌會席作法の圖。相阿彌が飾附の圖等より見ゆ。大小あり。飾附の書より。長さ九尺などあるもみえたり

棚 中古以来武士の住居より。必。棚といふものあり。一説に。軍防令に。軍團の府庫へ棚を設け。兵士をも一人々々の甲冑及隨身の具を納め置きたる事みゆれば。是等の遺制にやといへり。いまだ其始を詳しせず。但。是も寝殿造の家なれば。御厨子。黒棚などいひて。つくりつけよする事なり。武士の家居より移れるよともあるべし。一書に。違棚に武士の高名したる首どもを載せ置く所なり。首より尊卑ある故。二段より三段よりするなり。袋棚に。右の首どもを納め置く所にて。首桶の高さ壹尺の定法なれば。袋棚の高さ。内のり壹尺壹寸よするなりなどいふ事見えたれども。ひとつとして據もなき妄説なり。慶長の頃。寫し匠家の傳書より。上の棚。中の棚として。中の棚をば一文字よして。打ち違へざるもみえ。上の棚より戸ありて。是を袋戸といふよしみえ。袋棚といふ。今時地袋戸として。別より下へも仕付けたるを圖せり。其口傳書より。押板の右よりあらばかやうく。書院を前より受けたらむよいかやうくなどあるし。

押板圖

この和歌
會席作法
圖及相阿
彌の飾附
の圖等よ
見えたる
を出せ猶
さまく
あり



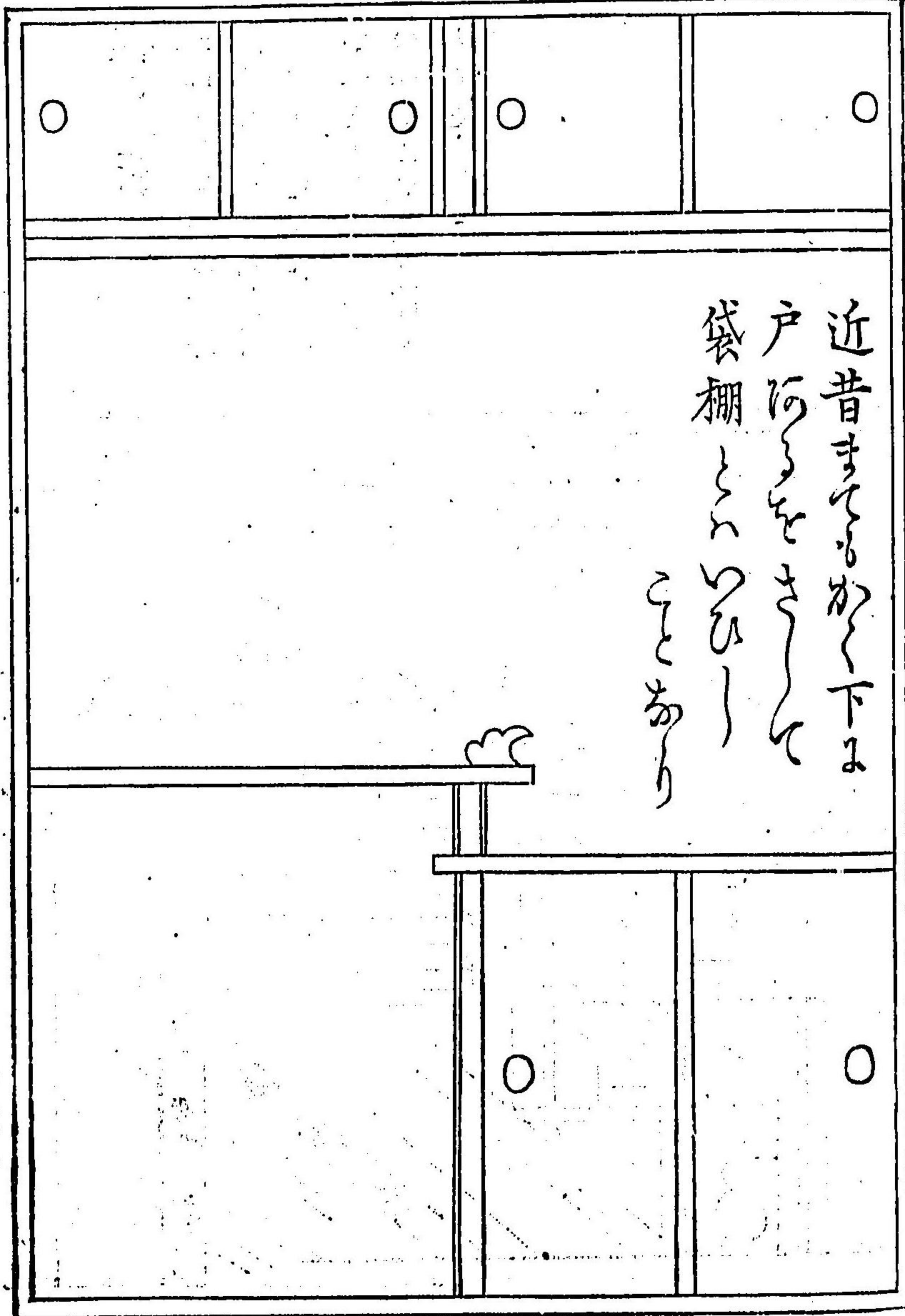
古き物なること疑もなき物にて。萬治の頃。上木せし武家雛形といふ書と。大旨相似たり。今其一二を左に載せ

押し入 是ももとの棚なり。それより戸を仕付けて押し入棚といひしなり。いたく後の世の事を

杉戸 杉戸はもと妻戸を略し。遣戸として用ひたる物とおぼし。其故は古畫に妻戸のあるべきところを。板戸の遣戸として。明りうけの所へ建てたる圖多く。またその木理をみるに。必しも杉を用ひしとみえぬ。古歌に棋の板戸などよめる。杉に限れるは。後の事なるべし。さて此杉戸の上へ。竹の節として。竹節のごとき木をたて。禰として細き木を打ちちがへかくも。古き事と覺えて。是もまた古畫に多くみえたり。秋の夜長物語に。杉障子とかけるも即此杉戸の事なり

雨戸 書院造の家は。必。雨戸あり。敷居。鴨居を一溝にして。縁戸をまゐる事なり。書院造といふ事出来てよりも。やゝ後の事とみえたり。信長公在京の頃。東照宮その旅館へおこしまして。暮ら及びしに。御産所の雨戸を繰る音。いと騒がしく聞えしかば。信長公とやぐも心づき給ひて。御供の人々此音を聞きまらさず。騒動出来ぬと心得んもこか

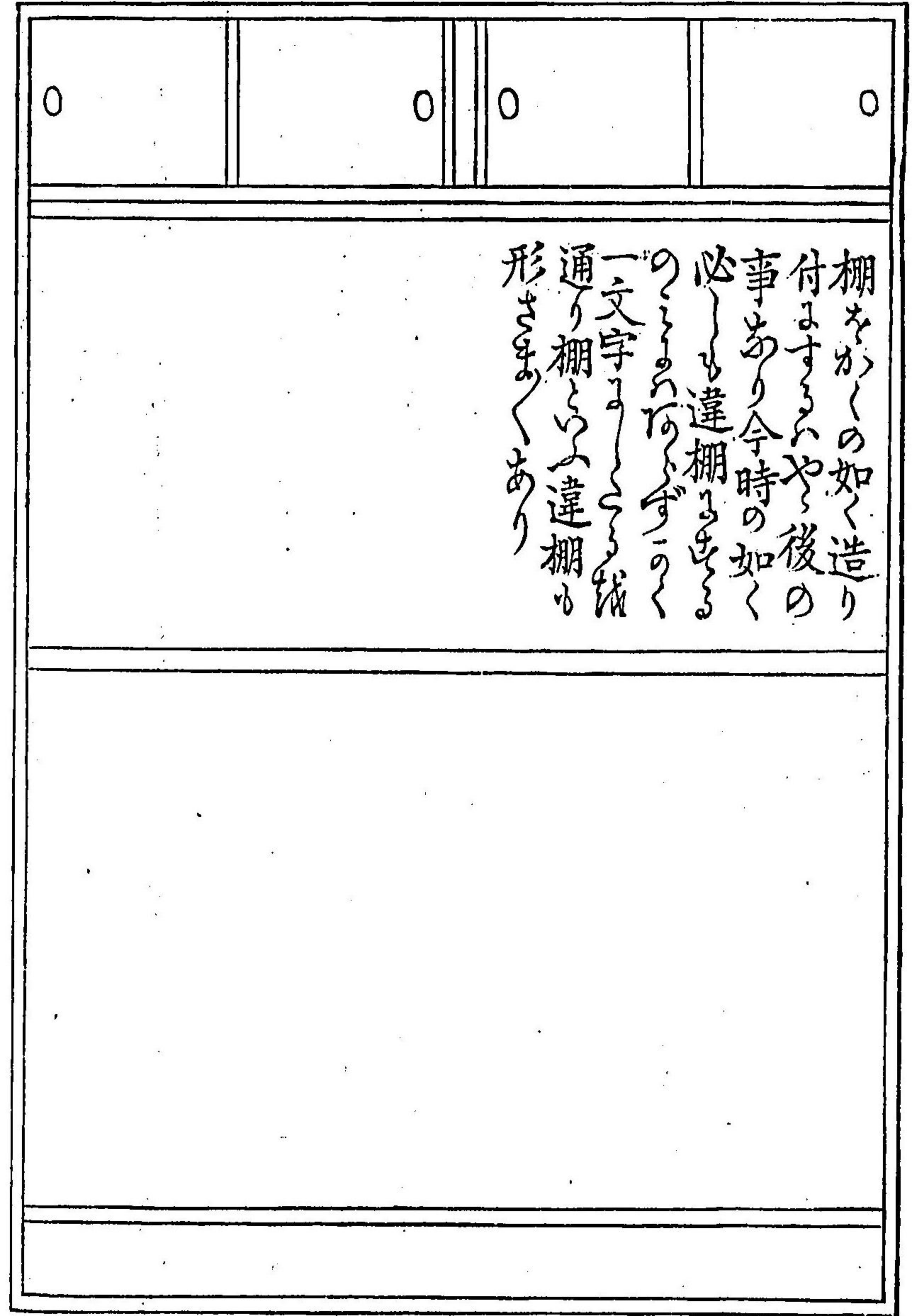
袋棚の圖



近昔までもかく下よ
戸はさきさき
袋棚といひ
こゝあり

家屋雜考

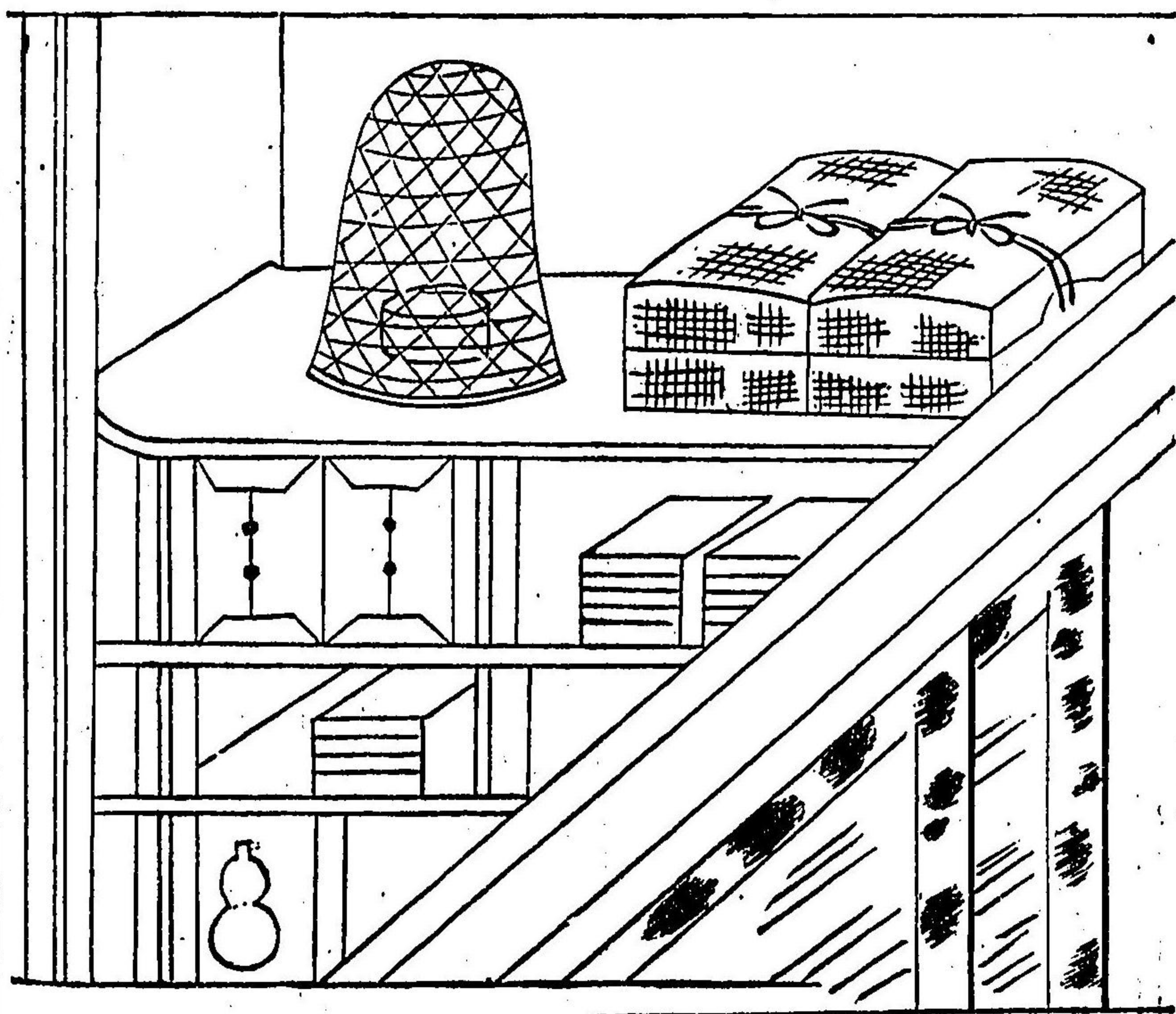
後世の棚



棚をかくの如く造り
付まするや後の
事あり今時の如く
必しも違棚といふ
のこゝあり
一文字より
通り棚といふ違棚の
形さまざまあり

古代の棚の圖

この圓光大師の繪傳
に見えたり大抵古代
の棚は常人の家のと
いへとも多くとかく
の如くして造り付
あらま



りがたし。たそあるとく告げ知らせよと仰せあり。その人走り出で、見るよ。果して
御供の人々股立高くくくりあげて。速よかけ入るべき勢にてありしといふ事あり。
當時兩戸といふものゝめづらしかりしことあるべし

上段之間 中段 下段 落間

大抵。寢殿造の母屋。一段高くして長押あり。其外の廣廂にて卑く。其外の簀子にて。ま
た一段卑し。書院造の家。母屋と廣縁との間。まづの高卑なし。故に上段中段下段などい
ふを設けて。尊卑を分けらるゝ事となれり。平相國の時。妓王。妓女寵衰へて。長押の外
一段下りたる所のみ侍らしめ給ふなどいふこともみえたり。また落間として。一段も二段
も卑く造る所あり。この便利よつき。又主人々々の好みよよることにて。あながち尊卑
を分けらるべき爲のあらま

鎗之間

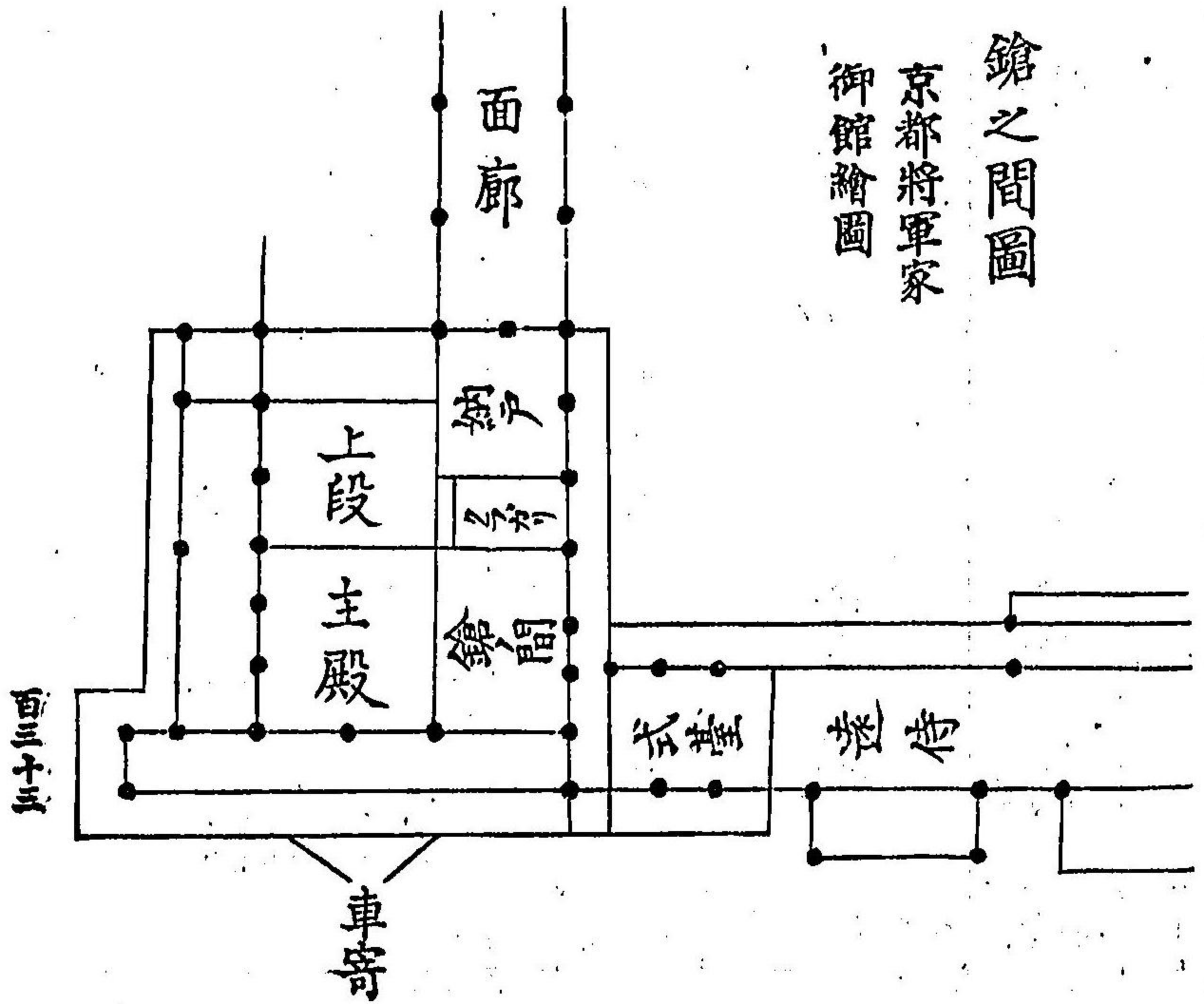
鎗の間の名。鎌倉御殿繪圖として。古く傳へたるものよみえ。また京都將軍御館繪圖とい
ふものよもみえて。警衛のため。數鎗など設けおかれし場所とおぼし。其圖のさま。今時
ならば。弓の間。鐵炮の間。長柄の間などいふべき場所なれば。何さまふるべき世よりの名な

るべし。略圖下ニ載す

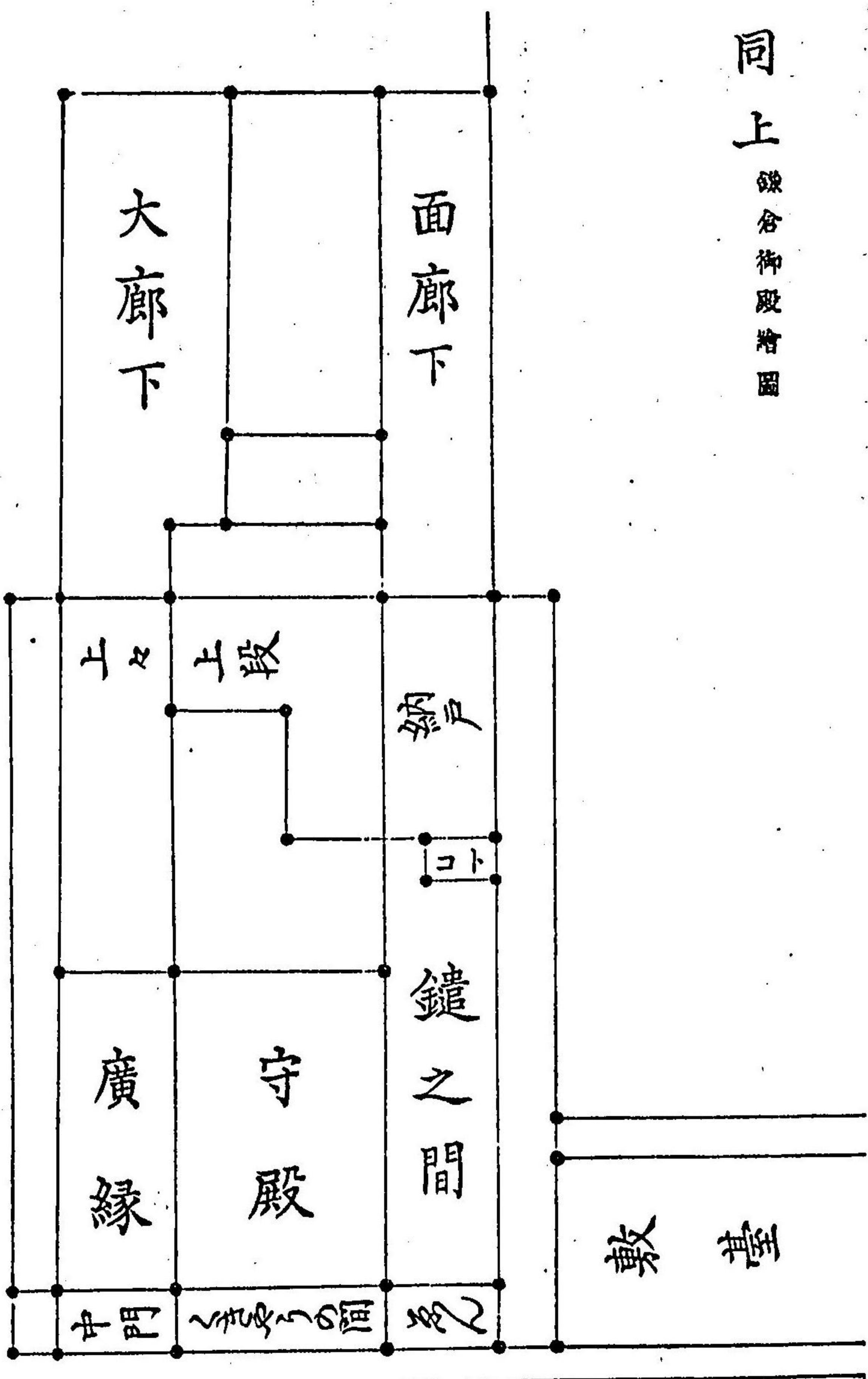
因ニ云。白石翁の折焚柴ニ。鎌倉御所繪圖といふものゝことを評して。其圖を寫し得てみし。鎌倉の代の物といみえむ。又京の代となりし後。鎌倉殿と聞えし時の物ともみえむ。是いたゞ末の世の人の屋形の圖を。匠の家ニ傳へしところとみえたり云々。又云。その後。朝鮮聘事よりて。中門改め作らるべしと仰せ下されし。鎌倉右大將家以來。武家ノ門ノ屋根を覆ひし物を用ひられざる故實あり。其證據として。右大將家の圖をまゐらまといひし事あり。此事を以て其ノ問ハせ給ひしが。我むかしより見もし聞きもしつること々もを志るし。此圖も之が許よりつしたへし所なり。されど鎌倉殿の代の物ノあらむ。其證ハ多く詞を費まよもおよばむ。今の世の鎗と申すものノ始。太平記にて見侍り。然るニ此圖ニ鎗の間と申すものノ候も。其餘ハおしこかりぬべき事なり。又速く古の事ども申すまでもなし。二條の御城にて。寛永の頃の御門どもの礎ども候。此時の棟門。唐門。後ニ仙洞へ參らせられて。今ハその礎のみ残り。又南禪寺の内。金地院の宮門。むかし神祖聚樂の御所の門を寫されしなり。さらば當家代々も。棟門。唐門等用ひさせ給ひし事明なり。只此御所。いまだ夫等の御門建てられざ

りしなり。いかでかゝる事をば申しぬらむ。されど其識ニや從ハせ給ふべきと答へ申したり云々。又云。大學頭信篤も。鎗の間といふところなるを以て。鎌倉殿の代の圖ニあらむとして。近き證にて候と申し。など聞えたり。上巴などみえ。鎌倉御殿とい。いづれの世をさし志るせるよか。又京都將軍御所とさせるも。萬里小路。室町等の圖といみえず。何れも詳ならざれども。何さまふるくより傳へたるノ疑なきをば。所見なきよあらねば。今其内の名どもを舉げて。舊名を遺しかくなり。件の繪圖どもの事。一名ハ殿中差圖と

家屋雜考



同上 鎌倉御殿増圖



もよぶや。今の相似たるものども数本あり。いまこゝより引く所なり。何れもやんごとなき
御家々傳へたまへる。古寫の圖よる所なり

實檢之間 實檢窓

後世武家々作の圖。實檢之間實檢窓といふ所あり。其由りて起る所を詳しせむ。土肥經
平が春添浪語。此事を論じて。古代の寢殿造より。中門の廊といふものあり。中門の廊は
ハ。窓を開きて。連子を造る。後の世是を實檢窓と唱へて。廊の連子といふものなし。そ
れのみならず。主將たる人敵の首を實檢ある。此窓より見給ふ式なりなど。作りなして
いへる事あるや。かくいふより。今城中の殿宇寢殿造はあらず。中門もなき所。かなら
ず實檢の窓をつくるを作法の如くいふ人あり。無稽の俗説といふべしとぞ。元暦のむか
し源九郎義經木曾を討ちて院參ありし時。白河法皇中門の連子より。六人の武者を嚴覽
ありし事。平家物語にみえたれば。是等一基きて取り出だし。説くやといへり。又云。其後
元弘三年。河野。陶山等鳥羽にて赤松が軍と戦ひ。首七十三討ち取りて。六波羅へ馳せ歸
り。その首ども實檢ある。主上 光嚴院 御簾を巻きて嚴覽あり。兩六波羅庭上は敷皮しま
て。是を検知ありし事。太平記にみえ。天子たかくおのしまし。を。武將たらん人。連子

を隔て、實檢あるべき事との覺えを。またかゝる例をば。ふるく聞き及びし事もあらずといへり。猶考ふべし

長圍爐裏

近世大家の。必此一間ありて。中央は長大なる圍爐裏を設け。煮炙りの場所とす。この客人の爲に設け置くのみならず。家人共を大勢つどへて。酒食など賜る所もなく。叶はざる故なり。この武家々作の條より見る如く。土着の武士ども。家人といふものよりかゝりし以米の事なり。されば今の世となりては。諸士の拜謁をうけ。公私の號令を傳へなどするも。間敷坪敷を増さざる事能はむ。つひく諸家ともよかたの如く。手廣なる事とされる。時勢のしからしむる所にて。騎奢節儉等の儀の關るところよりあらむ

客殿 客亭

客殿の名。小右記に參齋院於客殿云々とみえ。吉部秘訓抄に。文治二正十云々。大夫史廣房入米。先立中門外。予出客殿などみえて。今時の客對の間といふほどの稱なり。又古くは客亭ともいふ。眞言院。長者坊の古圖。母屋の内を分ちて客亭としるせる所あり。一説に。客殿のいづゆる出居なりともいへり。後世の専ら僧家ののみ此稱あれども。もと僧家の

に限らざる事あるべし

玄關

玄關の。書院につきたる名にて。是をば僧家にていひ初めしなるべし。其故は。傳燈録に。法師者踞師子之坐。瀉懸河之辯。對稠人廣衆。啓鑿玄關。開般若妙門。等三輪空絶慈海和と燈尚の稱えたれば。もと僧家にて。學問所の入口を名つけて。玄關とよびしが。是もまた漸々轉じて。學問所あらゆる家居の入口をも。かく呼ぶ事といはれるなるべし

廣間

弓之間 鐵砲之間 長柄之間

廣間の名も。古くは聞き及むす。然るに寢殿造の家居より。正面は階あり。階を升りて廣間に入る事にて。列は入口としてなきを。玄關として列は入口を設くる事となりて以米。玄關の内を廣めて。そこを廣間とよぶ事とされり。廣間より轉じたる名なるべし。さてこの廣間といふもの出で来て以米。速侍の武士どもを。廣間へ移し。武器。兵具を飾りて。警衛に備ふる事となりしかば。速侍として。列は設け置くことなくなりぬ。今時廣間の番士を外様衆と稱する家々あれども。實は皆家人にて。そのかみの外様衆といは異なり。又廣間の近邊に。列は御速侍といふ所を設け置く家々あれども。是もそのかみの速侍といは違ふ事を

り。今時弓の間。鐵砲の間。長柄の間などいふありて。皆主人々々の備へ置く所なり。そのかみの速侍の如く。武士どもの手々も携へ来れるを飾りおくよりあらむ。是等を考へ併せても。古代と今と家作のさま異様ならざる事。能はざるを知るべし

廣敷

廣敷の。廣間の一名ながら。婦人の居所に分け唱ふる事なり。故に廣敷の番士をおかむ。武器。兵具を飾らむ。室町の末の頃より。此名みえたり

敷臺

玄間の板敷を敷臺とよぶも。近世の名なり。或は式臺。或は式筭等の字を用ふ。一説に。客人を式待する所なる故。此名ありともいへり

白洲

玄關の前より。白砂をしまて。滑らかにする事故。此名あり。沖の白洲など歌よむも。白洲のあるところをいふ。今時の小石など敷き詰めよするも。常のことなり

面麻

面麻の名。京都將軍家御館の繪圖中よみえたり。常さまの麻下なり。便麻の轉也

間雜

繪之間 焚火之間 圍爐裏之間 雷之間 地敷之間 地敷口

此間の。御座の間。御次の間。上の間。下の間などよぶ間にて。猶さまよくあり。左に注せ繪之間。總じて間數多ければ。何れの間とさしいふときも紛らひしき故。後世大家より。繪の間として。壁或は戸障子に繪をかへせて。一間の名とせらるゝなり。東鑑に。鎌倉御所御障子の繪さまよくの圖に。將軍家の御心よかならずとて。建暦三年八月。事書を以て改め畫かへせ給ふなどみえ。また東山御所などよも。繪の間の事ども多くみえたり。後世諸家も繪の間といふことあるも。間數多くして。いちじるさかちなれば。諸事よつきて紛らひしき患あるゆゑなり。必しも其所を花麗よせむ爲のみよりあらむ

焚火之間 圍爐裏之間 貴人の御座近く焚火の間を設くる事あり。鎌倉御殿繪圖。京都將軍

家御館繪圖などいふものよもみえて。圍爐裏あり。その外。ふるき繪圖どもよもみえたり。大道寺友山が雷鳴論といふものよ。甚雷の時。火を多くたけば。雷火の災を免るゝ故なりといへり。また圍爐裏の間。長圍爐裏などいふに。煮焼をもする場所にて。焚火の間といふ異なり

雷之間 後世雷の間として。二重天井などよして。甚雷の憂を避くる事あり。古くは聞き及
ばざることなり

地震之間 この鯨倉。及京都將軍家御所繪圖などよもみゆれど。その造りかたを詳し
せ。近世に至り。釣天井などいふ秘傳ありともいへり

地震口 是は兩戸の内。所々へ小き樞戸（かまど）を設け。かけがねをとつせば。おのづからひらく
るやうにしたるを便利とす。この地震は限らむ。諸事よつきて。便利の事をがら。是も
兩戸といふもの出て来て。以来の事をなれば。古くは聞き及ばむ

屋敷

屋敷といふ家居を造るべき地所の名よて。其地所の主人々々より賜はるところなれば。後
世は主人々々より賜はりて。住する家居をばかしをべて。屋敷と稱する事といはれり

長屋

長屋といふ事。萬葉集。橋の寺の長屋。また橋のてれる長屋などいふとも見えて。古き
代よりの稱なり。武家の代となりて。屋敷地を賜はる人々。またその從者を住ましむる所
を長屋といふ。梁間を長く建て續けて。其内を仕切りかく事ゆゑ。此名あり。この武士よ

のみもかざらむ。高家よもいふ所なり

部屋

部屋は下部の居る所ゆゑいふといふ説あれども。左はあらむ。部の隔よて。へだつる義な
り。是も一家の内を仕切りて。へだておく故の名なり

鬼門角を缺く

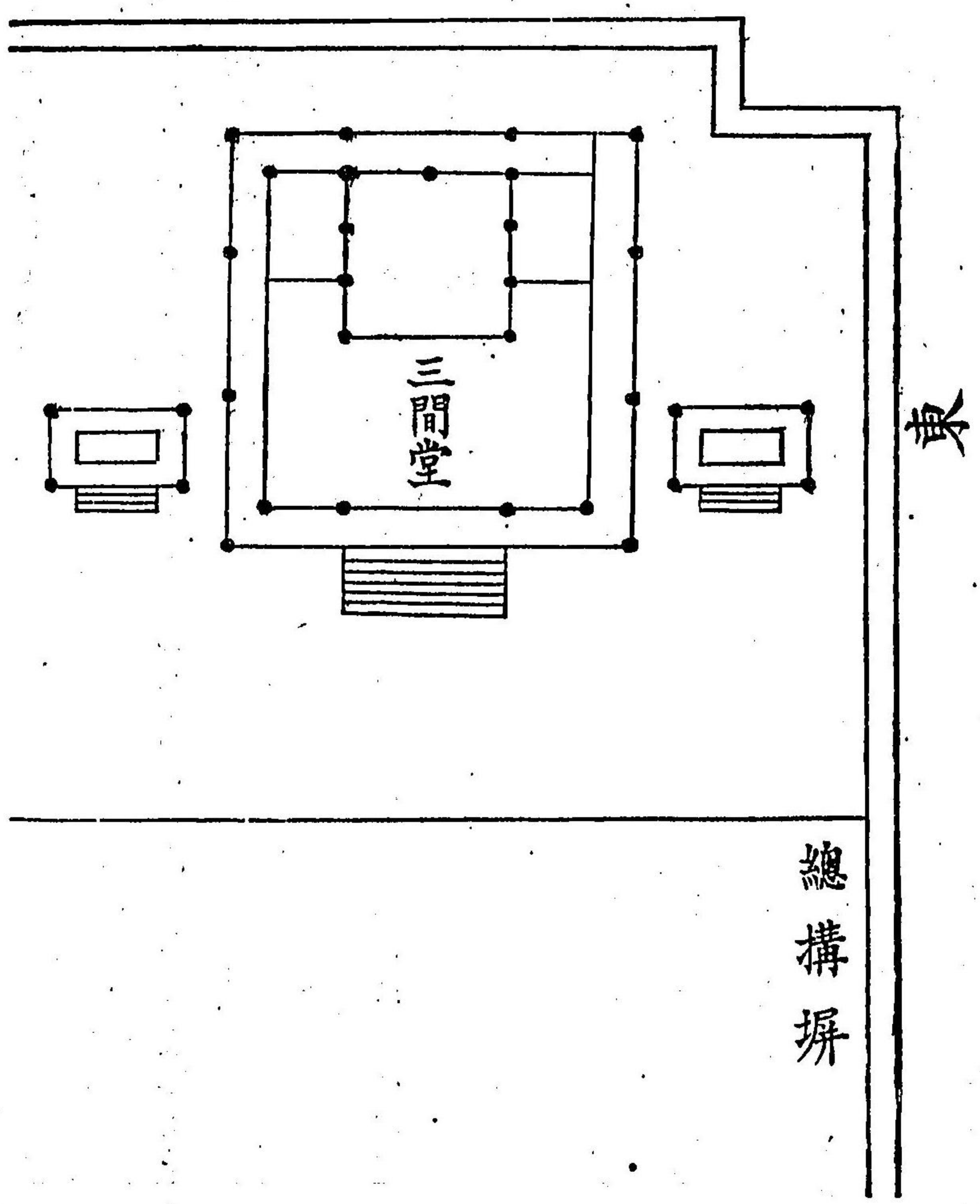
後世鬼門はむかふところ。かならむ角をかくといふ事あり。いかなるいられよか。陰陽家
の説などあれども詳ならむ。古き圖左は抄出して。参考よそなへかくなり

表奥

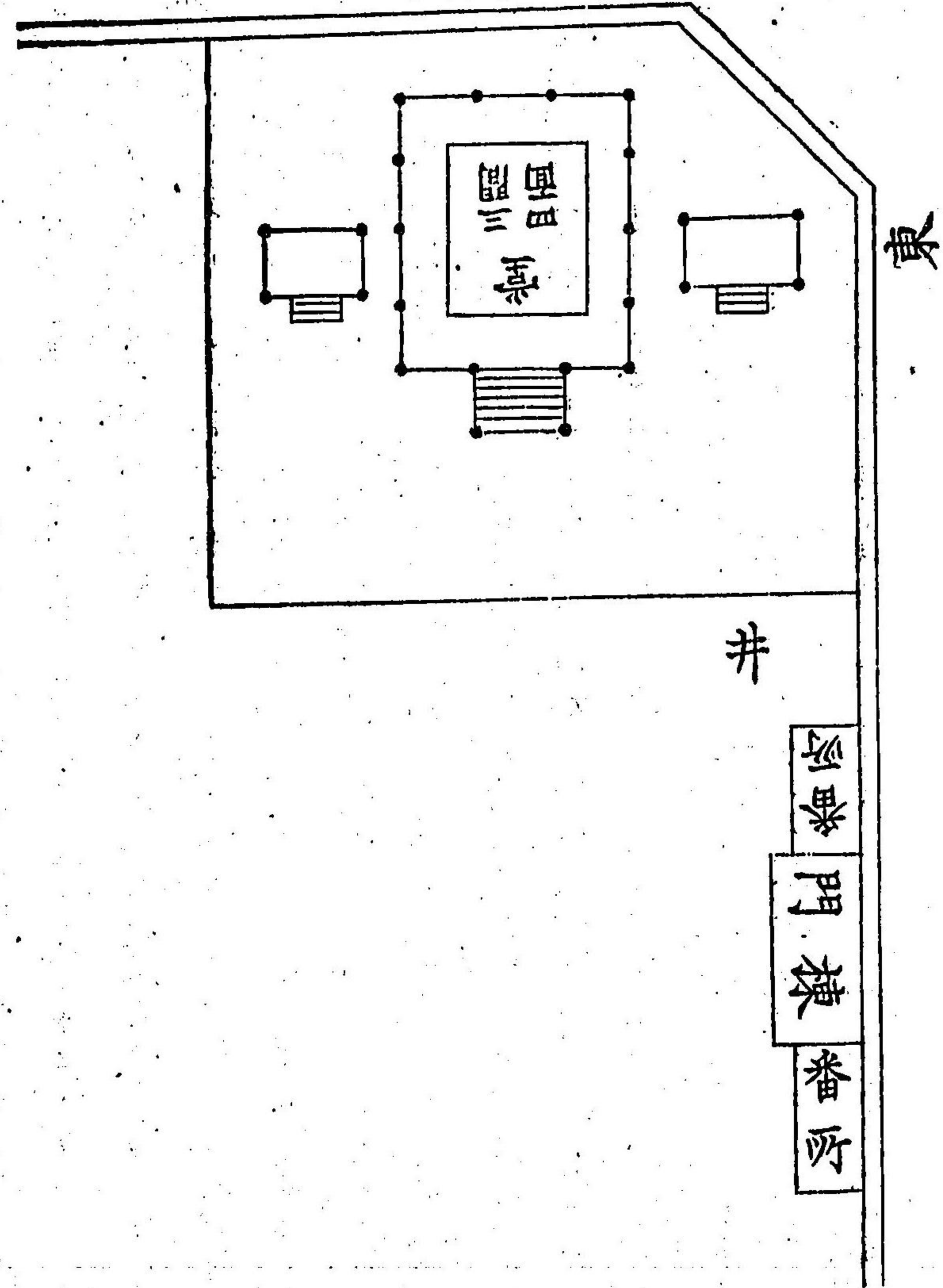
今時武家よ。必。表奥の稱あり。奥の屋。奥のおましなど古き習へながら。いま時の如く。
男女の居所をよけて。表奥といふ事。室町頃よりの事とおほし。三内口訣。堂上家よ
て。對の屋といひ。武家よ。奥の屋といふ故實あることなりなど見えたるも。餘の義よあ
らむ。堂上家と武家と。家作のおなじからざるいられ。前よ記せるところの如くなるよて。
考へ合すべきなり。奥の屋の事。左は舉ぐ

奥 表奥よ對しいふ奥。たゞ奥深き所の稱よて。もと字義など撰びて名つけたるよ

鎌倉御殿繪
圖の内抄寫



京都將軍
家御館の
圖の内よ
り書ぬく



家屋雜考

あらかね。まかれども字書。奥の字を注して。室西南之隅爲奥。主人所安息也。入則退安於靜。故位乎西南。地之道也とみえて。今時の奥の屋の稱よくかなへり

御中居御末 今時諸大名の奥。御中居御末等の稱あり。婦女の役名の如く唱ふれども。

皆かの奥の屋の小名なり。海人藤芥云。内裏御末といふところあり。常人の所ならむ。中居などの邊あり。内裏并仙洞はかざりて。御末と申すも。近頃のその外も御末と申すとかや上とみえ。また長祿二年以来申次記といふもの。室町家の御奥の事を記して。上の御末と中の御末との間。遣戸にて候。廣き三間九間三間九間なりといふ。三間四方にて。九年あるをいふあり。其真中一柱あり。其柱の際より遣戸間半づ。兩方へ明けられ候間。中一間明きたる所へ掛建を掛けられ候。朝夕の供御参り候時。此掛建の際へ。中藤御出ありて。供御の御膳をうけとられ候て。御前へ持参なり。中藤總じて此掛建の内へ。誰々も不及参入候。去ながら。公家より。日野殿。三條殿。其外伊勢守自然御供衆中。ても。少々参入も有りしなりなどみえ。上の御末。中の御末。下の御末などいふこと。他の書もみえて。もとそこは勤仕をる女をさして。御中居。御末などいふなり。

御末の一説。婦人食を調ふる所なりともみゆ。又太平記。鹽治判官云々の條。此臺のもとに中居をる女などいふこともみえたり

鈴間 鈴間下表奥の境。廊下を設け。たがひに鈴を鳴らして。人をよぶこと。今時の諸家の通法となれり。こゝいと古き世よりの事也。顯宗天皇の御時。置目といへる老女を御優愛あり。大宮近き所は居所を賜ひ。是を召さむとせるや。ときく綱をひき。鈴を鳴らして。まうのぼらしめ給ひし事。日本紀に見えたり。中昔以来も。禁中にて人をよぶ。鈴を用ひらるゝ事。禁秘抄等の書どもみえたり

長局 局をべて。役所の事にて。女に限りざれども。今の女のみいふごとくなり来れり。若菜の巻。女房のつぼねくまで。細かきまつらひみがせ給ふとある。今時の長局のさまなり。さて是を長局といふを長く一棟につくりて。いく住居も二けおくゆゑなり。こゝおのれおのれが部屋にて。役所よりあらざるに似たれど。禁中にて。女官を晝夜私の宅へ退く事をさ故。長上として諸切勤の取扱せらるゝ古法なり。考課令にみえたり。さればかの部屋々々とも。役所にて局といふ事。誤らざらむ。京。鎌倉の古繪圖も。長局の名見えたり

家居雜考

大抵。人の住居まる所。山莊。野亭。庵室等。人々の好よよる事にて。定制なし。此外。農家。商家。古今異同なきよあらざれども。通篇あるまところを以て。大概をおしみるべし

家屋雜考終

大抵。人の住居をる所。山莊。野亭。庵室等。人々の好よる事よて。定制なし。此外。農家。商家。古今共同なきよあらざれども。通篇をるをところを以て。大概をおしみるべし。

家屋雜考終

續日比陽漫錄

續昆陽漫錄目錄

細馬
砂金
白銀
川口湖
大水
唐高
周髀
烏羽表
高瀨舟
土官
封戶
阿蘭陀尺圖
石和
三輝
多祿
安南書

一頁
一頁
二頁
二頁
二頁
三頁
三頁
三頁
三頁
三頁
四頁
四頁
四頁
四頁
五頁
五頁
六頁

用名文字
蒙古
豬水肥
雷公
食椒
鍍銅佛
五星
禁銅佛
漆紙
賜金於僧
沙尾錢
匱
胡蘿蔔
沙子
不入斗村
朝鮮人來聘

七頁
九頁
九頁
九頁
九頁
十頁
十頁
十頁
十頁
十頁
十一頁
十一頁
十一頁
十二頁
十三頁
十三頁
十四頁

續昆陽漫錄目錄

離	十四頁
村	十五頁
外腎	十六頁
分金	十六頁
以物戲驚小兒	十六頁
錠	十六頁
角法	十七頁
蠟樹	十七頁
人參有毒	廿四頁
蓋	廿四頁
頌錄	廿五頁
接待我國使臣事例	廿五頁
倭人朝京道路	廿六頁
朝鮮儀物服用	廿六頁
穀品	廿六頁
松葉救荒	卅一頁
與病飢人	卅二頁

越後蝦秋	卅二頁
鑄錢	卅三頁
求海中舟道	卅三頁
德政害民	卅四頁
官林備覽	卅五頁
飛鏡	卅五頁
六等田	卅六頁
上大人	卅七頁
粟米	卅七頁
書板刷墨	卅八頁
琉球	卅八頁
奇石	卅八頁
鄞縣咨	卅九頁
生薑一片	四十頁
百花香	四十一頁
五材	四十一頁
水文	四十一頁

煙草	四十二頁
東山殿書	四十二頁
石佛	四十二頁
我國書	四十三頁
邸報	四十三頁
水漬書冊	四十四頁
ソシ子坊エイスル	四十四頁
分	四十七頁
艇鼠	四十七頁
賜一字	四十八頁
引付	四十八頁
顏色	四十九頁
蟹蟻	四十九頁
清官	四十九頁
均	四十九頁
塚	五十頁
御	五十頁

車制名目	五十一頁
筍	五十二頁
牡丹	五十二頁
艇板	五十二頁
辟窠書	五十三頁
打秋風	五十三頁
海分	五十三頁
又口	五十四頁
家言	五十四頁
價錢	五十四頁
鈴印	五十四頁
沙糖	五十四頁
田票	五十五頁
室	五十六頁
狹狹波	五十六頁
還銀	五十七頁
樹掛	五十七頁

三寸收	五十七頁
一錢	五十八頁
青碌	五十八頁
月食	五十九頁
砂紙	五十九頁
石柏	六十頁
立物控	六十頁
石	六十二頁
金方寸	六十二頁
曆林問答	六十三頁
不增一椽	六十三頁
以豆腐爲號	六十三頁
米奇	六十三頁
鐘馗	六十四頁
宮廟門圖	六十四頁
詔勅	六十八頁
祇候人	六十八頁

乙夜	六十八頁
封橋	六十八頁
錢五乙	六十九頁
錢半邊	七十一頁
一錢乙	七十一頁
渡梅嶺詩	七十一頁
多胡郡碑	七十二頁
貞觀政要	七十八頁
釋奠	七十八頁
古曆	七十九頁
賜地	八十頁
甘草	八十頁
國造	八十頁
國數	八十頁
小田郡	八十一頁
鎮	八十一頁
生贖脂	八十一頁

瑠子	八十一頁
門子	八十二頁
頓	八十二頁
五十集	八十二頁
救窮	八十三頁
封印內文移	九十頁
留獄	九十頁
俗舞	九十一頁
尖量平量	九十一頁
嘉量	九十三頁
夏草冬蟲	九十三頁
火澆布	九十三頁
紫檀木桐木松木價	九十四頁
決湖溉田	九十四頁
種菜活民	九十五頁
三條	九十五頁
過獨減租	九十五頁

毆死胞兄父乞有留	九十五頁
減等盜犯在監打人命擬絞不准	九十六頁
援赦案	九十七頁
此瓜	九十七頁
派刺	九十七頁
落花生	九十八頁
和蘭銀錢	九十八頁
易傳	九十九頁
測歲實法	九十九頁
歲實	一百一頁
群書治要	一百二頁
藥斑布	一百二頁
白酒	一百二頁
小學	一百三頁
ヒンドスタント國	一百三頁
難波村	一百三頁
折獄	一百三頁

續尾陽漫錄目錄

幹辨
井田
臺灣
敬空

百四頁
百四頁
百四頁
百六頁

婁亡
理寃
造茶
毛硯

百六頁
百六頁
百七頁
百八頁

續昆陽漫錄目錄終

續昆陽漫錄

青木昆陽著

細馬

唐書百官志。每歲孟秋。群牧使以諸豎之籍。合爲一。以仲秋上於寺。送寺送細馬。則有牽夫識馬小兒獸醫等。按唐時凡群牧之坊。禁死給仕者。謂之小兒。とありて。解せざりし。延喜式左馬寮。凡細馬十匹。中馬五十匹。下馬二十匹。牛五頭。毎年四月十一日始飼青草。十月十一日以後飼乾草。馬力半。牛二束。東。別置十斤。二兩。其飼丁馬列一人。以衛士充。但刈青草丁。并飼牛丁。總七十四人。并充仕丁。其飼秣者。冬細馬日米三升。大豆二升。中馬。下馬各米一升。大豆一升。牛米八合。夏細馬日米二升。中馬一升。下馬及牛不須とありて。細馬の上馬なり。延喜の比。遣唐使あれば。唐の事を見知りて書きしゆ。細馬の上馬たること明なり。

砂金

續日本後紀。云く。承和三年賜大使御衣一襲。白絹御被二條。砂金二百兩と。これにてみれば。承和の比。砂金通用ありとみえたり。

白銀

日本紀持統天皇五年。伊豫國司田中朝臣法磨獻守和郡御馬山白銀三斤三兩銚一籠とあり。此時伊豫國より白銀出づと見えたり。

川口湖

三代實錄云く。貞觀六年六月。甲斐國言。駿河國富士大山忽有暴火。燒碎崗巒。草木焦熱。土鏢石流。埋八代郡木柵并剗兩水海。水熱如湯。魚鼈皆死。百姓居宅與海共埋。或有宅無人。其數難記。兩海以東亦有水海。名曰河口海。火焰赴向河口海水柵剗等海。未燒埋之前。地大震。雷電暴雨。雲霧晦冥。山野難辨。然後有此災異焉と。これよてみれば富士山の焼くる時。砂ありて人家を埋めきとみゆ。さて今も川口村に湖水あり。古の河口海なるべし。元文元年。教書命を蒙りて。甲州を行。古書を求むる時。勝山村より川口湖を舟よて。川口村へ渡る。一里ありと云ふ。此湖水水落なく。伏水よて一里ほど脇へ。水ふき出づるなり。

大水

同書云く。貞觀十一年五月。陸奥國地大震動。流光如晝隱映。頃之人民叫呼伏不能起。或屋什壓死。或地裂埋殮。馬牛駭奔。或相昇踏。城郭倉庫。門橋墻壁。頽落顛覆。不知其數。海口哮吼。聲如雷電。驚濤涌潮。汴泗漲長。忽至城下。去海千百里。浩浩不辨其涯。淡原野道路。總為滄溟。乘船不逞。登山難及。溺死者千計。資産苗稼殆無了遺焉と。これ元文三年信濃國の大水の山鹽と云ふと略同じけれ。古よりありしことと見えたり。

唐商

同書云く。貞觀十六年七月。太宰府言。大唐商人崔岌等三十六人。駕船一艘。六月三日著肥前國松浦郡岸と。これよてみれば。唐商の我國へ來ること久しきことなり。これより前よも來りしことありと覺ゆ。

周髀

續日本紀云く。天平三年。制。自今已後。習算出身。不解周髀者。只許留省と。古出身の詳なることみるべし。

烏羽表

同書云く。延略九年。高麗國遣使上烏羽之表。群臣莫之能讀。而辰爾進取其表。能讀巧寫。詳奏表文と。俗云ひ傳へたる。西土より烏羽の文字を書きて來りしを。湯に蒸し讀むと云ふ。このことなるべし。

高瀬舟

三代實錄云く。慶元八年。令近江丹波兩國各造高瀬舟三艘と。これよてみれば高瀬舟と云ふに久しきことなり

土官

容齋隨筆曰。靖州蠻首自稱曰官。謂其部之長曰都僕。邦人稱之曰土官と。土官の長たること知るべし

封戸

續日本紀曰。天平十九年五月。太政官奏曰。封戸人數縁有多少。所輸雜物其數不等。是以官位同等所給殊差。於法准量。理實不堪。諸每一戸以正丁五六人中男一人爲率。則鄉別謀口二百八十。中男五十擬爲定數。其田租者每一戸以四十束爲限。不合加減。奏可之と。これよて我國封戸の制しるべし

阿蘭陀尺圖

寶曆三年。高橋氏よて見たる阿蘭陀尺。銀よて造り。三寸より折りて藏るやうよなしたるなり。阿蘭陀の尺。一箇一尺二寸よて十二段よなし。一尺の。曲尺一尺二分弱よあたる。阿

蘭陀の。都て十二となすゆゑなり。これハ阿蘭陀のレイン。テンツセドイム。ストツコンと云ふ尺なり

石和

甲州の石和を。倭名鈔よ石禾よ作る。石禾とい言ひがたきゆゑ。古より石禾と云ふと云へり

三郡

日本後紀弘仁二年。於陸奥國置和我。裨縫。斯波三郡とあれども。延喜式よこの三郡なし。今奥州五十二郡よして。和賀。裨貫。紫波の三郡あれは。和賀の和我。裨貫の裨縫。紫波の斯波なるべし。按ざるよ。延喜の時。この三郡を廢せれども。奥州よて竊よこの三郡ありて。官制の郡となるとみゆ

多禰

多禰島は古へ一國なりと云ふひとりあり。按ざるよ。續日本紀天平五年六月丁酉。多禰島熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人。賜多禰後國造姓。同十四年。制。大隅。薩摩。壹岐。對馬。多禰等國云々と。和賀。裨貫。紫波。和賀の日本紀よあれども。この文疑はしければ。多禰の島よて國よ

あらき

安南

安南總鎮營の書及び清都王の令旨の寫をみれば。我國の商人安南へ往きて賣買をなしたりとみゆ。その書斯の如し

安南總鎮營爲繳報事。茲有船主間小左衛門。有中鎗一件。已准買應用爲此繳來本國。所該等員人驗實並停勾撥繳

印

永祚 十年正月二十六日

永祚の安南の
年號なるべし

繳

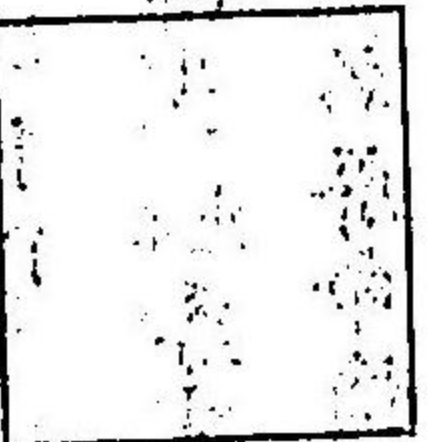
印

此二字押
字とみゆ

元帥統國政清都王令旨。日本國義客彌右衛門。許匠年裝載各貴物。就安南國赴京。拜稟置費。以通兩國。交易貨財。副其恩義。茲令

永祚六年五月

令旨



朱印

用名文字

姓名錄抄。名は用ふる文字と訓を載す。その文左の如し。この書の終。故准后閣下以管諫職大夫真筆之本。被書寫訖。正長丁酉三月日。右僕射判とあり。右僕射の一條藤原公なり。これに學者の拘らざることなれども。我國のことなれば知るべきことなり

乃則義儀憲範教章孝敬兼德法矩規典利慶歎度經紀式命繩期象明書述朝藝昔似載彝軌
雅仙言伐永化政知至。之。吉良好義儀慶善能濟懿令嘉榮理繼微美愛佳珍至資休由德類
承兼宜喜賢筆毅命麗可時克備敬。多。忠真政公齊渡正格理陟位董尹箴唯資身子俱只紀
匡江睢元帝念賢彈孫彦。乃信延述順陣宣舒書取別條序叙演暢展正房總命言政職惟將
據董喬遠。末。正昌政理兒方當雅匡順尹將齊繩嚴幹綱賢蔚睿元容。止。友公泰倫共知類大
俱借與兼條具伴朝明比等職。太。高隆教孝卓舉貴堯喬標楚陟尊幸宇岑生懷山膺考。頻助

續尾陽漫錄

七

資輔傳相祐亮右佐副方扶病毗翼分爲棟高良。由行幸之如將由隨于往致以通適舒至元馬役。利成生業濟齊爲登作平位救均就得尚有忠周也。知近邇親愛隣周允幾庶懷用身躬子實慎元。止俊利敏載年歲稔逸聰明智鏡照詮信章季曉。美三實騰省相視覽觀鑒鏡子身躬見親皆現臣。須安保安康泰愷懷寧恩得綏逸穩易緣。與賴依資倚自仍方賢形典利寄月據適。木材木興城樹黃紀息置起來杖減詐規申。知茂用以持望荷住蔚將式役申殖。阿支明昭章信朗詮在顯著卿光耀亮行。知道通康方達途途路陸徑盈滿充。古是惟維斯伊之時此是身比繫。且光滿充實盈三看苗並明水。介重成滋繁董蕃茂爲元。止元本職基資幹舊意臺採。時說節候秋辰言朝昔宗國。依房總林滋番重成芝維。半宗致統棟胸各順旨至。都連行貫列綿陳屬宣。補經常恒庸方懷昔綱。利有在茂滿光盈順照。奈長永脩條度仲中榮。比平衡位救均成救行。補真信實誠良孚校。乎英雄緒濟尾臣水。比弘廣博熙泰尋寬。加方賢家堅周良。支阿秋明章顯著。毛諸師庶認衆度。利守盛護衛積。須加員數竿和重。介景影陰啓蔭支清淨潔滌聖。悲季末標愷。止里鄉隣吏識。太定貞完慥。都繼次嗣序續。阿厚篤敦淳。奈並比波秘南。那名聲命稱。須澄角純處維。加香芳芬馨。留春治玄晴霽。奴無色懷諫。止速遐寬通玄。阿相會遇合。多江柯柯族條。多任堪能妙。衣江柯兄柄。也禮恭敬。比久尚之。止人仁者。美布

文收書。加勝遂葛。木息興居。多胤種殖。與世代。伊最彌。天秀英。止門簾。世關塞。補根福。久德得。伊今未。乎岳岡。須益增。阿布似。加風吹。多妙孫。介武健。津冢墓。比賴柄。奈綱。多爲米。知千。古彦。補加金。布藤。末松。加管。阿朝。與豐。美富。津夏。由冬。留光。屋山。

蒙古

間中古今錄曰。北狄稱銀曰蒙古。これにて觀れば、蒙古の金の如く、銀を以て國號とするなり。

猪水胞

明黃潤玉。涵海萬象錄曰。予幼時戲將猪水胞。盛半胞水。置一大乾泥丸于内。用氣吹滿胞畢。見水在胞底。泥丸在中。其氣運動如雲。是即天地之形狀也。此太虛之外。必有同氣者。これ猪水胞を以て。天地を説く始なり。

食椒

文海披沙曰。嶺南有雷公。冬蟄地中。人掘得便擊殺而食之。雷狩の西土にもあることなり。膳夫錄曰。弘君舉食椒有蟹肚。牛膝。炙鴨。脯魚。熊白。蟹脯。糖蟹。車螯と。食椒の今の獻立の

鍍銅佛

南史南平王偉傳曰。武帝軍東下。用度不足。偉取襄陽寺銅佛。毀以為錢。此銅佛を毀ちて錢となす始にして。權時の策を得たりと云ふべし。

五星

管窺集要曰。吾聞周王代殷。五星聚房。齊桓稱霸。五星聚箕。漢高入秦。五星聚東井。宋室太平。五星聚奎。此皆吉占也。唐天寶間。五星聚箕尾。而有祿山之亂。何哉。五星の聚ること決して理なし。たとひ天變にて。五星あつまるも。天變なんぞ量るべけん。

禁銅佛

宋史曰。鑄銅為佛。象及人物之無用者禁之。同書曰。凡金銀銅鐵鉛錫監治務。務工百有一。二百有一の少き。あつらざれども。銅佛無用の者を鑄ることを禁むる。治體を知ると云ふべし。

染紙

洞天紙錄曰。染紙作畫。不用膠法。用膠礬作畫。殊無土氣。否則不可著色。開染法以皂角搗碎。

浸清水中一日。用沙礬重湯煮一炷香。濾淨調勻刷紙一次。掛乾用以作畫。儼如生紙。若安藏三二月。用更妙。これを試みる。膠礬を用ひずして甚だ雅なり。

賜金茶僧

宋史曰。真宗崩。內遣中人持金賜玉泉山僧寺市田。言為先帝植福。後母以為例。錄是寺觀。稍益市田。金を賜ふに格別。田を買ひしむる。大に政體を失ふと云ふべし。宋の振はざる宜かり。

沙尾錢

同書曰。廣間多錢。夾以沙泥。重鑄。號沙尾錢。按之。沙尾錢。沙錢と異なり。此此思ひ出ださ。先年羽倉東之進。元の沙錢。大さ寶永通寶の大錢の如きを示して。沙錢の使用を問ふ。元の至大の年號にて。元史。沙錢の使用みえざるゆゑ知らざるを以て答ふ。今考ふれば。元の沙錢。沙泥を雜へたるもの。あらず。白目の類にて鑄たるもの。として。宋の沙錢と同じとみえたり。

置

證類本草。丹房鏡源を引きて云く。凝水石為置。水銀可為湧泉置。乳石可為水置。陽起石

可為外匱下。祛疑說曰。世以黃白之術。自詭者名為藝客。又曰。爐火小則輕瘦金銀。以為糝制。大則結成丹母。名曰匱頭。持燕雀不生。鳳狐兔不生。馬之文。以證用母之說。或切其真母。易以他物。或制而為匱。以邀重謝。凡水銀入匱。必食其母。以成寶。再三為之。母氣既竭。金銀已盡。則水銀為煙燄之歸矣。とあれは。疑水石為匱の匱。この匱なるべし。湧泉匱。水匱。外匱。予淺學として解し得ず。

胡蘿蔔

胡蘿蔔の形の人參に似たるを以て。我國の俗。人參と云ふと思ひし。先年八住順菴の語に云く。明鏡希言集曰。治疾當得真人參。反得支羅服。當服麥門冬。反得丞橫麥。三代以下皆以支羅服丞橫麥。合藥病日疔而遂死也。按潛夫論如此。支羅服今小朱蘿蔔也。吳越間有之。謂之丁香蘿蔔。其形如參。故誤用耳。丞橫麥疑即本草續麥是矣。陶弘景曰。根似續麥。故謂之麥門冬。以訛傳訛。曷所底止。

按するに。潛夫論に。治疾當得人參。反得支羅服。當得麥門冬。反得丞橫麥。已而不識真。合而服之。病以侵劇。不自知。為人所欺也。云々。三代以下皆以支羅服丞橫麥。合藥。病日疔而遂死也。と作る。

と。これにて觀れば。小朱蘿蔔は胡蘿蔔にて。人參に代へしゆ。我國にて人參と云ふなるべし。胡蘿蔔。味甘美にして極めて補益の功あるべければ。人參に代へたればとて。何ぞ病日疔して遂に死するに至らんや。名醫褚澄の言に。世無難治之疾。有不善治之醫。藥無難代之品。有不善代之人。とあれは。潛夫論治世不得真賢の譬なれども。曲かれるを矯めて直し過くと云ふべし。本草綱目に。元の時より胡蘿蔔西土に米るとあれども。潛夫論にてみれば。胡蘿蔔の後漢の前より西土にありとみゆ。小朱蘿蔔。丁香蘿蔔の名を載せざるは。本草綱目一缺なるべし。

沙子

證類本草に。日華子曰。設精草涼饒飼馬肥。二三月於田中生白花者。結水銀成沙子とありて。沙子の水銀をかためて鉛の如くなすなれば。沙の白めの類なること見るべし。

不入斗村

武州に不入斗村あり。古老の云く。古へ村となすたらざる地を。不入斗村と云ふ。のち村となりて。不入斗村と云ふ。村數に入れかぞへすと云ふことにて。草字の計を斗とあやまりて。不入斗と讀み誤れりと。この説のごとくなるべし。

朝鮮人來聘

將軍家譜云く。嘉吉三年五月。朝鮮人來朝。將到兵庫。時德本謂。朝鮮人託事於貢職。然實爲商賈也。且將軍家尚幼稚。諸大名國役之費。旁爲無益也。不可入於京都云々。彼國使者言爲奉帛普光院殿奉朝。不敢爲商賈米也。於是使入都。六月朝鮮人入京。館之於雙林寺傍景雲菴。斯波千代德監供給事。而下行之。十九日朝鮮人參室町殿。謁將軍家。其路次作樂。或吹笛。或擊鼓。或打鉦鼓。或彈琵琶。凡馬上者五十騎也。德本の管領也。山入道徳本也。これにて朝鮮人竊し商賈をなして。我國を欺くことしるべし

鯉

はれ／＼草。鯉倉の海。かつねといふ魚あり。彼さかひよ。左右なき物にて。此頃もてなす物なり。それも鯉倉の年寄の申し侍りし。此魚おのれらわらかりし世まで。はか／＼しき人の前へ出づること侍らざりき。頭は下部もくはき。捨て侍りし物なりと申しき。かやうの物も。世の末なれば。上さほまでも入りたつわざよこそ侍れとあれども。倭名鈔曰。鯉魚唐韻云。鯉音鯉。漢語抄云加豆乎。式文用。鯉魚二字。大鯛也。大曰鯛。小曰鯉。春鯉を加豆乎とをまの中らざれども。式文の延喜式の文にて。大膳。大炊。内膳式に鯉魚あり。其一二を擧ぐる。東

鯉十二斤。鳧鰾。熬海鼠。蛸。雜腊各六斤。堅魚九斤。雜結六十斤。御膳神。東鯉二斤。猪突。雜腊。堅魚。海藻各二斤。供神。堅魚十五斤。堅魚煎汁七瓶。夏祭。とあれば。徒然草誤るとみゆれども。無好の時。書籍甚だまなくして。延喜式。和名抄廣く行いれざるゆゑなるべし。或の云く。延喜式の堅魚は。今の堅魚節なりと。按ざる。今も西國にて生魚を斤を以て秤る所あれども。夏祭の比。堅魚生じて京師へ持ち来るべからず。且上下の物にてみれば。堅魚節なるべきか。堅魚煎汁の煮取なるべし。さて徒然草を作る比。鯉倉の東人の。堅魚節をもしらす。古へ堅魚節の供御となりしこと猶更しらざるゆゑ。生じて上さままでも入りたつことを云ひきとみゆ。いま大坂邊にて。堅魚節を加豆乎と云ふ人あり。豊前小倉にて。堅魚節を都へて加豆乎と云へば。延喜式の堅魚は。堅魚節たること明なり

村

倭名鈔。國々の郷を載せて。一郡三郷より。一郡二十四郷なるあり。按ざる。延喜の制一郡千戸に過ぎざれば。戸多き郷は。三郷にて千戸なり。戸少き郷は。二十四郷にて千戸あり。ゆゑなるべし。後世の一郡の戸數の定なく。郷村の分なきゆゑ。村數多くなりたりとみゆ

折骨分經云。畢九外腎也。屬足厥陰肝經と。これにて内腎外腎しるべし

分金

祛疑說云。地理之學莫先於辨方。二十四山於焉取正。以百二十位分金之用。丙午中釘則差西南者。兩位有半。用子牛正針。則差東南者。兩位有半。吉凶禍福豈不大相遠哉と。これ磁石の針を百二十位へあつるより。分金と云ふ。記分金とあるも。百二十位の當る所を記すなり

以物戲驚小兒

元史云く。諸以物戲驚小兒。成疾而死者。杖六十七。追徵燒埋銀五十兩と。これにてみれば。今の面を被り。戯れ小兒を驚すも。西土に習ふや

錠

元史云く。諸殺人者死。仍於家屬徵燒埋銀五十兩。給若主。無銀者徵中統鈔一十錠。會赦免罪者倍之と。元の時火葬行われし故。燒埋銀と云ふ。さて鈔の一錠いかほどなるや。諸書詳に載せむ。これ銀五十兩の代。十錠を徵せり。元の鈔一錠は。銀五十匁に當ること知る

る各七種は。日本書紀に。角法。一曰體源。二曰澹腫。三曰小少。四曰耳目口齒。五曰角法と。崔氏方曰。凡

唐書云く。醫博士一曰體源。二曰澹腫。三曰小少。四曰耳目口齒。五曰角法と。崔氏方曰。凡患癩瘰等病必瘦。脊骨自出。以壯丈夫肩手頭指及中指。夾患人脊骨。從大推向下。盡骨極指。復向上。去十二三迴。然以中指於兩畔處極彈之。若此病應彈處起。作頭多可三十餘頭。即以墨止記之。取三指大青竹筒長寸半。一頭留節。無節頭削令薄。似劍煮此筒子。數沸及熱出筒。籠墨照處。按之良久。以刀彈破所角處。又煮筒子。重角之。當出黃白赤水。次有膿出。亦有蟲出者。數々如此角之。令惡物出盡乃除と。これにて角法明なり

唐書云く。醫博士一曰體源。二曰澹腫。三曰小少。四曰耳目口齒。五曰角法と。崔氏方曰。凡患癩瘰等病必瘦。脊骨自出。以壯丈夫肩手頭指及中指。夾患人脊骨。從大推向下。盡骨極指。復向上。去十二三迴。然以中指於兩畔處極彈之。若此病應彈處起。作頭多可三十餘頭。即以墨止記之。取三指大青竹筒長寸半。一頭留節。無節頭削令薄。似劍煮此筒子。數沸及熱出筒。籠墨照處。按之良久。以刀彈破所角處。又煮筒子。重角之。當出黃白赤水。次有膿出。亦有蟲出者。數々如此角之。令惡物出盡乃除と。これにて角法明なり

日用物矣。四川湖廣淮南閩嶺吳越東南諸郡有之。以川滇衡永產者為勝。便氏圖曰。臘月種下。米春發芽。次年三月移栽。長七尺許。可放蠟蟲。栽女貞略如栽桑法。縱橫相去一丈。上下則樹大力厚。須糞壅極肥。歲耕地一再過。有草便鋤之。令枝條壯盛。即多蠟也。李時珍云。臘蟲大如蠟虱。芒種後延綠樹枝。食汁吐涎。粘於蠟莖。化為白脂。乃結成臘。狀如凝霜。處暑後剝取謂之蠟渣。過白露則粘住難剝矣。其渣煉化瀝淨。或籠中蒸化瀝下器中。待凝成塊即為蠟也。其蟲微時白色。作蠟及老則赤黑色。乃結苞於樹枝。初如黍米大。入春漸長。大如鷄頭子。紫赤色。繫之抱枝。宛若樹之結實也。蓋蟲將遺卵作房。正如雀窠蝶蛹之類爾。俗呼為蠟種。亦曰蠟子。子內皆白。卵如細蠟。一色數百。次年立夏日。摘下以若葉包之。今繫各樹。芒種後。苞拆卵化蟲乃延出葉底。復上樹作蠟也。樹下要潔淨。防蠟食其蟲。去尾先生云。女貞之為白蠟勝國以前略無記載。今則遍東南。諸省皆有之。向嘗疑焉。以為古人著書未暇。速微遐僻耳。非耳骨無今有也。然見婺州人言。彼中放蠟不過二十年。吳興人言。不過于許年。即余邑五年前亦無人知。此自余庚戌成營。先龍始樹女貞數百木。擬作蠟。近年米村中亦多自生。蠟蟲頃寄子半用。吳興子半用土。子土人言。土子為勝則昔無今有理亦存之。事固非目前所見。可懸斷也。

汪機本草彙編云。蠟白蠟與蜜蠟之白者不同。乃小蟲所作。其蟲食冬青樹汁。久而化為白脂。粘數樹枝。人謂蠟失著樹而然非也。至秋剝取。以水煮溶。瀝置冷水中。則凝聚成塊矣。碎之文理如白石膏。而堅徹。人以和油澆燭。大勝蜜蠟也。去尾先生云。蠟白蠟純用作燭。勝他燭十倍。若以和他理如白石膏。而堅徹。人以和油澆燭。大勝蜜蠟也。油不過百分之二。其燭亦不淋。故為用頭廣。多無害。宋氏雜部云。冬青子可種。堪入酒。至長盛時。五月養以蠟子。七月收蠟。不宜盡採。留迨來年四月。又得生子。取養蠟曬乾。以越布蒙於甕口。置甕布上。置器甕中。釜內水沸。蠟遂鎔下入器。凝則堅白。而為燭材。其滓盛之以絹囊。復投於熱油中。則蠟盡。油遂可為燭。凡養蠟子經三年。停亦三年。又白。巴蜀擷其子。漬浙東水中十餘日。搗去口種之。蠟生則近附伐去發肄。再養蠟養一年停一年。採蠟必伐木無老幹。玄扈先生云。女貞收蠟有二種。有自生者。有寄子者。自生者初時不知蟲何來。忽過樹生白花。枝上生。脂如三霜。雪。入謂之花。取用煉蠟。明年復生蟲子。向後恒自傳生。若不燒寄放。樹枯則已。若解放者。傳寄無窮也。寄子者。取他樹之子。寄此樹之上也。其法或連年。或停年。或就樹。或伐條。若樹盛者連年。就樹寄之。俟有衰頓。即剝酌停年。以體其力。培壅滋茂。仍復寄放。即宋氏雜部所謂。養一年停一年者也。伐條者。取樹截經寸以上者種之。俟盛長。寄子生蠟。即離根三四尺。截去枝幹。收蠟。隨手下壅。冬月再壅。明年旁長新枝等條。以後恒擇去繁冗。令直達。又明年亦復修理。恒加培壅。第三年可放蠟子。四年再放。五年復放。迨收蠟仍剪去枝。

如是更伐無窮。此所謂經三年停三年者也。凡寄子。皆于立夏前三日內。從樹上連枝剪下去。餘枝。攔留寸許。令子抱本。或三四顆。乃至十餘顆。作一簇。或單顆。亦連枝剪之。剪訖。用稻殼。浸水半日許。灑取水。剝下蟲顆。浸水中一刻許。取起。用竹筥。虛包之。大者三四顆。小者六七顆。作一苞。勒草束之。置潔淨甕中。若陰雨。頭甕中。可數日。天熱。其子多。近出。宜速寄之。寄法。取筥。包剪去角。作孔。如小豆大。仍用草條。之樹枝間。其子多少。視枝大小。斟酌之。枝大如指者。可寄。枝太細。幹太粗者。勿寄也。寄後。數日間。鳥啄。啄著苞。攫取子。勤驅之。天漸暖。蟲漸出。苞。先緣樹上下行。若樹根有草。即附草。不復上矣。故樹下。須芟刈極淨也。次行至葉底。棲止。更數日。復下。至枝條。啣皮入。啣食其脂液。因作花。約略。蟲出盡。即取下苞。視有餘子。并作苞。別寄他樹。秋分後。檢看花老嫩。若太嫩。不成蠟。太老。不成蠟。太老。不可剝矣。剝時。或就樹。或剪枝。俱先洒水潤之。則易落。乘雨後。或侵晨。帶露。華采之。尤便。次取蠟花。投沸湯中。鎔化。候稍冷。取起。水面蠟。再煎。再取。滓沈鍋底。勻去之。若蠟。不淨。再依前法。煎澄之。既淨。乘熱。投入繩。奪子。候冷。牽繩起之。成蠟。堵也。又曰。浸穀水。漬蠟子。剝下苞之。此是婺州法。吳興人。但于立夏後。剪子。到小滿前三日。連舊枝。作苞。寄之。亦生蠟。携寄。及吾邑。有自生之子。不煩寄放。亦生蠟。可見。傳生之物。氣足。為上。若吾鄉。傳有上子。不論節氣。但俟其氣足。欲近時。速剪下。寄之。可也。又曰。立夏前二日。剪子。此是

常法。但浙東氣暖。從他方。蠟子。遷恐。蟲近出。故以此為期。若吳興。在北吾邑。又在吾興北。則吾鄉。往吳興。及浙東。買子者。宜立夏後。剪小滿前。後寄也。若浙東。從吾鄉。蠟子。仍須立夏前。剪去耳。吾鄉。以北愈寒。寄宜愈遲。依此消息之。又曰。蠟子。若本地。所無。傳賀他方者。可行千里。如浙中。獨金華。業此最盛。而蠟子。於紹興。台州。湖州。川中。獨南部。西充。嘉定。最盛。而蠟子。于紹興。其間。相去各數百里。蓋蠟子。在立夏前。氣已足。可剪。小滿前。雖未出。可寄耳。亦須疾行。遲則。蟲先期出。不及。寄折損多矣。諺云。走馬。販蠟。謂此。若依前法。先作筥。置器中。蟲出不離。筥中。尚可遲二三日。寄也。又曰。金華。之於湖州也。嘉定。之於潼川也。歲蠟子。以去。而傳子。明年。又蠟之。叩之。則云。金華。嘉定。但生花。不生子。故然。金華。尚有土子。其價。以半。嘉定。絕無之。蠟子。之價。十倍。潼川。此理。殊不可曉。嘗臆度之。大都。樹少。多生花。樹老。多生子。樹卑。多生花。樹高。多生子。一樹之中。剪子。多則。生花。寄子。少則。生子。又北。種。販至南。多生花。南。種。販至北。多生子。如湖州。子。販至金華。盡生花。金華。子。販至閩中。又生花。故金華。子。多入閩。而轉。販于吳興。若金華。種。販至湖州。又生子矣。吳興。在北。金華。在南。閩。又在金華。南也。又如潼川。販至嘉定。盡生花。若嘉定。種。販至潼川。又生子矣。潼川。在北。嘉定。在南也。蓋花。性喜暖。子。性喜寒。其以老少異。以高下異。以南北異。理則一耳。又曰。或云。樹生花。即無子。生子。即無花。此間。有之。不盡然也。大概。多花。子。並生者。但欲留

種不宜早收。花絕不可見。至春中方著枝如螺。入夏頰長則花與子不相見耳。子盛長時有膏如錫蜜。去之即子枯。

附冬青

陳藏器曰。冬青木肌白有文。作象齒筋。其葉堪深緋。李時珍曰。凍青亦女貞別種也。山中時有之。但以葉微圓而赤者為凍青。葉長而子黑者為女貞。玄扈先生曰。女貞吳下稱冬青。產蠟處。皆稱蠟樹。此冬青吳下稱水冬青。或稱細葉冬青。

宋氏雜部曰。水冬青葉細利。于養蠟子。玄扈先生曰。冬青樹凋枯以猪糞壅之。即茂。或云以猪溺灌之。

附水槿

玄扈先生曰。水槿葉似女貞而邊有鋸齒。五葉攢生不花。李所謂水蠟樹必此也。蜀中又有一種挿蠟葉似菊尤易生。挿之一年便可寄。子三四年大如酒杯。只即衰壞須更挿矣。此與水種異種。水槿雖扦插易生。却難大。又蜀中蠟子生女貞。樹上少生挿蠟樹上者多。故當以蜀種為勝。

李時珍曰。有水蠟樹葉微似榆。亦可放蠶生蠟。

宋氏雜部曰。水槿細葉小黃花。又名水槿臘月。斬其條而挿之。易成大。木材可為器。宜養蠟子以取蠟。

附櫛山海經曰。前山有木。其名白櫛。郭璞註曰。櫛子似椰子。可食。冬月采之。木作屋柱。材也。汪穎食物本草曰。櫛子生江南皮樹如栗。冬月不凋。子小於椰子。櫛子有苦甘二種。治作粉食。饌食。褐色甚佳。

李時珍曰。子處々山谷有之。其木大者數抱。高二三丈。葉大如栗葉。稍尖而厚堅。光澤鋸齒峭小。菱冬不凋。三四月開白花成穗。如□花結實大如椰子。外有小包□□□□內子圓褐而有尖。大如菩提子。內仁□□□□食苦澁。煮炒乃帶甘。亦可磨粉胡櫛子粒小□□□□俗名麵櫛。若櫛子粒大水□赤文。俗名血櫛。其色黑者名鐵櫛。

李時珍曰。甜櫛子亦可產蠟。玄扈先生曰。余所聞樹。可放蠟者數種。以意度之當不止此。即如飼蠶之樹。世人皆知有桑柘矣。而東萊人言山繭者。於樹無所不用。獨楊樹否耳。諸樹中獨極繭最上。桑柘次之。椿次之。樗為下。由此言之。事理無窮。聞見之外遺佚甚多。坐井自拘何為哉。

按卷之。蠟樹のいぼたの木にて。細葉のいぼたより蠟を生ず。大葉のいぼたは蠟を生じがたし。民用の益なるゆゑ。元文中この文を國字を以て譯し。樹を試みんとしたれども樹

うべき地なくして。いまだ試みず

人參有毒

八住順庵云く。西溪叢話。人參。許氏説文。人參字與參同。扁鵲云。有毒或生邯鄲。梁書。阮孝緒母疾須人參。舊傳鍾山所出有鹿引之。鹿滅得此草とあれは。倭名鈔。人參を鹿のよげ草と訓むるはこれよるなるべしと。按ずる。説部等へ收むる西溪叢話。此事なし。全部の西溪叢話。これあり。鹿のよげ草。八住氏の説よろしかるべし。神農及び諸賢人參毒あることを知らず。扁鵲ひとり毒あるを知る。まこと古今の名醫と云ふべし。梁書阮孝緒傳曰。孝緒於鍾山聽講。母王氏忽有疾。兄弟欲召之。母曰。孝緒至性冥通必當自到。果心驚而返。隣里嗟異之。合藥須得生人參。舊傳鍾山所出。孝緒躬歷幽險。累日不值。忽見一鹿前行。孝緒感而隨後至。一所遂滅。就視果獲此草。母得服之遂愈と。これ孝感の致す所也。

蓋

弘事錄要曰。前樂時所謂水一大蓋者約一升也。一中蓋者約五合也。一小蓋者約三合也。弘事錄要。朝鮮の魚叔權が作して。明の嘉靖甲寅の歳。梓する書なれども。これと和蘭局方指南の記されは。明量。明らかを。宋量なり。度量衡考。宋の一斗當今三升二合肆分伍釐と

あり。一升。今の三合二勺肆釐有奇。伍合。今の一合六勺二撮有奇。三合。今の玖勺七撮有奇ナリ

頒祿

同書。頒祿第一科。正。春。中米。石。四。糙米。十二石。大田米。石。一。黃豆。石。十二。紬。二。正布。四。楮貨。十。夏。中米。石。三。糙米。石。十二。麥。石。五。紬。一。正布。四。秋。中米。石。四。糙米。石。十二。田米。石。一。麥。石。五。紬。一。正布。四。冬。中米。石。三。糙米。石。十二。黃豆。石。一。紬。一。正布。三。とあり。これにて朝鮮頒祿の制あるべし。中米。田米。いかなる米もや。朝鮮のことなれば解し得也

接待我國使臣事例

同書。我國の人を接待する事例。日本國王使例有正副二船或至三船。巨曾使只正副二船。國王殿。國王姓源氏。唐德宗乾符三年。其清和天皇即三皇子貞純姓源氏。源氏始此。國王殿在。島山殿。島山殿以下朝之巨。天皇宮西北。於三其國中。不設神。王。只神。御所。一。每三一起。上。京。二十五人。前。每三一起。二十五人。唯少二。大内殿。以上二殿。不。小。二殿。左。武衛殿。右。武衛殿。京極殿。細川殿。山名殿。對馬島。米。太。殿。則。九人。限。二年。次。來。朝。一。島主宗盛長。歲。遣。船。二。十五隻。內。大。船。九。隻。每。一。船。一。百。石。正。統。七。年。約。條。時。減。一。島主宗盛長。歲。遣。船。二。十五隻。內。大。船。九。隻。每。一。船。一。百。石。接。む。る。は。太。積。み。か。た。し。小。船。八。隻。每。一。船。一。と。あ。れ。は。室。町。殿。の。時。朝。鮮。へ。使。を。遣。さ。れ。たり。と。み。ゆ。島。主。へ。朝。鮮。よ。り。米。を。惠。む。何。の。爲。なる。よ。島。主。よ。り。米。を。遣。る。こと。と。互。に。商。を。な。し。たり。と。み。ゆ。これ。其。大。略。を。記。し。た。れ。ば。ま。は。弘。事。錄。要。を。考。ふ。べ。し

倭人朝京道路

同書。倭人朝京道路をあげて。中路。左路。右路。水路の四路あり。その中路。廣川。牧慶。安驛。廣川。國王巨曾使。延豐縣。安保驛。延慶。州利州府。俱有宴亭。無極驛。竹陰竹縣。陰城縣。槐山郡。俱有宴亭。延豐縣。安保驛。延慶縣。幽谷驛。慶成昌縣。尚州牧。國王使有宴亭。善山府海平。善山。仁同縣。八宮。星州。慶山縣。省峴驛。清道郡。榆川驛。密陽府。俱有宴亭。無訖驛。密陽。黃山驛。梁山郡。蘇山驛。梁山。釜山浦。東。左路。右路。水路も。國王巨曾の使。俱宴亭四たびあり。國王の使ばかり宴亭五たびなり。これよられて朝鮮の使。米聘の時。所々宴亭ありと見えたり。さて我國より自ら朝鮮へゆくことなけれども。倭人京に朝すと云ふより。今民間にて。朝鮮人來朝と云ふなるべし。

朝鮮儀物服用

同書。明の洪武三年。凡儀物服用始倣華制とあれは。洪武三年の前。朝鮮の儀物服用をなすと見えたり。

穀品

稔陽雜錄朝鮮の書。穀品を載す。我國になきものあり。朝鮮より貢せしめて作り試みば。民の

益なるものあるべし。其文左の如し

穀品

早稻。救荒秋所里(구하되 소리)一名米折稻(어름간이)無芒色黃皮薄。其性太早。耳甚聰。米白而軟。宜膏腴不渴之田。須於三月上旬解米。初種之。自春有芒。初發穗時色白。熟則黃。土宜種候上同。著光有短芒。初發穗時色微白。熟則黃赤。米白宜飯。耳鈍耐風。性忌瘠田。雖虛浮不實之地。亦能發穗而實。種候上同。次早稻於伊仇智(에우이)有短芒。初發穗時色微白。熟則芒黃赤。甲深黃。米光白作飯甚軟。耳甚鈍性健。宜虛浮不實之地。種候上同。倭子芒甚短若無。初發穗時色青。熟則芒黃甲微白。米光白作飯。則強性健耐風。宜虛浮水寒不實之田。所老秋所里(쇠도은 소리)無芒。初發穗時色青。熟則黃。米光白作飯。則軟耳鈍性畏風。忌瘠田。須種膏濕地。黃金子。芒長初發穗時色白。熟則深黃。與所老大同。子長大稍早。米白作飯則軟。耳鈍性畏風。忌高瘠。宜膏濕地。慶尚道好種之。晚稻。沙老里(재은리)芒長初發穗時色赤。熟則微赤。米白作飯軟。耳鈍性耐風。忌瘠田。宜膏腴水寒之地。牛秋所里(우도은리)無膏初發穗時色青。熟則白。得米多而色白。作飯軟。耳聰性畏風。宜膏腴不渴之地。黑沙老里(거본시고리)有短芒。立苗時色青。胎則色深黑。葉